

佐藤雉鳴 (さとう ちめい)

# 詔勅の昭和精神史

— 「みことのみこと」と今日の課題 —

## はじめに

「みことのり」は天皇のお言葉です。終戦の詔勅や新日本建設の詔―「人間宣言」ともいわれています―これらは天皇から仲介者なしに、ラジオあるいは新聞紙上において国民へ伝えられました。最近では「おことば」と称されています。東日本大震災のすぐ後、今上陛下から「おことば」を賜りました。それはビデオ・レターというかたちによってテレビで放映され、その内容は新聞紙上でも公開されましたから、まだ私たちの記憶に新しいところです。

「みことのり」は詔勅ともいいます。この詔勅について、池辺義象（いけば・よしかた）―明治から大正時代の学者ですが―の説明文から要約してお話しします。古い時代には、臨時の大事は詔、尋常の小事は勅と区別されました。また宣命というものもありました。宣命は国語の詔旨です。漢文の詔勅と相對していますが、上古以来、これが我が国の詔勅の本体だったといわれています。ところが『日本書紀』編纂時にはこれらがすべて漢文に訳されましたから、今ではその内容を知ることができません。ただ『続日本紀』にこの宣命が残っており、現在では本居宣長による『続歴史朝詔詞解』という大変重要な解説書によってその内容の詳細を知ることが可能です。そしてこの宣命は当初、「詔旨を宣布する義」であって「詔旨そのものの意」ではありませんでした。しかし後には言いなれて「日本風の詔旨」をいう名目となりました。この宣命を宣命大夫あるいは宣命使が式場で拝読した、池辺義象はそのように解説しています。現在ではすべてをまとめて「みことのり」という言い方が一般的になっています。

昭和二十年八月、米英を含む連合国と戦火を交えていた我が国は、ポツダム宣言を受諾し、九月二日、ミズーリ艦上において降伏文書への調印を余儀なくされました。ここから連合国の、いわゆるGHQの日本占領が始まりました。GHQの占領目的は、日本が二度と米国および世界の脅威とならないことを確実にする、そのことにありました。具体的な占領目標は物的武装解除と精神的武装解除であり、日本軍の解体と軍国主義および過激な国家主義の排除がその内容でした。

以上のことはどの昭和史本にも記されている通りです。またその事実を証明する文書も国会図書館には保存されています。しかしポツダム宣言の内容については未だ検証の為されていない部分があるように思います。その第六項には「日本国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は永久に除去せられざるべからず」とありました。当時から今日まで、ポツダム宣言のいうこの「世界征服」とは何だったのか、検証して成果のある著作はひとつも見当たりません。

GHQは昭和二十年十二月十五日、神道指令を発し神道と国家を分離させました。彼らの

いう「国家神道」は、要約すると、天皇・国民・国土が特殊なる起源の故をもって他に優り、「日本の支配を他国民ないし他民族に及ぼさんとする信仰理論」を含むものとされました。また翌二十一年一月四日、いわゆる公職追放令が発せられました。その覚書には、ポツダム宣言の第六項を実現するため、と明記されていたのです。追放された人たちは二十万人を超えました。しかし誰一人としてこの「世界征服」を追究した人はいませんでした。石橋湛山も追放の対象とされましたが、「今後の戦争がまだ世界征服の企図のごときに出たものでない」と語るのみでした。連合国とくに米国が何を以て「日本の世界征服」と断定したのか、そしてその根拠に妥当性があるのか否か、これを検証することはありませんでした。彼の書いた長文の『弁駁書』でも「日本の世界征服」には全く触れていません。

GHQは日本占領中、様々な指令を出しました。またその上部組織である極東委員会からは昭和二十二年四月十一日、「勅語、詔勅は授業研究又学校の儀式の基本として使用されてはならない」とする指令が発せられました。これは結果からして教育勅語をターゲットにしたものだと考えられます。日本国憲法はその翌月、昭和二十二年五月三日に施行されました。そしてその全文と第九十八条において、新しく制定された日本国憲法に反する詔勅は、その全部又は一部は効力を有さない、とされました。念を押すように昭和二十三年六月十九日、GHQの強い示唆によって、言い換えると彼らの圧力により、衆参両議会は教育勅語などの排除・失効確認を決議しました。新憲法には詔勅についての条文があるにもかかわらず、なぜ特別に教育勅語等の排除について念を押す決議の必要があったのか。これまではGHQによる「日本の弱体化」として整理され、それ以上の分析はなされませんでした。詔勅の研究をタブー視して来た戦後日本の状況が、その根底にあると思います。

先の大戦が終わって今日まで、我が国には解明されていない重要な歴史の事実がいくつが残されています。ひとつは靖国神社問題です。国家の要人が靖国神社へ参拝することの是非を報道することが、終戦の日のマスコミにおける毎年の慣例となりました。なぜこうなったのでしょうか。もうひとつは戦前の天皇像、この場合は昭和二十年十二月までの天皇像です。昭和二十一年元旦に発せられた「新日本建設の詔」、いわゆる「人間宣言」で天皇は人格化を否定された、そういうことになっています。しかし歴史上、天皇が自らを「神」と宣言されたことは一度もありません。それなのになぜあの「みことのり」を、未だに天皇の「人間宣言」などと称するのでしょうか。

実は、以上のことについて、歴代天皇の「みことのり」がどのように解釈されてきたか、そのことが大変深く関係しています。結論を云えば、いくつかの詔勅に対する曲解がその原因となっています。そして現在でもそれらの誤った解釈をもとに、様々なことが論じられています。

奈良・平安時代を記す史書には、皇位継承に関するたいへん重要な「みことのり」が残

されています。しかしこれも歴史の文脈と整合性のある解釈は少ないように思います。現在出版されている奈良時代関連の研究書あるいは歴史読み物における詔勅解釈は、歴史事実からの検証に堪えられないものが多く見られます。内閣官房から公開された皇室典範関連の報告書なども、関連する重要な詔勅の解釈を誤っていることがわかります。これらすべて、詔勅研究の貧困が招いた結果であると思います。

そこで本書には―「みことのり」と今日の課題―という副題を付けました。歴代天皇の「みことのり」がどのように解釈されてきたか、そして現代の諸問題とどのように関係しているのか、その辺りを少し詳しく、お話ししようと思います。

## 第二回 戦争スローガンと「みことのみ」

昭和の戦争が終わって、すでに七十年を越しました。しかし国家の要人による靖国神社参拝の是非、慰安婦問題や南京事件に関する歴史認識等々、いつまでたってもこれらの論争は先が見えないように思えます。議論は国内だけでは収まらず、近隣諸国からも多くの批判が寄せられるようになっていきます。ただし客観的な根拠は示されていません。

ところで、我が国がポツダム宣言を受諾し、終戦を迎えたのは昭和二十年八月でした。そしてGHQの占領を経て、昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ講和条約によって独立を回復し今日に至る、私たちはそう教わってきました。ところが不思議なことに、そのポツダム宣言の、我が国に提示された最初の条件、つまり第六項を詳細に解説したものは見当たりません。なぜでしょうか。

やはり昭和戦前―戦前は終戦前あるいは大日本帝国憲法下の日本ですが、話の文脈から判断していただいで結構です―そして被占領期に何があったのか。検証する必要があると思います。

### (世界征服の拳)

ポツダム宣言は全部で十三項目です。そのうち我が国に関する条件は第六項から第十三項までの八項目です。そしてどの歴史書にもあるように、ポツダム宣言受諾のポイントは国体護持でした。天皇を戴く我が国の国体、問題はこれが護持できるかどうかということでした。現在でもこのポツダム宣言に触れた読み物では、国体護持について、日本政府がどのようにその文面の真意を探索したか、息詰まるような場面が描かれています。また憲法改正を第十項と関連づけて説明されたりもします。

しかし第六項などは、その適切な解説を見たことがありません。その項目には「日本国民を欺瞞し、之をして世界征服の拳に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず」とあります(問1)。「世界征服の拳」です。実際には餓死する兵士が多かったともいわれるあの戦争で、本当に我が国は世界征服を目指していたのでしょうか。

昭和二十年十二月十五日、GHQは神道指令を発し、国家と神道の分離を命じました。国の機関あるいは公務員が公的資格において、神道、具体的には神社の儀式等に関わることや援助をしてはならないとする指令です。「大東亜戦争」や「八紘一宇」という用語は、その使用が禁止されました。そしてGHQがこの神道指令で対象とした神道とは「国家神道」というものであり、それは超国家主義を含むものとされました。天皇・国民・国土が特殊な起源をもつゆえに他国に優るといふ理由から、日本の支配を他国や他民族に及ぼす、そういう教えだということ。日本の支配を他国や他民族に及ぼす」ですから、防衛・自衛というより世界征服と似たような意味が感じられます。

またいわゆる「人間宣言」は昭和二十一年元旦ですが、その三日後の一月四日、公職追放令が発せられました。超国家主義者などの公職追放です。結果として二十万人以上がその対象となりました。その公職追放令にはポツダム宣言第六項の実現であると記されています。つまり世界征服に加担した者を公職から追放するということです（問2）。対象となった人のほとんどは軍関係者でしたが、それ以外に、諸団体に属する人々も含まれました。しかし公職追放令が解除となった後でも、その対象者がこの世界征服を批判した文書はないように思います。石橋湛山も追放対象とされ長文の「弁駁書」（問3）を書きましたが、世界征服には触れていません。ただ東洋経済新報に、「今次の戦争がまだ世界征服の企図のごとくに出了たものでないことは、累次の聖詔および当局の声明等に明示されたところである」と書いたのみでした。本来ならGHQが何を根拠に世界征服と断定したのか、またその根拠の真偽を問うことで批判に値すると思いますが、どこからもそれはありませんでした。当事者にも現在の研究者にもこの追究は見られません。

### （米国人の日本観）

ポツダム宣言の「世界征服の挙」は一九四五年（昭和二十年）です。対米開戦は一九四一年（昭和十六年）でした。ではその間に連合国、とくに米国が我が国をどう見ていたのか、そこを少し整理してみたいと思います。

対米戦争がはじまる以前の十年間、駐日米国大使はジョセフ・グルーという人でした。大変な知日家で、戦時中のあの凄まじい米国世論の中で、天皇を戴く日本を擁護し、三枝茂智という法学者などは「海外の清麻呂」と称したほどでした。清麻呂は和気清麻呂（わけのきよまろ）で、道鏡の即位を阻止して皇統を護った奈良時代の貴族です。

そのグルーですが、終戦の年には米國務省の次官でした。その人が一九四三年（昭和十八年）十二月、よく知られている「シカゴ演説」なるものを行いました（問4）。全体として軍国主義を除去した後の日本を擁護する演説でした。むろん、あの当時ですから米国内のマスコミからは強烈な批判もありました。『資料 日本占領1 天皇制』（大月書店）に、批判の詳細があります。その演説の中で引用されたのが、ヒュー・バイアスとヒリス・ローリーそしてジョージ・サンソムでした。

対米戦争がはじまって七十日後の一九四二年二月に出版されたのがヒュー・バイアス『敵国日本』（訳者・内山秀夫・増田修代、刀水書房、二〇〇一年）です。また『昭和帝国の暗殺政治』（訳者・内山秀夫・増田修代、同、二〇〇四年）は同年九月の出版です。バイアスは「ニューヨーク・タイムズ」の東京駐在記者でした。そしてヒリス・ローリーの『帝国日本陸軍』（訳者・内山秀夫、日本経済評論社、二〇〇二年）は一九四三年（昭和十八年）三月の出版です。北海道大学で教鞭をとったこともあるローリーは米國務省日本課にいたそうです。ジョージ・サンソムは英国の外交官で同時に日本文化研究の専門家でした。著書に『西欧世界と日本』があります。出版は戦後の一九五〇年（昭和二十五年）ですからこれは省きます。

まず『敵国日本』から引用します。

「天皇について日本人が語るとき、彼らは適切な言葉を知らない。天皇は神である」(六三頁)

「皇道とは、日本による統治が世界に拡大されてゆくべき道筋なのである」(八六頁)

「荒木(貞夫・筆者註)はまったくの侵略にすぎない政策を、宗教的情熱でうわべを飾ろうとし、日本の民族的神話を用いた」(八七頁)

「日本を侵略へ駆り立てているのは国民の欠乏に起因する圧力でなく、軍部の欲望の産物である」(二〇九頁)

「勝利者は日本に憲法の改正を強要するべきだ、という提案にもあてはまる」(一六三頁)

「日本の将来を論じ始める際の唯一の条件は、全面降伏と完全非武装化なのである」(二八一頁)

当時の日本をたいへん正確に観察しています。

次は『昭和帝国の暗殺政治』です。

「皇道」が指導原理であり、その進展が現在の戦争目的である」(二四四頁)

「国体明徴運動が功を奏して、日本国家の憲法理論を駆逐したとき、古語「八紘一字」が、帝国主義を推進するうねりを自己表現する標語になった」(二五九頁)

「新しい神道は、天皇の神格性から始まって、その無比で固有な特質のゆえに、日本は天皇家を新しい救世主とする世界の強大国になるべし、と主張したのだ」(二八五頁)

「主な戦争原因のうちで際立つのはつぎの三点である。

一、自国を特別な使命を持つ万邦無比の国だとする錯覚

二、軍部が政府を支配するのを許してしまう憲法上の欠陥

三、侵略への起点となる土地の獲得と、アジアの最大最高に組織化された軍事力の保有」(三三一頁)

「日本の国民は、見てくれの宗教とまやかしの憲法から自分自身を解放しなければならぬ」(同)

バイアスの見たこれらの内容は、のちにGHQが否定し排除したそのものという感じがします。「軍部の欲望」なら自衛ではなく、「侵略」とバイアスが定義するのも合点がゆきます(問5)。

次はグルーが序文を書いたローリーの『帝国日本陸軍』です。

「日本の伝統的な教義は、その後、侵略戦争のための跳躍台になっている」(二五五頁)

「世界最強の潜在的軍事大国としての日本は、今日、世界を征服せんものと戦っており、神格天皇と民族的優越の神話の苦汁を敗戦国民に強制している」(同)

「皇道の対外政策は常に侵略―神話的な考え方によって正当とされる―であった」(一六九頁)

「彼らの目標は、神格天皇および優越民族という自分たちのとてつもない教義を、打倒した世界に強制することにある」(二〇六頁)

対米開戦からわずか十六か月の間に、これらの著作が出版されました。米国人の、少なくとも知識層の日本・日本人観に彼らの著作が大きく影響したことは否定できないと思

ます。

### (グルーのシカゴ演説)

さて、グルーのシカゴ演説です。一九四三年（昭和十八年）十二月二十九日。グルーは日本の自由主義者を信頼していました。国会図書館にこの要約がありますので、引用します。

「この演説においてグルーは、日本の軍国主義は徹底的に罰しなければならないが、戦後改革の際には、偏見を捨て日本の再建と国際復帰を助けるべきだと主張した。そして、天皇を含む日本国民を軍部と区別すべきことを強調し、具体例を挙げて、日本人の多くが友好的であり「羊のように従順」であることを論じた。またグルーは、神道は軍国主義者によって教条的に利用されたが、天皇崇拜という面は平和国家再建のために利用できると主張した。さらに、明治憲法は天皇に主権を与えているため、どの政党も国民主権を主張できないと指摘したうえで、憲法が改正され日本国民が十分な時間を与えられれば、日本に議会制度を再建し政党制度を確立することができるだろうと論じた」

グルーはこれ以前にも数多くの演説を行っていました。そして軍国主義のない日本と天皇の擁護をしましたから、彼に対してはかなりの批判もありました。したがってこのシカゴ演説は、そういった批判をやや考慮したものに思えます。しかしながら、それでも反論はありました。一九四四年（昭和十九年）一月二日の「ニューヨーク・タイムズ」は、「グルー氏が神道及び天皇裕仁に関して述べた意見は、いくつかの疑問を起こさせる」として、次のように批判しました。

「第一点として、日本は、統治上のいっさいの権能を、国民ではなく、国家の神としての天皇に付与している神権国家である」

「考慮すべき第二の点として、近代神道は、ナチズムと同じく「八紘一宇」の原理に基づく領土拡張の教義となつてしまい、日本国天皇の支配のもとに全世界を『統一すること』を求めている」（『資料 日本占領<sup>1</sup> 天皇制』大月書店一九九〇年二三―四頁）

以上のようなことから、神道や天皇に象徴されるものを擁護するたぐいの言動は不適当に思われる、ということでした。

また同年一月二十一日の「アシユリー・クラークの談話の覚書」というのがあります。クラークは英国外務省極東部長です。米国大使館のアリソンという書記官が記したとされています。

「また、アシユリー・クラークは、国家神道ないしはいわゆる天皇崇拜とともに日本国天皇を、戦後日本における安定要因として利用し得る可能性を示唆したグルー元大使の最近の演説に言及し、その報道に対する彼の態度についても語った」

「日本の皇族を利用し得るであろうという点では同意見であったが、彼は、国家神道は――「そっくり全部」――消え去らなければならないと考えている旨を明言した」（前掲同二三―六頁）

いずれも、神としての天皇、そして八紘一宇という教義をもつ神道とくに国家神道を批判しています。ただ実際のグルーのシカゴ演説に「国家神道 State Shinto」はありません。彼には古来の神道への理解がありました。グルーが批判をしたのは、神道を軍事指導者が利用することです。

「神道は必然的に天皇への尊崇を意味するものであり、したがって、ひとたび日本が軍部に支配されない、平和志向の統治者の盾に守られるならば、神道のもつそういった側面は、再建後の日本において資産となることはあっても、負債となるはずはありません」(前掲同二二七頁)

ちなみに「国家神道」という語が知られたのは、おそらく、一九四三年D・C・ホルトム『日本と神道』(邦訳は昭和二十五年)あたりからではないかと思えます。

### (ポツダム宣言「第六項」の草案)

グルーが駐日米国外務大使だったころ、首席公使はユージン・ドーマンという人でした。ちに国務省の特別補佐官となり、グルーと同じように「良き日本」を主張しました(問6)。ところで、ポツダム宣言です。この草案作成者については意見が分かれています。特に第十二項を中心に、陸軍長官だったスティムソンあるいはボーンステイル大佐、またはグルーとドーマン等々、様々な見解が発表されています。ただ一九四五年(昭和二十年)五月二十八日にドーマンからグルーに渡され、現在「対日宣言案」として残っている文書の第六項とポツダム宣言第六項はまったく同じです。少なくともこの第六項については、ドーマンが草案を書きグルーが了承したものと同じだと考えて自然です。

「日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス」

このドーマンが書いたとされる草稿の現物は見当たらないようです。ただ「対日宣言案」にはグルーとドーマンの、日本への深い思いが反映されていることは確かなことだろうと思います。

### (八紘一宇とは)

天皇は神道の神であり、神道の教義は八紘一宇を基とする世界征服である。これが当時の米国における日本・日本人観だったといつてよいと思います。では八紘一宇とは何でしょうか。

「神武天皇即位前紀」

「然(しかう)して後に、六合(くにのうち)を兼て都を開き、八紘(あめのした)を掩(おほ)ひて宇(いへ)にせむこと、亦可(よ)からずや」(岩波文庫『日本書紀(二)』、二三八頁)

現代語訳すると、その後、国をまとめて都を開き、全国を一つの家のようにする、それもまた良いではないか、そういう解釈で自然かと思えます。ここからとくに世界征服など

は読み取れません。ちなみに神武東征といいますが、東征とは「東に行く」ことであって、征伐なら「征東」になるはずだと森清人―戦前の詔勅研究者ですが―は述べています。ではこれを要約した八紘一字になぜ勇ましい意味が含まれるようになったのでしょうか。

田中巴之助という人がいました。日蓮宗の宗教家で後に田中智学と称しました。明治三十八年七月、智学・田中巴之助謹述『勅語玄義』というのを発行しています。教育勅語の解説本です。その中で、教育勅語の「徳を樹つること深厚なり」を「文武の御徳政、一日片時も間断なく樹て植ゑさせられたる徳風の深大至高なること」(『勅語玄義』六頁)云々と解説しています。これは次回で詳しくお話しますが、この「徳」は「君治の徳」であって「徳目」ではありません。また儒教的な徳政でもありません。草案作成者の一人、井上毅のいうこの「徳」は「しらす」という天皇の統治をあらわす「君治の徳」でした。

さらに同書では、「之を中外に施して悖らず」について次のように解説しています。

「天壤無窮の皇運が、すでに世界統一といふことに邁進すべき使命天運を有して居るのである(中略)」「之を中外に施して悖らず」とは、姑らく消極的部面から温順に世界統一の洪謨をお示し遊ばされたもので、其必然的気運の命ずる所、必ず積極的意義の忠孝徳化が、快活靈妙なる力となつて、世界を信服せしめねばならぬ筈である」(同四〇頁)

しかしこの「中外」は「国の内外」ではありません。これも次回で述べますが、いわば「国中」です。元々は「宮廷の内外」「中央と地方」です。したがって右の解釈は誤りと言わざるを得ません。「中外」の誤りがエンジンとなつて「世界を信服」となり、八紘一字となつた可能性は高いと思います。

ただ田中智学は、影響力の大きさとは別として、いわば民間人です。宗教的な思想信条は自由でしたから、この表現に特に問題はないと思います。彼は国柱会を創設したことでも知られています。そこには石原莞爾などもいたとされています。その石原莞爾が指導していた東亜聯盟同志会の昭和十八年「昭和維新論」です。

「八紘一字とは、この日本国体が世界大に拡大する姿をいうのである。すなわち御稜威の下、道義をもつて世界が統一せられることであつて、換言すれば天皇が世界の天皇と仰がせられ給うことにほかならない」(『超国家主義』、筑摩書房、一九七四年、三八二頁)

石原莞爾は陸軍の軍人でしたから、これをたとえば米国人が読めば、やはり八紘一字は日本軍による世界征服をイメージさせる、そういわれても仕方がないと思います。

### (八紘一字と教育勅語)

昭和十五年日本政府は「基本国策要綱」を発表しました。第二次近衛文麿内閣です。

「皇国ノ国是ハ八紘ヲ一字トスル肇国ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招来スルコトヲ以テ根本トシ」

さらに昭和二十年六月九日、鈴木貫太郎総理大臣の施政方針演説です。

「万邦をして各々其の所を得しめ、侵略なく搾取なく、四海同胞として人類の道義を明らかにし、其の文化を進むることは、実に我が皇室の肇国以来のご本旨であられるのであります。米英両国の非道は遂に此の古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざる国是の遂行を、不能に陥れるに至ったものであります。即ち、帝国の戦争は実に人類正義の大道に基づくものでありまして、断乎戦い抜くばかりであります」『日本国会百年史』下巻・続編

「中外に施して悖らざる国是」は「八紘一宇の大精神」に関連付けられますから、「世界征服」を思い起こさせる可能性はないと言えません。八紘一宇そのものは『日本書紀』からの造語で、この造語に当初から拡大や膨張の意味があったかどうかはわかりません。ただ教育勅語「中外」を読み誤って、これがエンジンとなり「世界を信服」や「日本国体が世界大に拡大」となったことは、文献から明らかです。「八紘一宇」は一民間人の思想を超えて、国家のスローガンとなりました。昭和戦前のスローガンが、古い詔勅の誤った解釈を基にしていたという事実は、さらに広く学術的に検証されるべきだと思います（問7）。

### （天皇Ⅱ現人神論）

ヒュー・バイアスによると、米国人において、天皇が神道の神であることは天皇を理解するうえで障害でした。日本人が天皇を現人神と考えた、その根本も、実は詔勅の曲解にあります。

「現御神止大八嶋国所知天皇大命良麻止詔大命乎（あきつみかみとおほやしまくにしろしめすすめらがおほみことらまとのりたまふおほみことを）」

これは第三回でお話ししますが、現御神Ⅱ天皇ではありません。「現御神と」で「しろしめす」を修飾する副詞です。いわゆる「人間宣言」に深く関与した当時の侍従次長・木下道雄が「昭和二十一年元旦の詔書について」でこのことを解説しています。現人神ではなく、現御神を語った理由はここににあります。しかしこれを重要視した論考は今日まで見られません。

敗戦からGHQの占領となり、「侵略国家」（問8）「天皇非現人神論」「国家と神道の厳格な分離」等々の言葉で象徴される時代がありました。しかし現在に至るまで、それらについての有効な分析はまだ少ないと思います。これは次回で述べますが、今日の靖国神社問題なども詔勅の曲解がその根本です。大東亜戦争に関わる諸々も、この観点から解明されるべきだと思います。

このあと、第二回から第三回にかけて、教育勅語をしていわゆる「人間宣言」について、詳しくお話しします。じつはこれらの解釈が、昭和史の解明に大変重要だということが、お分かりになると思います。極論すると、教育勅語の曲解といわゆる「人間宣言」の誤解。これを理解しなければ、昭和の精神史はまったく解明できないと思うからです。

（各回の終了後、質問をいただきました。それらに対する回答を、次回の初めに整理して述べたのが以下の質疑応答です）

## 【質疑応答】

問1 ポツダム宣言第六項の全文を教えてください。

回答 国会図書館のサイト「日本国憲法の誕生」「ポツダム宣言」から引用します。

「六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス」

問2 公職追放令とはどんなものですか？

回答 これも国会図書館のサイトにあつて「史料に見る日本の近代」「新日本の建設」で検索できます。文書としては「好ましくない人物の公職よりの除去に関する覚書」です。そのポツダム宣言にふれた部分を示します。一はポツダム宣言第六項が記されています。

「二、ポツダム宣言のこの條項を実行する為め日本帝国政府に対し次に列挙する総ての者を、公職より罷免し、且つ官職より排除することを命ずる」

問3 石橋湛山の「弁駁書」とはどういうものですか？

回答 『私の公職追放の資料に供されたと信ずる覚書に対する弁駁』が正式な名称です。宛先は中央公職適否審査委員会そして中央公職適否審査訴願委員会というところで、GHQの意を受けた我が国の組織です。「弁駁書」は『石橋湛山全集 第十三巻』に収載されています。

問4 グルールのシカゴ演説の原文は読むことができますか？

回答 これも国会図書館のサイト「日本国憲法の誕生」「戦争終結と憲法改正の始動」にあります。要約も掲載されています。また『資料 日本占領1 天皇制』（大月書店一九九〇年 二一九―二三三頁）に邦訳が掲載されています。

問5 米国は八紘一字に世界征服思想を読んだということですが、あの戦争は、やはり「侵略戦争」だったのですか。

回答 当時における「侵略」の定義は明確ではありませんでした。国際連合総会決議で一応の結論が出たのは一九七四年です。今回は米国などがなぜ「侵略」というのか、それについてお話ししました。彼らは、法的なことではなく、日本の軍事指導者による戦争スロ―ガンとその説明を世界征服思想と把握しました。戦争の要因はその超国家主義思想にあるから、自衛ではなく「侵略」だと考えたのではないのでしょうか。挑発なき侵攻というニュアンスです。グルー、バイアス、ローリーなどからそれがわかります。またGHQによる日本占領方針の「精神的武装解除」もその証拠で、具体的には超国家主義の排除でした。

そこで、八紘一字（世界征服思想＝超国家主義）↓「侵略」という構図から、八紘一字

になぜ推進力が付いたのか。それを追究しました。それは即位の宣命を誤解して天皇を「神」とし、また教育勅語の「中外」を「国の内外」と誤解して「皇道を四海に宣布」としたこととありました。日本人による詔勅の曲解を米国が鵜呑みにして「侵略」とした、そう言えるのではないかと思えます。「侵略」か「アジアの解放か」の議論を超えて、米国側の「侵略」に対する意識を、日本の戦争スローガンから分析したということです。

問6 ジョセフ・グルーとユージン・ドーマンの、日本を擁護したお話がありました。ジョセフ・グルーとはどんな人だったのでしょうか。

回答―a 先ほどもお話した通り、グルーは対米開戦前の一〇年間、駐日米国大使でした。そしてドーマンは大使の信頼する参事官です。彼らは米国に戻り、のちにグルーは國務次官となりますが、ドーマンは特別補佐官となりました。

グルーは『滞日十年』という著作でよく知られています。大変貴重な本ですが、他に『東京報国』（一九四二年（昭和十七年）十一月、日本での出版は日本橋書店、昭和二十一年一月）があります。戦時中に出された本ですので、これも一部を引用してみます。

「私は過去十年間日本に生活してきた。私は日本国民を知ってゐるし、日本の軍機構、その戦闘精神、をよく知ってゐる。また、第一に、南洋を含む大東亜の地域と国民とを征服し、これを完全に支配してから、後に、我々の西半球を含む世界の他の地域と国民とを征服し、これを完全に支配しよういふ、僭越な野心を日本軍閥が持つてゐることも私はよく知つてゐる」（二頁）

「日本人は標語が好きで国民です。日本人は標語によつて統治する、といつても差支へないくらいです。支那における「聖戦」もこのやうな標語の一つであります。共栄圏とは、その根本的な意味を言つてしまへば、実に簡単に、経済的、金融的、軍事的、政治的、絶対制覇を意味するものであります。一言にしてこれを蔽へば、醜悪な「奴隷制度」の一語に尽きます」（五二頁）

「権力を把握するに至つた軍国主義者たちは日本国民の安寧などには無関心でした。彼らの関心事はただ彼らの夢見た侵略のみだったので」（五三頁）

「日本は、自らアジアに優越し、次で、アジア民族を世界に優越させるために、戦つてをります」（八二頁）

これらの発言と、ヒュー・バイアスそしてヒリス・ローリーなどを合わせて考えれば、戦時中の米国知識層の日本・日本人観がよくお分かりになると思えます。

回答―b また、ユージン・ドーマンですが、大阪生まれでした。九段の暁星小学校、奈良の郡山中学校の出身です。この人については、昭和四十三年、読売新聞社『昭和史の天皇 3』が参考になります。

太田三郎という人がいました。外務官僚でのちにビルマ・ポーランド・オーストラリアの大使となりました。この太田三郎がロンドンの日本大使館員だったころ、米国大使館の一等書記官としてやはりロンドンにいたドーマンと会ったそうです。

昭和二十五年、運輸審議会の仕事で渡米した太田三郎はドーマンと旧交を温めました。その時の話です。

「ドーマンのいうところによりますと、開戦直後のころは、天皇制に対するアメリカの世論は、きわめてきびしいものでした。天皇制は宗教であって、その国家神道は、宗教の自由に反し、日本の軍国主義につながり、国民に強要している。―これは俗耳にはいりやすい意見ですが、日本の実情を知らないアメリカ人の圧倒的な考え方であって、．．」『昭和史の天皇 3』、読売新聞社、三〇八頁

実に正確に当時の雰囲気語っています。これは昭和天皇に伝えて、太田三郎がお伝えした内容とされています。そうしてドーマンがポツダム宣言の草稿作成に関与したとされる事実は、まことに大きな意味を持つものだと思います。

戦後日本人の私たちは、GHQによる「日本の弱体化」ばかりを嘆いては仕方ありません。この思考停止状態では何もはじまりません。グルーやドーマンのギリギリの対日政策案も、三枝茂智のいうように、冷静に評価してみる必要があるのではないのでしょうか。

回答―c ジョセフ・グルーとマツカーサーの関係についても、『昭和史の天皇 3』には興味ある記述があります。グルーは終戦後の日本に來なかつた理由を、カイロ大使の書記官に嫁いでいた娘のエリザベス・S・ライアンにあてて書いていました。ポイントだけ要約します。

- ・ マツカーサーは多くのアドバイスを欲しないだろう
- ・ 支配者として日本の親しい友だちと顔を合わせるのが、まったくいやだった
- ・ 胆石の治療

「天皇を保つため、われわれの政府を納得させることができたと感じるからです」

ドーマンは昭和三十五年五月十七日、勳二等旭日重光章、グルーは同年九月二十九日、勳一等旭日大綬章を賜りました。日米修好百年で皇太子殿下・妃殿下（当時）がご持参されたそうです。ただしグルーは老齢で欠席だったそうです。

問7 東京裁判ですが。清瀬一郎は八紘一字の道德的意味を裁判官に説得できた、そう述べていたと思いますが。

回答 清瀬一郎は東京裁判において東条英機の弁護人だった人ですが、その清瀬一郎が井上孚麿を証人として八紘一字の説明を試みました。たしかに「証明は成功」とあります。

「この証明は成功し、八紘一字や皇道は日本道德上の目標であると認めざるを得なくなつ

た。すなわち、判決書（日本文）一三ページ下段より一九ページ上段にいたるまでに、つぎのごとく説明されている」（清瀬一郎『秘録 東京裁判』、中公文庫、七三頁）

その判決文を孫引きしてみます。

「皇道と八紘一字の原理」

「日本帝国の建国の時期は、西暦紀元前六百六十年であるといわれている。日本の歴史家は、初代の天皇である神武天皇によるといわれる詔勅が、その時に発布されたといっている。この文書の中に、時のたつにつれて多くの神秘的な思想と解釈がつけ加えられたところの、二つの古典的な成句が現れている。第一のものは、独りの統治者のもとに世界の隅々までも結合するということ、または世界を一つの家族とするということを意味した「八紘一字」である。これが帝国建国の理想と称せられたものであった。その伝統的な文意は、究極的には全世界に普及する運命をもった人道の普遍的な原理以上の何ものでもなかった。行為の第二の原則は「皇道」の原理であって、文字通りにいえば「皇道一体」を意味した古い成句の略語であった。八紘一字を具現する途は、天皇の慈愛に満ちた統治によるものであった。従って「天皇の道」―皇道または「王道」―は徳の概念、行為の準則であった。八紘一字は道徳上の目標であり、天皇に対する忠義は、その目標に達するための道であった。

これらの二つの理念は、明治維新の後に、ふたたび皇室と結びつけられた。一八七一年（明治四年）に発布された勅語の中で、明治天皇はこれらの理念を宣言した。その当時に、これらの理念は、国家組織の結集点を表現したものであり、また日本国民の愛国心への呼びかけともなった」（七三頁）

これについて、清瀬一郎はつぎのように語っています。

「引用した文書は、日本のわれわれとしては否認しているものであるけれども、敵意をわれわれに対してもっていた裁判官さえ、八紘一字の思想は道徳目標と認めざるを得なかったということを示す大きな事実である」（七四頁）

しかしこの判決文を読む限り、昭和戦前の八紘一字には触れていません。明治四年の廃藩置県以降のことは語られていません。結果として八紘一字は神道指令でその使用が禁止されたままでした。また訴状の「侵略」も撤回されませんでした。

東京裁判は批判すべき内容を多く含んでいます。清瀬一郎が主張した裁判の「管轄権」あるいは「事後法」そして「侵略とはなんぞや」等々について、裁判官は明確な答えを出していません。あまりにも一方的でした。

そしてこの八紘一字に関する判決文は、無用な議論を避けるためのものでしかなかったと思います。大東亜戦争や八紘一字はすでに使用が禁止されています。ですから日本側が主張する初期の八紘一字の理念をならべて議論を打ち切った、そう考えて妥当なのではないでしょうか。

当時としては、この判決文に日本側弁護人もそれなりに納得したようです。荒木貞夫の

弁護人だった菅原裕の『東京裁判の正体』にもそのようなことが記されています。しかし今にして思うと、裁判官側は、本音では、八紘一宇が世界征服の思想表現であると、確信していたと思います。史料はすでに豊富です。やはりいくつも重なった詔勅解釈の誤り、それを鵜呑みにしたGHQ。この日米の錯誤を解明しなければなりません。

問8 マッカーサーは昭和二十六年、米合衆国議会上院の軍事外交合同委員会において、日本が戦争に飛び込んでいった動機は、大部分が安全保障の必要に迫られてのことだった、そう証言していると読みました。もうこれで「侵略」はないのではないのでしょうか。

回答 たしかに先ほど申し上げた菅原裕という人が、昭和三十六年に出版した『東京裁判の正体』にそのことを書き残しました。その後、渡部昇一上智大学名誉教授などがこれをとりに上げ、現在では小堀桂一郎編『東京裁判 日本の弁明』にその邦訳が掲載されています（講談社学術文庫 五六四頁）。

このマッカーサー証言は昭和二十六年五月三日といわれていますが、サンフランシスコ講和条約の調印は昭和二十六年九月八日、発効は昭和二十七年四月二十八日でした。調印の前に行われた証言ですが、条約の内容に反映されているとは思えません。いわゆる東京裁判における被告人の多くは「侵略戦争に対する共通の計画謀議」で裁かれました。もしマッカーサー証言が反映されていれば、その第十一条、つまり東京裁判等の受諾や刑の執行などはもう少し異なる文章になっていたと思います。

また「侵略か」「自衛か」という論争は双方に言い分があってキリがありません。本文に示した通り、戦時中の米国では「日本の侵略」が多く見られます。なぜ彼らがそう言ったのか。それを突き詰めてゆくと、八紘一宇に代表される日本の戦時スローガンに行き着きます。そして『日本書紀』にあるこの古伝承とでもいうべきものに、なぜ推進力が付いたのか。それは結局、教育勅語の曲解ということでした。次回にその詳細をお話しします。

## 第二回 靖国神社と教育勅語

今回は教育勅語のお話です。明治二十三年に渙発された教育勅語は、GHQの占領下、昭和二十三年の国会において排除・失効確認の決議がなされました。現在ではすでに歴史的文献のひとつとなっています。

その教育勅語をめぐって、連合国とくに米国と我が国の間で何があったのか。そしてそのことが今日にどのような影響を与えているか、検証する必要があると思います。

### （靖国神社焼却案）

昭和二十年秋、終戦直後ですが、GHQ内部には靖国神社を焼却せよとの強硬意見がありました。マツカーサーの質問にローマ法王使節代理・ピッテル神父は「靖国神社は残し、排除すべきは国家神道という制度である」と回答しました（問1）。結果として靖国神社の焼却案は立消えとなりましたが、のちに教育勅語は排除とされました。なぜでしょうか。靖国神社、国家神道そして教育勅語の関係とは何か、これが今回のテーマです。

米国は終戦前から占領初期にかけて、教育勅語を慎重に研究していました。その評価は国家神道の「聖典」、近代国家神道の「根本聖典」、日本人における「精神的マグナ・カルタ」、あるいは「ゲティスバーグ演説」等々でした（問2）。いったい「父母に孝に」の教育勅語と国家神道とはどういう関係なのでしょう。

### （「文部省日記」）

神谷美恵子という人は、終戦直後の文部大臣・前田多門を父にもち、のちに「美智子皇后（当時は妃殿下）の相談役」と呼ばれた精神科医でした。父を手伝って文部省では通訳などをしていました。後任の安倍能成文部大臣からは正式に辞令が交付されました。彼女が残した「文部省日記」は、被占領下に書かれた最も重要な日記のひとつであると思います。

その「文部省日記」にはGHQ民間情報教育局長ダイク代将と安倍能成文部大臣の対談記録が記載されています。対談の主なテーマは教育勅語でした。ただダイクが「父母に孝に」などの徳目へ言及した記録は見られません。彼が問題にしたのは教育勅語の最後段「之を中外に施してもとらず」という部分であって、それを日本の軍国主義者たちは「誤り伝えた」というものでした。対談相手の安倍能成文部大臣はその意味がわかりませんでした。二人のやり取りを読むと、何とも言えない齟齬を感じます。いったいそれは何に由来するのでしょうか（問3）。

### （世界征服思想）

ダイク局長やその後任ニュージエントの有能な部下であったドノヴァン女史は、昭和二十

一年六月の報告書で「之を中外に施してもとらざる」を *thought of world conquest* 「世界征服の思想」と解釈しました(『続・現代史資料10』、二七八頁)。そして「斯の道」以下を次のように解説しています。

「この文章は当初、世界征服の思想はなかったと思われるが、何にも増して、彼らを救世主願望で奮起させ熱烈な愛国者とし、皇道精神の世界拡張をかきたてたのである」(筆者訳) ところでポツダム宣言第六項には「世界征服の挙に出づるの過誤」とあります。GHQにおける占領目標は日本の物的武装解除と精神的武装解除でしたが、後者を一言でいうと、この「世界征服思想」の排除ということになります。

またGHQが発した神道指令、国家と神道の分離ですが、これを要約するとそこには「天皇・国民・国土が特殊なる起源をもち、それが他国に優るといふ理由から諸国・諸民族を支配する」という過激なる国家主義の教義を含むものが国家神道だとされています。「世界征服思想」はポツダム宣言第六項と神道指令に共通して用いられている、そういつてよいと思います(問4)。

### (之を中外に施して悖らず)

ところで、明治維新以降の急激な欧米化。その弊害が道徳の紊乱でした。明治天皇の勅慮と地方長官会議での要請などから教育勅語は渙発されました。その教育勅語に世界征服の思想は本当にあったのでしょうか。

明治天皇は明治十一年八月から十一月まで北陸東海両道を巡幸されました。還幸の際、天皇は地方の民政教育について、岩倉右大臣に勅慮あらせられました。岩倉は感動し侍補たちにこれを伝えました。侍補たちは大いに喜び、「勤儉の詔」の渙発とその詔を「速やかに中外に公布」せられんことを岩倉右大臣に懇請しました(注1)。その詔は翌明治十二年三月に渙発されています。「地方の民政教育」ですからこの「中外」は「中央と地方」「朝廷と民間」、つまり「国中」です。「外国」は関係ありません。教育勅語の「中外」もこれと同じ意味で用いられています。

### (「中外」の語義)

この「中外」は、秩序を保つために後宮(の女性)と外朝(の男性)との交わりを禁止する「中外不通」(『管子』「君臣 下」)、これが漢籍の代表的な用例であり、その意味は「宮廷の内外」です。先の「速やかに中外に公布」の「中外」は「国中」であり、いずれも「世界」「外国」は関係がありません。

さて、教育勅語の最後段です。

原文(ひらがなで表記します)

「斯の道は実に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所、之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず」

昭和十五年文部省通釈(『続・現代史資料9』)

「この道は古今を貫いて永久に間違がなく、又我が国はもとより外国でとり用ひても正しい道である」

この文部省の解釈は全面的に誤っています。「古今に通じて」「中外」を曲解しています。教育勅語の草案を作成した中心人物は、井上毅という官僚（法制局長官）と元田永孚（侍補）でした。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』によれば、その井上毅の初稿には、「之を古今に通じて謬らず」が「之を古今に伝えて謬らず」だったことが記されています。また「之を上下に伝えて謬らず」「之を上下に推して謬らず」と変化していますが、「通じて」が「伝えて」であることは明らかです。「之を」と目的語になっていることからしても、「伝えて」で文脈に乱れがありません。「古今を貫いて永久に間違がなく」であれば、「之は」でなければなりません。したがってこれを資料に基づいて解釈すると、次のような文書となつて妥当です。

#### 現代語訳

「この道は実に我が皇祖皇宗の遺訓であつて、私の子孫そして国民のみな共守るべきものであり、皇祖皇宗がこれを昔から今に伝えて謬りがなく、全国（民）に示して道理に背かないものであつた」

教育勅語の「之を中外に施して悖らず」は（皇祖皇宗が）之を全国（民）に示して道理に背かないものであつた」がその真意と考えて妥当です。平成二十年三月、國學院大學日本文化研究所編『井上毅伝』「史料篇補遺第二」が出版されました。ここに教育勅語の「中外」が「国の内外」ではなく、「中央と地方」「朝廷と民間」、つまり「国中」であることを根拠づける井上毅の関係史料が公開されています（問5）。

幕末から明治初期、民間における「中外」は主に「国の内外」で用いられました。たとえば柳河春三の「中外新聞」があります。ただ宮中に近かった三条実美や井上毅そして小野梓や板垣退助らの用例はほぼ「宮廷の内外」「中央と地方」です（問6）。詔勅における「中外」の「国の内外」での用例は井上毅の没後に多いといつてよいでしょう。

現在まで教育勅語の「之を中外に施して悖らず」は「外国でとり行つても道理に背かない」と訳されています。しかし草案を作成した元田永孚や井上毅の関係史料に「外国」「国の内外」はなく、この「中外」はあくまで「中央と地方」「朝廷と民間」、つまり「国中」であることが明白です。

#### （「斯の道」の変遷）

さらに重要なことは、教育勅語の「斯の道」についてです。「斯の道」は勅語渙発から日露戦争あたりまでは「父母に孝に兄弟（けいてい）に友に」などの「徳目」でした。人として当然行う道、そういつたことが多くの解説書で主張されました。しかし日露戦争以降、「斯

の道」は「徳目」に加え、「皇道」や「建国の大義」「肇国の大義」としても語られるようになりました。そして昭和戦前になりますと、「徳目」というよりは「皇道」や「建国の大義」「肇国の大義」が前面に出てくるようになり、「皇道を四海に宣布」というような表現も出てきました。究極は「八紘一宇」です(問7)。受け取りようによっては「建国の大義を国の内外に施してもとらず」となるでしょう。むろん戦時下ではある程度の誇張もやむを得なかっただろうとは思いますが。実際に「世界征服の思想」と解釈されるような語調も、戦時下の我が国要人にはたしかに少なくありませんでした。

G H Qのダイク代将が「之を中外に施してもとらず」を日本の軍国主義者たちは「誤り伝えた」、こう語ったこともこれで理解できます。「徳目」であれ「皇道」「肇国の大義」であれ、「中外」が「国中」と正しく解釈されていれば、「世界征服」という誤解は発生しなかったのではないかと思えてなりません。

#### (やまごまな誤解)

教育勅語の解釈に深く関与した人たちに、井上哲次郎―代表的な教育勅語の解説書を著した学者です―あるいは芳川顕正―教育勅語渙発時の文部大臣です―そして金子堅太郎―井上毅等と明治憲法の起草に関与しました―という人たちがいます。しかし彼らは洋行組だったせいにか、井上毅が重視した我が国の古典の重要な部分を解説していません。

ですから彼らにおける「徳を樹つること深厚なり」の「徳」の解釈は、井上毅のそれとは異なっています。井上毅のいう「徳」は「しらす」という意義の天皇の統治、つまり「君治の徳」ですが、彼らのそれは「父母に孝に」その他の「徳目」でした。それで彼らは、「斯の道」はすなわち「徳目」だと解釈しました(問8)。しかし「君治の徳」と臣民の遵守すべき「徳目」、この両方があつて「子孫臣民の俱に遵守すべき所」です。天皇の子孫は「君治の徳」を、臣民は「徳目」を遵守する、これで「俱に」と表現された意味が明らかになります。

「君治の徳」を理解しなかった井上哲次郎らの誤った解釈が今日まで受け継がれてきた、これが歴史の事実だといって過言ではないと思います。

#### (不毛な国家神道研究)

教育勅語の「之を中外に施して悖らず」を元田永孚及び井上毅のとおり解釈すれば、神道指令が誤解の上に出されたものであることが判明します。

G H Qの日本占領がはじまって、わずか三ヶ月半後の昭和二十年十二月十五日、国家と神道を分離せしめる神道指令が発せられました。その後、日本国憲法によって、国家は宗教に参与してはならないとされました。G H Qの占領下では、修学旅行における歴史的神社・仏閣への見学は禁止され、日露戦争などに関連のある彫像などは撤去されました。

しかしこの神道指令は、日本人が教育勅語を曲解し、それをG H Qが鵜呑みにした結果である、こう考えて不自然ではありません。G H Qの占領目標は日本の物的武装解除と日

本人の精神的武装解除でした。前者は軍隊の解体で、後者は超国家主義の除去、そういうことでした。この超国家主義は、GHQによれば「世界征服の思想」ということです。神道指令の条文には「日本の支配を他の国や民族に及ぼす」というようなことが記されています。したがってGHQ神道指令のいう国家神道とは、教育勅語の曲解が生んだものと考えて歴史の事実と矛盾しません。しかしこれまでの我が国では、神道指令から教育勅語の曲解まで分析した国家神道論はありません。GHQ関係文書を重要視せず、神社行政史からのみ国家神道を特定する試みは、確固たる根拠を欠く捏造国家神道論しか生まないことは、当然だろうと思います。これは第七回でまたお話しします。

### （政教裁判の過誤）

戦後、我が国では多くの政教関係裁判が実施されてきました。代表的な一つは「津地鎮祭訴訟」です。昭和四十年、津市は体育館の建設に際し、地鎮祭のために八千円弱の公金を神職へ支出しました。それが憲法に抵触するか否かの裁判でした。地裁は合憲、名古屋高裁は違憲、そして最高裁では合憲の判断となりました。ただし最高裁裁判官の十五名中、十名が合憲判断で五名は違憲判断でした。その反対意見を述べた裁判官のなかには藤林益三裁判長も入っています。その藤林裁判長の意見書に「事実上の国教」が用いられました。矢内原忠雄という人の著作からの引用だと明記されています。矢内原忠雄は一つも事実を示さず、つまり自分の感想を述べただけですが、裁判長はあたかも根拠があるかのように引用しています。（問9）

そしてこれが最近の政教関係裁判まで代々受け継がれることになりました。まるでコピーのようです。たとえば平成二十二年一月、砂川政教分離訴訟の最高裁判決がありました。北海道砂川市の市有地を神社に無償で提供していることが政教分離違反ではないかと提訴された裁判です。最高裁は違憲と判断しました。

最高裁判決における裁判官の意見には次のような文言が記されています。旧憲法下における政教関係の評価です。

「神社神道につき財政的支援を含めて事実上国教的取扱いをなし」

このように多くの判決文には「事実上の国教」とか「国家神道の反省」という文言があります。しかし国家神道という定義が、教育勅語解釈の誤りから出来たものであることは先に述べた通りです。また「事実上の国教」について言えば、当然ですが憲法や法律に国教の定めはなく、教義も存在しませんでした。したがって「事実上の国教」は役所担当者が法律を逸脱して解釈する誤りをおかした、加えて上位の者がそれを見逃した、そういう問題だと思えます。国家神道を事実の根拠なく語れば、それはいわゆるイデオロギーというものと変りありません。

ところがなぜか裁判官はここを語りません。そして引用文を歴史の事実と照合することなく、ただただコピーして判決文を書いている、それが我が国の司法の実態です。しかし裁判官は研究者ではありません。ですから研究者や専門家が、裁判官が参考にし得る根拠

をもった研究書を、世に出す必要があるのではないかと思えます。

#### (いわゆる不敬事件)

話は変わりますが、教育勅語をめぐっては内村鑑三のいわゆる「不敬事件」というのがありました。教育勅語の奉読式において、天皇の親署に対する内村鑑三の礼の仕方に不満を持った人々から非難された事件です。これに関しての、キリスト教徒の代表的人物・植村正久の論評です。

「何故に生徒のモツブ然たるを不問に置くや、何故に壮士の運動を擅(ほしいまま)にせしめたるや、何故に秩序を紊るの行を容赦するや、何故に生徒を恐れ、生徒の意を迎ふるに汲々たるや・・。」『植村正久著作集1』、二八八頁

モツブは英語の *mob* で、この場合は暴徒という意味です。これについて、山本七平は「以上の記述は、この事件が『学生運動』に屈した学校当局の超法規的処理であることを示している」(『空気の研究』、文春文庫、六一頁)と解説しています。つまり、この事件は第一高等学校の学生が煽り、学校側がそれに圧されて内村鑑三の処分を決定した、そういうことだと思えます。国家がその権威で学校に圧力を加え、処分したわけではありません。

この事件から様々な議論が起きました。いわゆる「教育と宗教の衝突」です。ただ「不敬事件」とはいうものの、学校内の問題です。国家としての問題ではなく、当事者間のそれだったと客観的に評価する必要があると思えます。国家が教育勅語の親署に対し、拝礼を強制したとか、そういう問題ではありません。この構図は、先にお話しした「事実上の国教」に似ています。

#### (教育勅語と公職追放令)

GHQは日本占領後、多くの指令を発しています。昭和二十一年一月四日の公職追放令もその一つです。公職追放令には追放対象者の基準と、それがそもそもポツダム宣言第六項によることが明記されています。その第六項には「世界征服の挙に出づる過誤」とあるのです。公職にあった人の中には「世界征服の挙」に出た人がいたというわけです。

公職追放になった人は二十万人強とされています。石橋湛山、戦後に大蔵大臣だった人であり、追放解除後には総理大臣となりましたが、彼も追放されました。これに不満だった彼は『私の公職追放の資料に供されたと信ずる覚書に対する弁駁』を提出しました。宛先は中央公職適否審査委員会そして中央公職適否審査訴願委員会というところです。GHQの意を受けた我が国の組織です。

しかし湛山の「弁駁書」にはこの公職追放令にある、ポツダム宣言第六項への反論はひとつもありません。GHQはこの第六項を実行するために公職追放を行うと記しているのに、なんとも不思議なことです。湛山がこの「世界征服」に触れたのは東洋経済新報に記載した記事でした。

石橋湛山はこう述べています。

「しかし私はここに断々乎として述べるが、万一わが国に事実「国民を欺瞞し、世界征服の挙に出でしめたる権威と勢力」のごときが存したとすれば、あえて外国から要求されるまでもなく、わが国みずからこれを永久に除去しなければならない。なんとすればわが建国の精神は断じてかかる不逞の存在を許さず、今次の戦争がまだ世界征服の企図のごときに出たものでないことは、累次の聖詔および当局の声明等に明示されたところであるからだ。」『石橋湛山全集 第十三巻』、十三頁

しかしながら、GHQが何を根拠に「世界征服の挙」と断定したのか、ここへの言及はありません。彼らのいう「世界征服」の根拠を追究し、そのことの真偽を論ずれば、あるいは展開が変わっていたかも知れません。ただこれはもう湛山の限界を越す作業だったのでしよう。彼が教育勅語の従来解釈について疑問をもっていたとの文章も見あたりません。

したがって、当然ですが、その弁駁書にはポツダム宣言の「世界征服の挙に出づる過誤」への反論は書けなかったのだと思います。石橋湛山は東洋経済新報の編集長であり社長でした。具体的に問題とされたのは戦前に彼が書いた記事でした。弁駁書はほぼその記事に対する批判への反論で尽くされています。追放基準のG項目は超国家主義者（過激なる国家主義者）の排除ですが、最も重要な、ポツダム宣言の「世界征服の挙に出づる過誤」があったか否か、その検証がありません。石橋湛山でさえこうですから、他に公職追放となつた人たちでここを追究した人はいなかったように思います。教育勅語の曲解を述べた人がいないという事実がそれを証明しています。

#### （国民道徳協会の口語訳文）

今日、教育勅語は様々なところで読むことが可能です。現代語訳では国民道徳協会の口語文訳が最もよく知られていると思います。先程の原文とその口語文訳を比較してみます。

原文（ひらがなで表記します）

「斯の道は実に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所、之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず」

国民道徳協会の口語文訳

「このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私たち子孫の守らなければならぬところであると共に、このおしえは、昔も今も変らぬ正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国で行っても、まちがいのない道でありますから」

「このような国民の歩むべき道」は「斯の道」ですが、本来は「君治の徳」と臣民の遵守すべき「徳目」が含まれています。しかしこの訳文は徳目にしか着目していません。たしかに徳目だけなら「日本ばかりでなく、外国で行っても」は正しいかも知れません。しかし「しらす」という「君治の徳」は我が国に固有のものです（問10）。この理解がないので、この口語文訳では「子孫」と「臣民」の区別がありません。この「子孫」は天皇の「子孫」

です。

この訳文が公開された佐々木盛雄『甦る教育勅語』は昭和四十七年の出版ですが、平成十四年の『明治天皇御製 教育勅語謹解』（明治神宮社務所、九一頁）にも引用されており、現在でもこれが訂正されたという情報はありません（問11）。

#### （検証されなかった教育勅語）

我が国はGHQなどのいう「世界征服思想」をなぜ追究しなかったのでしょうか。被占領下の昭和二十二年四月十一日、日本教育制度改革に関する極東委員会指令では「勅語、詔勅は授業研究又学校の儀式の基本として使用されてはならない」とされました。そして日本国憲法の第九十八条です。

「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

おそらくはこれらのことから、戦後は詔勅を研究することに消極的だったのだらうと思います。教育勅語の曲解を論ずる著作が拙著『繙読「教育勅語」』、『日米の錯誤・神道指令』以外に見当たらないことがその証拠です。

もし「世界征服」を追究していれば、ポツダム宣言・神道指令・公職追放令を通して教育勅語の曲解解明に行き着いた可能性があつたと思います。しかしここを検証した著作は見あたりません。教育勅語の解釈が未だに「外国でとり行つても道理に背かない」、あるいは「普遍的」とされていますから、「皇道を四海に宣布」という当時のスローガンと区別がつかえません。

現在の我が国における教育勅語の解釈をみれば、GHQの担当者なら日本人は未だに国家神道の信者であると疑われないに違いありません。つまり教育勅語解釈の誤りを正していない現状において、日本人はすべて国家神道信奉者ということになります。「之を中外に施して悖らず」の解釈を訂正しない限り、日本人から「世界征服思想」は除去されていないと言われても仕方がありません。靖国神社問題が混迷している大きな原因の一つに、この教育勅語解釈の問題があります。またこれは我が国の政教関係裁判にも大きな影響を及ぼしています。もしこの解釈を正すことができれば、国家神道は瞬時に雲散霧消し、国家神道と神道の関係も、必然的に見直されることになると思います。

D・C・ホルトムが近代国家神道の最も重要な文書と評価した教育勅語。戦後における我が国の論者は、教育勅語の排除をGHQによる「日本の弱体化」と語るのみで、その解釈の検証をしませんでした。それゆえポツダム宣言第六項の「世界征服」、神道指令の「国家神道」を解明できないで今日に至っています。もつと言えば、「八紘一宇」や日本の「侵略戦争」あるいは「軍国主義」という表現も同じです。これらの基礎には教育勅語の曲解がありました。やはりこの解釈の歴史を検証することこそ、我が国近現代の精神史を解明する大きなポイントであると思います。

## 【質疑応答】

問1 ビツテル神父については人名事典に見つけられません。もう少し教えて下さい。

回答 資料は朝日ソノラマ編集部『マッカーサーの涙』一一八頁です。  
ブルーノ・ビツテル法王使節代理

「自然の法に基づいて考えると、いかなる国家も、その国家のために死んだ人びとに対して、敬意を払う権利と義務があるといえる。(中略) はっきりいって、靖国神社の焼却、廃止は米軍の占領政策と相容れない犯罪行為である。靖国神社が国家神道の中核で、誤った国家主義の根元であるというなら、排すべきは国家神道という制度であり、靖国神社ではない」

右のメモは現物としては確認されていません。またビツテル神父の肩書は同書にあるものを引用しましたが、ビツテル神父の名はたしかに人名事典等には見当たりません。しかし様々な状況からこのコメントには蓋然性が認められます。

このコメントはしばしばキリスト教徒が靖国神社を肯定した例として引用されますが、問題は「排すべきは国家神道という制度」という件です。靖国神社を残す条件としてビツテルは「国家神道の排除」を挙げ、結果としてGHQのいう「国家神道の聖典」である教育勅語が排除された、こう考えて文脈上の混乱がありません。

なぜならGHQのいう国家神道の教義は「世界征服思想」を含むものであり、「之を中外に施して悖らず」がその表現とされたからです。このコメントを引用する論者たちは往々にして教育勅語賛美派ですが、この「世界征服思想」を解明せず、「中外」を曲解したその解釈では、矛盾を越して支離滅裂であるといわざるを得ません。靖国神社擁護と整合するのは、あくまで「中外」を明治天皇・元田永孚そして井上毅の史料に副って解釈した教育勅語です。

問2 米国の戦中および占領期の教育勅語評価を具体的に示して下さい。

回答 まず、鈴木英一『日本占領と教育改革』(昭和五十三年、勁草書房)から引用します。

スピנקス、(教育勅語は)「この国の精神的マグナ・カルタである」(『パシフィック・アフエアーズ』一九四四年三月に掲載されたとの記述、一一頁)

シーフェリン海軍中佐(京都、米第六軍軍政部)「日本の教育家と話してみても、教育勅語が深く尊重

されていることに注目している。それは、かれらにとつての『ゲティスバーグ演説』である」(一一三頁)

さらに他の著作からです。

ウィリアム・バンス「教育勅語は近代国家神道の『聖典』だった」(『続・現代史資料10』、二六九頁、筆者訳)

マーク・T・オア「占領軍の役人たちは、『近代国家神道の根本聖典』として、非常に慎重

に教育勅語を研究した」（『占領下日本の教育政策』、一五九頁）

D・C・ホルトム「この国家主義を再確認した聖典は教育勅語であって、これはあらゆる点から考えて、近代日本の歴史の生んだもつとも有名で重要な文書である」（『日本と天皇と神道』 昭和二十五年邦訳、一〇二頁、原著は『Modern Japan and Shinto Nationalism』昭和十八年シカゴ大学出版部）

「・・・そのため教育勅語は国家神道の主要な聖典となるのである」（同、一〇七頁）

問3 「文部省日記」はいつどのように発表されたのでしょうか。

回答 神谷美恵子「文部省日記」の初出は雑誌『ももんが』の昭和四十一年九月号でした。実はこの年の六月に安倍能成が他界しました。それゆえこの九月号は実質的な「安倍能成追悼特集号」となりました。安倍・ダイクの第二回会見記は安倍能成により公開禁止とされていましたが、おそらくは、あの当時に神経質にならざるを得なかった勅語の話題だったからと考えられます。新しい勅語の渙発が話題の一つでした。実現はしませんでした。ただ『ももんが』は省略された会見記であり、全文が公開されたのは雑誌『みすず』の昭和四十二年十二月号と翌四十三年一月号でした。そしてこれが昭和五十五年『神谷美恵子著作集九 遍歴』に「文部省日記」として収載されて広く読まれるようになりました。

問4 ポツダム宣言などに日本の「世界征服」が記されていたということですが、我が国はそれをどのように把握していたのでしょうか。

回答4— a 言い尽されていますが、当時はやはり国体護持が最大の課題でした。そのせいか、ポツダム宣言は全十三項ありますが、その第六項はよく検証されていなかったと思います。国会図書館の資料からその第六項を引用します。ただし読みやすいように、ひらがなを用い、読点をつけてあります。

ポツダム宣言・第六項

「吾等は無責任なる軍国主義が世界より駆逐されるに至る迄は平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国国民を欺瞞し、之をして世界 征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず」

第七回でお話ししますが、これに対し我が国政府は戦争責任者の処罰と解釈しましたが、敵国は将来のために漠然と表現したと解せざるを得ない、そう考えて妥当である、と記しています。国体護持が最大のテーマでしたから、「世界征服」には言及がありません。

また昭和二十年十二月十五日の神道指令には「日本の支配を（中略）他国民乃至他民族に及ぼさんとする云々」とあります。そして公職追放令には附属書A号があつて、それにはポツダム宣言第六項の実行、とありました。しかしこの追究もなかなか見られません。つまり米国を中心とする連合国が、何をもって日本の「世界征服」と断定したか、これまで根拠のある検証成果はありませんでした。これを徹底検証することが昭和史の重要な課題

の一つであると思います。

回答4―b また、付け加えますが、先ほど申し上げたGHQドノヴァンの解釈については、「世界征服の思想」ですね。彼女のレポートには二十一年六月とあります。たしかに神道指令は昭和二十年十二月に発令されています。ポツダム宣言受諾は同年八月でした。したがってドノヴァンの解釈は、たんにこれらを追認したものではないか、そういう疑問もあるかと思えます。

そこでGHQの担当者らが読み込んでいたといわれる、D・C・ホルトムの著作を見えます。彼の『日本と天皇と神道』は昭和十八年、米国で出版されました。

「軍事当局はこの勅語をもって永久的な絶対命令を定めたものであると宣言している。この勅語は日本が祖先の神の意思によって帝国の領土を無限に拡大し、全世界を支配する使命を担っていることを意味するものだ」と解釈されている（同書、三四頁）

これはアストンがその著作に引用した勅語をもとにした文章です。その勅語です。  
「余（われ）謂（おも）ふに、彼（そ）の国は必ず当（まさ）に以（も）て天業（あまつひつぎ）を恢弘（ひらきの）べて、天下（あめのした）に光宅（みちを）るに足るべし。蓋（けだ）し六合（くに）の中心（もなか）か」

日本書紀ですね。さらに「八紘（あめのした）を掩（おほ）ひて宇（いへ）となさんと亦（また）可（か）ならずや」について説明しています。

「これらの言葉から『八紘一字』というスローガンが引出され、日本の政府当局ではこれをもって日本の永遠の大使命を表したもので、日本外交の基礎、大和民族の大理想の宣言であるといっている」

ホルトムは文部省『国体の本義』なども熟読し、さらに教育勅語については次のように語っています。

「この国家主義を再確認した聖典は教育勅語であって、これはあらゆる点から考えて、近代日本の歴史の生んだもつとも有名で重要な文書である」

これは戦時中の昭和十八年、シカゴ大学出版部から発行されました。日本の「世界征服」はまた第一回でお話した、ヒュー・バイアスやヒリス・ローリイらの文言にも明らかです。彼らの著作も戦時中の出版でした。

したがって、ドノヴァンなどのGHQ担当スタッフが教育勅語の「之を中外に施して悖らず」を、神道指令のあとに「世界征服の思想」と再確認したとしても不自然ではないと思います。むしろ神道指令以前から―ダイクは疑問をもっていました―GHQ担当者一般に存在した解釈と考えると無理はないと思います。

問5 『井上毅伝 史料篇補遺第二』にある関係文書について教えて下さい。

回答5―a この「補遺第二」には「梧陰文庫B―三〇二五」が収載されています。

「倫理は普通人類の当に講明す可き所にして、之を古今に通じ、之を中外に施して、通

れんと欲して遁ること能はず、避けんと欲して避くこと能はざるものなり、誰か倫理を以て儒教一家の主義と云ふや・・・世人が倫理を以て、儒教主義の特産に帰せんとするを笑ふ者なり」(三一九頁)

これを一読した段階では「之を古今に通じ、之を中外に施して」の主語を特定しにくいと思います。「之」は「倫理」であり、「施して」の目的語ですが、漢文調のこの文章は慎重に読む必要があるでしょう。意識をすれば、

「倫理は普通人類の当に講明すべきところにして、教育勅語に、(皇祖皇宗が)之を古へから今に伝えて誤るところがなく、之を全国民に示して間違いのなかったものである、とお諭しにられたように、私たち国民はその教えから逃れようとして逃れられるものではなく、避けようとしても避けることのできないものである」ということになります。

文脈からも「伝えて」「施して」の主語は皇祖皇宗と考えて自然です。なぜなら「之」は「倫理」であり「斯の道」「皇祖皇宗の遺訓」であり、あくまで「之を古今に通じ、之を中外に施して」は教育勅語の略であると考えて妥当だからです。したがって「伝えて」「施して」の主語を「何人も」とすることの根拠は見出せません。主語はあくまで皇祖皇宗です。また「中外」を「国の内外」とすると、主語は皇祖皇宗ですから、遺訓を「皇祖皇宗が外国に施して逃れられない」という意味不明なものとなってしまいます。井上毅と元田永孚に「外国」の検討はありませんから、やはりここは「全国民に示して間違いがない(なかった)」と解釈してその意味が判然とします。

稲田正次『教育勅語成立過程の研究』には、教育勅語の本文「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス」に関する草稿が掲載されています。

井上毅・初稿六月「以テ古今ニ伝ヘテ謬ラズ」

井上毅・次稿七月「以テ上下ニ伝ヘテ謬ラス」

文部省・上奏案八月「以テ上下ニ推シテ謬ラス」

元田永孚・修正案九月「以テ上下ニ通ジテ謬ラズ」

教育勅語・十月「之ヲ古今ニ通シテ謬ラズ」

これらの資料から、「通じて」が「伝えて」であることは明らかです。「一貫して」と解釈するならば、「之は古今に通じて謬らず」となるはずです。

さて、右の原文は「倫理ト生理学トノ関係」で、実は『井上毅伝 史料篇第三』「梧陰存稿」には「倫理と生理学との関係」というのもありました。

「故に五倫は人とし人たるものの世に生活する為に必履み行ふべき道にして古今に通し中外に施して遁れむとして遁ること能はず避けむとして避ること能はざるものなり」(六三七頁)

この文章では「中外に施して」の主語を特定するのはやや難解です。要するにこの「倫

理と生理学との関係」は「倫理ト生理学トノ関係」の要約だということがわかります。これがこれまで「中外」が誤解されてきた要因の一つなのかも知れません。

回答5―b さらに『井上毅伝 史料篇補遺第二』では「梧陰文庫〇―四五九」も公開されました。

「我が臣民の一段は勅語即ち皇祖皇宗の対股（むきあい）文にして、臣民の祖先の忠孝の風ありしことを宣べるなり」（二一〇頁）

本書の本文では「君治の徳」と臣民の遵守すべき「徳目」、この両方があって「子孫臣民の俱に遵守すべき所」です。天皇の子孫は「君治の徳」を、臣民は「徳目」を遵守する、これで「俱に」と表現された意味が明らかになります」と説明しました。その裏付けとなるのがこの文章だといってよいと思います。

問6 「中外」はやはり「国の内外」と読みそうですが、当時の要人の用例に「宮廷の内外」はそんなにあつたのですか。

回答6―a 民間ではほぼ「国の内外」です。「中外新聞」は慶応四年（明治元年）二月二十四日創刊、会訳社の柳河春三が発行した左幕派新聞で日本人によるはじめての新聞です。その内容は外字新聞からの訳出と国内記事でしたので、この「中外」は「国の内外」の意で用いられました。その後、他にも同じような名前のものが刊行されています。

しかし井上毅らの「中外」は「宮廷の内外」「朝廷と民間」「中央と地方」が多く見られません。拙著『日米の錯誤・神道指令』に詳細を述べましたが、大事なところですので、少し紹介します。

○『伊藤博文伝 中巻』（春畝公追頌会、四八二頁―四八四頁、三条実美太政大臣から天皇への奏議）

「而シテ中外ノ事、盤錯多端、官制宜シク更張スヘク、・・」

「出テハ各部ノ職ニ就キ、均シク陛下ノ手足耳目タリ、而シテ其中一人ヲ選ビ専ラ中外ノ職務ニ当リ、」

「而シテ中外多端ノ機務ニ当ルカ如キハ、実ニ臣力堪フル所ニ非サルナリ」

三条太政大臣の奏議内容は、太政官や内閣に関するものでした。したがって「中外ノ事、盤錯多端」「中外ノ職務」「中外多端ノ機務」の「中外」は「宮廷の内外」つまり「宮中」と府中」と解釈して意味が明瞭となります。その証拠に「天皇はこの奏議を御嘉納あり、十二月二十二日左の諸官制を公布せしめられ、ここに愈々新時代に適応すべき政治組織の実現を見ることとなつた」（同、四八四頁）として同書は次のように伝えています。

「太政官達第六十八号」

宮中ニ内大臣並宮中顧問官及内大臣秘書ヲ置キ

「太政官達第六十九号」

今般太政大臣参議各省卿ノ職制ヲ廃シ更ニ内閣総理大臣及宮内外務内務大蔵陸軍海軍司法文部農商務通信ノ諸大臣ヲ置ク

つまり、太政大臣等を廃して内閣総理大臣や宮内大臣、その他各大臣を設置するということなのです。このことからまさしくこれらの「中外」は「宮廷の内外」が妥当であり、「宮中と府中」を表していると解釈して妥当です。当然ながら外国などに言及したものではありません。

回答6―b 次に井上毅の書簡からです。『伊藤博文関係文書』には井上毅から伊藤博文への書簡が収載されています。これらには「中外」が数か所用いられており、井上毅の「中外」がよく表われていると思います。

○『伊藤博文関係文書 一』(塙書房、井上毅から伊藤博文への書簡、明治二十二年、四〇四頁)

「恭て惟ふに明治中興の業は実に立憲を以て準的とす。陛下夙に神聖を宣へたまひ、二十年間経営創始基礎を積累し、本年に至り大典發布して中外慶を頌せり。」

大日本帝国憲法發布の年であり、「中外慶を頌せり」は「朝廷と民間」つまり「國中」

です。文脈から外国はイメージできません。また金子堅太郎が欧米の学者の帝国憲法評価を政府に報告したのは、明治二十三年六月の帰国直後であるとされています。したがってこれを根拠に「中外」を「国の内外」とするのは、そもそも無理があります。

○明治二十五年二月十七日(同、四三二頁)

(三月二日、伊藤博文がその職を辞するということについて、「閣下辞表の日を以て政府自殺の時となさん」として)「猶願はくは閣下蹇々匪躬之節と夙夜在公の誠とを表せられ、時々参内ありて啓沃の任を尽され候事、上下中外の具に瞻る所にして、有始有終千載之後に迄社稷大臣たる者之標準を示し、君臣水魚の懿徳を完くせられん事、生等実には渴望之至奉存候。」

伊藤博文の天皇への誠実な姿勢は「上下中外の具(とも)に瞻(み)る所」であるから、そのまま辞めないでほしい、ということなのです。この「中外」は「宮廷の内外」つまり「全国(民)」です。「匪躬之節」は「天皇に対する忠誠心」で「啓沃の任」は「天皇の補佐」ということです。

回答6―c その他の主な用例です。

○『小野梓全集 第三卷』(早稲田大学出版社、一四四頁)

「而して其一策たる、聖上還御の前に当て間を請ふて天皇に謁見し、憲法制定の今日に止むべからざる所以を具状し、更に内閣外に就て憲法制定論の賛成者を求め、中外の声援に依て其制定の議を断行する、是れ也。(中略)即ち在廷官吏の鏘々たるもの及び在野負望の士にして其影響を内閣の議に及ぼすに足るべきものを求むるを謂ふ也。(中略)是を以て今我党に於て朝野の賛成者を求むるの策最も之が巧妙を尽し、蔽に後患を予備せざるを得ず」

「中外の声援」は「朝野の賛成者」と整合しますから、この「中外」は「朝廷と民間」です。また「今政十宜」では藤原氏や平氏その他の特定少数者による政治の専有を批判し、「聖上登祚ましませし以来屢々明詔を垂させ給ひ中外の衆庶に詔示し給ひ、衆庶も夫の明詔に

薫陶せられ深く其切なるを感銘したるものなれば、・・・と記しています。「中外の衆庶」は「中央と地方」つまり「全国の人々」と考えて妥当です。また小野梓には「勤王論」もあって、幕府について語っているところでは「中外皆な関東の人士を以て之を制し」と記しています。この「中外」も「中央と地方」つまり「全国」で意味が通ります。

○ 稲田正次『明治憲法成立史下』（明治二十年八月十二日付の板垣退助による上書、四八四頁）

「また伊藤に対しては、総理大臣宮内の長官を兼ね陛下の威福を藉りて中外に号令し専恣の欲を遂げ一人の利をなさんとす」

伊藤博文は初代の総理大臣でありかつ初代の宮内大臣でした。「府中と宮中」の長ですから、「中外に号令し」は「宮廷の内外」に「号令し」です。もし「中外」を「日本と外国」と解釈すると「国の内外に号令」となります。しかし少なくとも文脈上「外国に命令」はあり得ませんから、この解釈は誤りと判明します。

問7 日露戦争を境に教育勅語の解釈が変わったというのはどういことですか。

回答 たとえば明治三十二年発行の解説本では「斯の道」つまり「之」の内容ですが、いわゆる「徳目」とされています。

大久保芳太郎『教育勅語通證』（明治三十二年、船井弘文堂、六七頁）

「斯ノ道ハは父母ニ孝ニと云へるより皇運ヲ扶翼スヘシと云へるまでの條項を指すと知るべし」

この文章では「斯の道」は明らかに教育勅語第二段落の「徳目」です。しかし緊張する日露関係の時代となって、この「斯の道」の内容に変化が見られます。

田中巴之助『勅語玄義』（師土王文庫、明治三十八年、四一頁）

『之を中外に施して悖らず』とは、姑く消極的側面から、婉順に世界統一の洪謨をお示し遊ばされたもので、其必然的気運の命ずる所、必ず積極的意義の忠孝徳化が、快活靈妙なる力となつて、世界を信服せしめねばならぬ筈である」

田中巴之助は「八紘一字」を造語したといわれる田中智学で、「忠孝の大義を一括して「斯道」と称し給ふ」（同一〇頁）と語っていますが、「中外に施して」から「世界統一の皇謨」「世界を信服」となっています。そして「吾が建国の天職」（同一一頁）も出てきますから、「徳目」から徐々に「斯の道」はその範囲を広げていったと感ぜられます。

堂屋敷竹次郎『実践教育勅語真髓』（明治四十四年、森江書店、一三九頁）

「中外に施して悖らざる大道を世界に宣布せよとなり、此大道を以て中外を征服せよとなり、嗚呼世界統一は、天神が日本国に下し給ひたる唯一の使命たるを、炳々晃々として疑ふ可からず」

この章のタイトルは「世界統一使命」です。やはり日露戦争後の高揚した気分が読み取れます。これも政府が刊行したものではありません。ただ同書は沢柳政太郎東北大学総長が序文を寄せ、文学博士前田慧雲の題字、同じく文学博士井上円了の題辞があります。明治末期の一般的な教育勅語の解釈と考えてよいのではないのでしょうか。

問8 井上毅が金子堅太郎に対し「之を中外に施して悖らず」についての見解を求めたという話があります。やはり外国で教育勅語がどのように受け止められるか、ということではないでしょうか。

回答 たしかにそのお話は金子堅太郎の著作で読みました。しかし井上毅や元田永孚が、たとえばキリスト教と教育勅語の関係を検討あるいは論議した資料は見られません。ご質問の内容は金子堅太郎の講演記録のことだと思います。少し長くなりますが、引用します。

金子堅太郎『教育勅語の由来と海外に於ける感化』（昭和十一年十一月、大阪市役所、十二頁）

「井上毅氏が私を訪ねて「実は芳川大臣から頼まれて教育勅語の原案を書いた、元田永孚氏と相談して漢学の知識があるから先ず詔はかういふ風の事位は書いてよからうといふ原案は作ったが、僕は欧米の教育を受けたことはない漢学者である、この中に『古今ニ通シテ謬ラス』『中外ニ施シテ悖ラス』といふ言葉がある。この「中外ニ施シテ悖ラス」といふのは、この 陛下の教育勅語は「中」は日本「外」は外国、内国に施しても外国に施しても決して悖らぬと書いた。吾々はこれは日本の教育の本体には悖らぬと思ふが、これが欧米の学校の教育に悖るか悖らぬか吾々は知ら、ヨーロッパやアメリカで学問したことはないから分らぬ。幸ひ君はアメリカで小学校から中学校、大学まで卒業したのだから君に尋ねるが、この『中外にニシテ悖ラス』と書いたのが外国へこの陛下の勅語を施して、これはアメリカのような耶蘇教国にはこんなものは合わぬ行はれぬ、さういふことがあつたらば吾々は この草案を書いて陛下に対して申し訳の次第もないから君一応見てくれ」と言ふて原案を置いて帰った」

そして金子堅太郎は次のように記しています。

「私の経験は一人の経験だが、私を見る所によればこの教育勅語は中外に施して悖らぬと思ふからあつても差支へないと思ふ、これは私一個の考へである、まだ他にも外国で教育を受けた人にもお尋ねになつたらよからう、私はこれでよいと思ふ」「君がさう言へばもうそれでよからう、秘密のものだから持廻るといふやうなことは出来ぬが、君だけは憲法制定の頃から一緒にやって来たのだから教育勅語の原案を見せる、君がいいと言へば僕も安心するから」と言つて井上氏から芳川文部大臣に提出した」

これが当時の状況を正確に伝えているかどうかは、他の資料から疑問です。ただこの会話は一応成立しているように見えなくもありません。しかし実際は帝国憲法第二十八条との関連を訊ねられたのではないのでしょうか。いわゆる「信教の自由」との関係です。君主が道徳のことを語って問題はないか、井上毅はそのことを訊いたのではないかと思ひます。キリスト教国では教会がその役割を担っているからです。

ところが、金子の「之」はあくまで「徳目」のみでした。したがつてその普遍性について答えたと考えられません。質問と答えに整合性がありません。金子堅太郎は質問の意味を取り違えたと推測して自然です。そしてそもそも「陛下の教育勅語は「中」は日本「外」は外国、内国に施しても外国に施しても決して悖らぬと書いた」とすることに根拠がありません。井上毅の関係資料に、この根拠と断定し得るものは一つもありません。井上毅の

「中外」に関する用例は先ほど述べた通りです。

金子堅太郎は、教育勅語について、自身の関与を表現するために語ったのだと思います。そしてこの証言は、金子の教育勅語理解の限界を表していると思います。また金子堅太郎の昭和戦前における言動は、第四回でもお話ししようと思います。

問9 矢内原忠雄が引用されたということですが、原文はどんなものですか。

回答 『矢内原忠雄全集 第十八巻』「近代日本における宗教と民主主義」(岩波書店、昭和三十九年)に収載されています。昭和二十四年四月に書かれたものです。

「事実上神社に国教的地位を認めながら、ただ諸外国に対する関係上、信教自由の原則に抵触せざらしめるため、神社は宗教にあらずとの解釈を下したのである」(三七六頁)

また昭和二十一年五月の文部省「新教育指針」には次のような文章がありました。

「しかるに国家神道(神社神道)だけは、法令上これらと区別せられて、いわゆる宗教ではないとせられながら、実際上は宗教たる性質をそなえ(中略)神社神道以外の宗教(例えばキリスト教の如き)を、あたかも国事に有害であるかのように取り扱う人々すらあった」(『戦後日本教育史料集成 第一巻』三一書房、昭和五十七年、一五一頁)

矢内原忠雄の文章は、何一つ根拠を示さない単なる感想文ですし、「新教育指針」はGHQの圧力のもとで書かれた様子が最初に記されています。要するにこれらは証拠能力を欠いたものであり、最高裁で引用されたこと自体、そして今でもそれが継続して用いられていることは、我が国における政教関係史研究の停滞を表しているものだと思います。

問10 徳目と「君治の徳」はどう違うのですか。

回答 徳目は儒教でいう五倫、父子(親)・君臣(義)・夫婦(別)・兄弟(序)・朋友(信)です。人間関係で最も重視すべきものとされています。また「仁・義・礼・智・信」の五つの倫理道徳は五常といわれます。

これに対し、教育勅語の「樹徳深厚」の「徳」についてです。井上毅は本居宣長もよく読んでいたようです。井上毅が「本居宣長はいかばかりの書をよみたりしか、彼人の著書をよむことに敬服にたへず」と述べたことを、助手格の小中村義象が「梧桐存稿の奥に書きつく」に記しています。

その本居宣長の『直毘靈』にはこんな文章があります。

「いはゆる仁義礼讓孝悌忠信のたぐひ、皆人の必ずあるべきわざなれば、あるべき限りは、教へをからざれども、おのづからよく知りてなすことなるに、かの聖人の道は、もと治まりがたき国を、しひてをさめむとして作れる物にて、人の必ず有ルべきかぎりを過ぎて、なほきびしく教へたてむとせる強事(シヒゴト)なれば、まことの道にかなはず」(『本居宣長全集』筑摩書房、第九巻五九頁)

また『くず花下つ巻』では、礼儀忠孝の類、今は教へをまたずして、人々よくすること

の如くなりぬるは、云々という問いに對して、「異国聖人の道いまだ入り来らざりし以前は、殊に礼儀忠孝の道も全くして、世はいとよく治まりし事は、難者はしらすや」（前掲、第八卷一六七頁）と答えています。

仁義礼讓孝悌忠信などの徳目は人として当然備わっているもので、異国（支那）聖人の道が伝わる以前から我が国はよく治まっていたのだということですが。

「礼儀忠孝等の類は、必万人皆しらでは叶はぬ事」であるから「かの諸匠諸芸などの如く、その職の人のみ知て可（ヨ）きたぐひと、一つに心得あやまれるもの也」とも語っています。これらからして、井上毅が「天皇が徳目を樹てた」などと述べることは考えられません。では君治の徳とはどういうことでしょうか。

「御国の天日嗣の大御業の源は皇祖の御心の鏡もて天が下の民草をしろしめすといふ意義より成立たるものなり。かかれば御国の国家成立の原理は君民の約束にあらずして一の君徳なり。国家の始は君徳に基づくといふ一句は日本国家学の開卷第一に説くべき定論にこそあるなれ」（『井上毅伝』史料篇第三、六三八頁）

「しらす」「しろしめす」は次回またお話しますが、天皇の統治は「無私」であるという意味です。「国家の始は君徳に基づくといふ一句は日本国家学の開卷第一に説くべき定論」ですから、井上毅が「しろしめす」を最も重要なことと考えていたという証明です。また明治憲法の草案作成に深く関与した井上毅には、その初稿第一条の説明というのが残されています。

「又君治ノ徳ハ国民ヲ統治スルニ在テ一人一家ニ享奉スルノ私事ニ非サルコトヲ示サレタリ此レ亦憲法各章ノ拠テ以テ其根本ヲ取ル所ナリ」（稲田正次『明治憲法成立史 下』五〇頁）

以上で「樹徳深厚」の「徳」が「君治の徳」であることは、おわかりになると思います。

問11 教育勅語の渙発直後から誤った解説ばかりだったようですが、今日の解説も曲解だということですか。

回答 残念ながらその通りです。昭和十五年、これは丸秘でしたが、文部省「聖訓の述義に関する協議会」の「報告書」というのがあります。これは教育勅語の語義を正す格好の機会でしたが、和辻哲郎の一言で、結果として従来の解釈を踏襲しました。『続・現代史資料9』（みすず書房、二〇〇四年）にその詳細が掲載されています。

また今日では国民道徳協会の口語文訳というのがしばしば引用されています。しかしこれも井上毅や元田永孚らの資料を基礎にした解釈とは考えられません。

○『明治天皇御製 教育勅語謹解』（明治神宮社務所、昭和五十五年、一二四頁）  
「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」

（中外）国内も、国外も、（施シテ）おこなって、（悖ル）道理にそむく、ちがう。

「教育勅語の教えは日本国内だけでなく、世界中どここの国でおこなっても、決してまちがいのない道であるから」(九〇―九一頁)

この口語文訳は国民道徳協会訳文であることが記されています。国民道徳協会の口語文訳は佐々木盛雄という人の訳ですが、そもそも佐々木盛雄訳は「樹徳深厚」の「徳」を誤解し「中外」を読み誤ったものといつてよいと思います。その内容は彼の著書『甦る教育勅語』に詳しく記されていますが、その訳文は井上毅や元田永孚の教育勅語とは異なるものといわざるを得ません。

『明治天皇御製 教育勅語謹解』は少なくとも平成十四年(二〇〇四年)十二月にも復刻されています。このように明治神宮社務所が未だに明治天皇の勅語を曲解している情況は、信じ難いことですが現実です。昭和六十二年に神社本庁から出版された『教育勅語』の義解』も同書を参考にしたと記されています。神社本庁本は明治神宮本に対し、語句解説の遺漏は批判していますが、解釈についての批判はありません。つまり曲解は語られていません。ちなみに神道政治連盟が二〇一〇年に発行した「こころの豊かさを求めて―教育勅語のチカラ―」でも「之を中外に施して悖らず」を「また海外でも十分通用する普遍的な真理にほかなりません」と説明しています。

また、今日出版されている教育勅語関連本も国民道徳協会訳文を基にしています。「中外」を井上毅や元田永孚の資料から検証したものは、拙著『日米の錯誤・神道指令』(グイーツンリューション、平成二十三年、および『繙読「教育勅語」―曲解された二文字「中外」』同、平成十九年)以外に見当たりません。試しに著名な論者の教育勅語を眺めてみればその実態がよくわかります。例外なく国民道徳協会訳文に疑問を持ちません。それどころか堂々と引用している始末です。

さらに教育関係者の教育勅語解釈も同じです。日本教育再生機構が発行した「教育再生」二〇一〇年の九月号には「教育勅語を今こそ生かそう」というタイトルで平川祐弘・貝塚茂樹・八木秀次による鼎談記録が掲載されています。

八木「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」とあえて入れ、「中外」つまり国の内外で実施しても問題ないとうたっています(六頁)

平川「普遍的に通じる道徳なのですな」(七頁)

これらに対し、異論は出ませんでした。三人とも同じ意見だと考えてよいと思います。二〇〇八年三月に出版された『井上毅伝』史料篇 補遺第二」の資料からすれば、この解釈は考えられません。また海後宗臣・稲田正次・副田義也らの教育勅語史には「中外」の検証も「樹徳深厚」の「徳」の検証もありません。したがって、誤ったままの教育勅語解釈を放置した著作にしかありません。ただし彼らの収集した資料は大変豊富で、参考図書としては重要です。

教育勅語に関しては、明治四十二年、文部省から『漢英仏独 教育勅語訳纂』が出版さ

れました。今この漢訳と英訳を比較してみると、「之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず」について、漢訳の「之」は目的語、しかし英訳の「之」は主語となっています。これまでこの相違について、検証した著述は見当たりません。教育勅語の原文を正しく解釈できなかったことがその原因であると、断定してよいと思います。

#### 【参考】

教育勅語 原文（ひらがな表記）

朕惟ふに我か皇祖皇宗国を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり我か臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世世厥の美を濟せるは此れ我か国体の精華にして教育の淵源亦実に此に存す

爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭儉己れを持し博愛衆に及ほし学を修め業を習ひ以て智能を啓発し徳器を成就し進て公益を広め世務を開き常に国憲を重し国法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし是の如きは独り朕か忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顕彰するに足らん

斯の道は実に我か皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すへき所之を古今に通じて謬らす之を中外に施して悖らず朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸其徳を一にせんことを庶幾ふ

明治二十三年十月三十日

## 第三回 「人間宣言」と即位の宣命

先の大戦が終わって翌昭和二十一年元旦、「新日本建設に関する詔書」が渙発されました。いわゆる「人間宣言」です。しかしあの「みことのり」を「人間宣言」というのは如何なものかと思えます。これも実は古い時代の宣命の解釈に深い関係があります。今回は「人間宣言」と文武天皇即位の宣命についてお話したいと思います。

### (文武天皇即位の宣命)

文武天皇の即位は西暦六九七年でした。天武天皇の孫であり故草壁皇子―のちに岡宮天皇と追号されましたが―を父にもつ大変若い天皇でした。天武天皇崩御のあと草壁皇子が薨去され、天武天皇の皇后が持統天皇として即位されました。持統天皇はその後、十五歳になられた文武天皇へ譲位され、その政(まつりごと)を支えられました。その即位に際し、天皇は次のような「みことのり」を発せられました。読み下し文です。

「現御神(あきつみかみ)と大八嶋国知らしめす天皇(すめら)がおほみことらまと詔(の)りたまふおほみことを」(『続日本紀一』、新日本古典文学大系、岩波書店、三頁)

何か神主さんの祝詞のような感じですが、たしかに語調はほぼ祝詞と同じと言ってよいと思います。この宣命は、この講義の始まる前にご説明しましたように、宣命太夫あるいは宣命使という方が読み上げたとされています。ですから直接話法の部分は別として、あくまで宣命太夫を介している、このことは宣命を解釈する上で忘れてはならないと思います。

### (「現御神」と「は副詞」)

さてこの宣命ですが、「現御神と大八嶋国知らしめす天皇」の解釈が大きなポイントです。「現御神と」の「と」の解釈です。この文章は、例えば「山と書物を積んだ先生」と同じ構文です。この場合「山」⇨「先生」ではありません。「積んだ」状態が「山」のようだが、こういう意味にとって自然です。ですから「山と」は言い換えると「書物を(山のように)」という意味であり、「積んだ」を修飾する副詞と考えてよいでしょう。

同じように、「現御神と大八嶋国知らしめす天皇」では「現御神」⇨「天皇」ではありません。「現御神と」が「しらす」「しろしめす」の副詞となっています。ですから本居宣長は「現御神と」を解説するのに「現御神と大八州国しろしめすと申すも、・・・」と区切っています。「現御神天皇」ではありません。その証拠として歴代天皇の「みことのり」には「現御神天皇」や「明神天皇」はひとつもありません(問1)。では「現御神と」とはどのような「しろしめす」のでしょうか。

(「しらす」と「うしはく」)

『古事記』に統治を表す単語が二つ並んだ有名な言葉があります。「汝(いまし)がうしはける葦原の中つ国は、我が御子(みこ)の知らず国ぞと言依(ことよ)さしたまひき」です。岩波文庫では「事代主神の服従」という段です。本居宣長などの説明からすると、「うしはく」は領有というニュアンスがあります。「うし」は「大人」、「はく」は「杵をはく、太刀をはく」、ですから身につけるといふような意味で、「私」が中心です。これに対し「しらす」「しろしめす」という言葉に「私」はありません。「無私」あるいは「公」ということです。また本居宣長は天皇に「うしはく」と用いた文書はないと分析しました。言い換えると、この二つの言葉には「私」ということの有る無し、そこに違いがある、そういうことを宣長は語ったのです。

ところで、明治憲法を起草した中心人物の一人に井上毅という人がいます。明治時代の抜きんでた碩学といわれています。公布された明治憲法の第一条は「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す」ですが、草案の段階では「大日本帝国は万世一系の天皇のしらす所なり」でした。

よく知られたことですが、明治憲法に主権の文字はありません。天皇の統治について、井上毅の手になるといわれる『憲法義解』では「一人一家に享奉するの私事にあらずして」と記されています。「しらす所なり」は天皇が「無私のご精神」で「祖先の叡智」に遵ってご統治なさる、そういう意味が込められていると思います。ですから明治憲法には天皇主権とか天皇の絶対権限などは記されていません。忖意性を排除して祖先の叡智―惟神の道、ともいいますが―に遵う、ということ。忖意性が強くなると、支那のように皇位を巡って争いが絶えなくなり、易姓革命の国、皇位篡奪の国家となり国は治まりません。

さて「現御神(あきつみかみ)と大八嶋国知らしめす天皇(すめら)がおほみことらま」と詔(の)りたまふおほみことを」の解釈です。いま申しあげましたように、「現御神」とは副詞ですから、意識しますと、「私心なく、祖先の叡智に遵って国をご統治されている天皇が、大事なお話であると仰せになっていらつしやる、その重要なお話を・」ということになります。天皇Ⅱ現御神ではありません。あくまで「現御神と」、原文では「現御神止」ですが、天皇のご統治姿勢を表したもので、そう解釈して矛盾がありません(表1)。

#### (本居宣長の「現御神と」)

この宣命は本居宣長が『続紀歴朝詔詞解』で詳しく解説しました。

「現御神止は、阿伎都美加微登(あきつみかみと)と訓べし、此訓の事、出雲国造神壽後(すけ)にいへり、明御神明津神なども書り、止は、爾豆(にて)といはむがごとし、第五詔には、現御神止坐而(まして)とも有、皇止坐父止坐(すめらとますちちとます)なども、皇にて坐父にて坐也、此言は、天皇は、世に現(うつ)しく坐(まし)ます御神にして、

天（あめ）の下をしろしめすよし也」（『本居宣長全集』筑摩書房、第七卷一九六頁）

「現御神と」は「現御神として」であると解説しています。ここに「天皇は、世に現しく坐ます御神にして」とあるので天皇すなわち神と誤解されそうです。しかし「御神にして、天の下をしろしめす」で「現御神と」が「しろしめす」の副詞であることがわかります。また同じ本居宣長の『直毘靈』には次のような文章があります。

「現御神と大八洲国しろしめすと申すも、其ノ御世々々の天皇の御政（みおさめ）、やがて神の御政なる意なり、万葉集の歌などに、神随（かんながら）云々とあるも同じ（ころぞ）」（前掲、『第九卷』、五〇頁）

「現御神と大八洲国しろしめすと申すも、」と読点があって、「現御神と」が「しろしめす」の副詞であることが強調されています。「やがて」は「すぐさま」「たちまち」です。「神随云々」も「現御神と」も「祖先の叡智に随って」という意味です。これは「無私」ということに通じます。

以上のことは次の文章にも表れています。

「そもそも外国は、君臣の道たたず、誰にまれつよき者君となる俗（ならひ）にて、定まれる主はなき国なる故に、君の私といふ事もあるならん、皇国は天照大御神の授け給へる皇統にして、天壤と無窮にしろしめす大御位に坐（ませ）ば、君の私といふ事はなき也」（前掲、『第八卷』、一四九頁）

「皇国は・・君の私といふ事はなき也」ということから、「無私」であり、その統治は「神随」ですから「祖先の叡智に随って」ということになるのだと思います。

#### （池辺義象の「現御神と」）

その後、宣長の没後の門人といわれた伴信友や平田篤胤などが読み誤って天皇＝現御神としますが（問2）、明治時代に池辺義象―井上毅の助手格だった人です―が宣長と同じ解釈をしました。

「明神御宇」とはあきつみかみと、あめのしたしろしめすと訓ず、あきは現にて天皇は現在の神として天下を統治したまふといふ義、これは蓋し我が上古以来、詔旨には必ず唱へ来った詞とおもふ、この古来よりの詞をここに漢文に訳して「明神御宇」とせられたことであらう」（『皇室』、九五頁）

本居宣長と同じような文章ですが、「あきつみかみと、あめのしたしろしめすと訓ず」で「現御神と」が「しろしめす」の副詞であるとわかります。また「明神御宇」という表記

が重要です。「明神天皇」ではありません。また池辺義象は若いころ養子に出ており、小中村義象という名前でした。その小中村義象が代表者である第一高等学校国文学科が編纂した『高等国文』巻八（明治二十九年）と高津鋏三郎他による『改正高等国文』巻四（明治三十二年）の比較をしてみます。どちらも「宣命・文武天皇即位の詔」についての文章です。

#### 『高等国文』巻八

「現御神と、大八洲国しろしめす、天皇が大命らまと詔り給ふ大命を、うこなはれる皇子等、王等、臣等、百官人等、天下の公民諸聞こしめさへ」と詔る」

#### 『改正高等国文』巻四

「現御神と大八洲国しろしめす天皇が大命らまと詔り給ふ大命を、うこなはれる皇子等、王等、臣等、百官人等、天下の公民、諸聞こしめさへと宣る」

後半の文章はほぼ同じですが、なぜかこのはじめの文章の読点だけが違ってきます。印刷ミスとは思えない重要な違いです。前者の「現御神と、大八洲国しろしめす、天皇が大命らまと詔り給う大命を」というのは小中村義象のいう「明神御宇」の説明に適したものだと言えると思います。しかし一方、後者の「現御神と大八洲国しろしめす天皇が大命らまと詔り給ふ大命を」では「明神御宇」の意味を理解する十分な配慮がなされていないように思います。

#### （木下道雄の「現御神と」）

そして先の大戦の終戦直後に侍従次長となり、「人間宣言」の草案に深く関与した木下道雄という人が『宮中見聞録』に重要なことを書き残してくれました。「現御神と大八嶋国しろしめす天皇」などを引用した文章です。

「現御神、或は現神、或は明神の下に必ず」との一字を加えて読むことになっている。

これは「として」の意味であって、神の御心を心として、天の下しろしめす天皇、という至って慎み深い天皇の自称であった。

「現御神と」は「天皇」を形容する形容詞ではなく、「しろしめす」に冠する副詞であったのである（『宮中見聞録』昭和二十一年元旦の詔書について、新小説社、二一九・二二七頁）

ここにある「天皇の自称」は宣命というものを考えると誤りというしかありません。宣命は宣命太夫などが読み上げるものですから、宣命太夫が天皇の統治を客観的に表現しているものと読むべきだろうと思います。「祖先の叡智に随ってこの国を統治されている、その天皇のお言葉を・・・」というように解釈するのが妥当だろうと思います。

ポイントは、「現御神と」が「しろしめす」に冠する副詞であると言い切っていること

です。この解釈は本居宣長や小中村（池辺）義象などの解釈と同じです（問3）。

#### （六国史の「現御神」）

ついでに付け加えますと、『日本書紀』から『日本三代実録』までの六国史に「現御神天皇」「明神天皇」「現神天皇」は一つもありません。必ず「現御神」と「天皇」の間には「しろしめす」があります。必ず「現御神止・あきつみかみ」と用いられており、「しろしめす」を修飾しています。

例外的な用例として「明神と坐す我が天皇」というのがあります。これは天皇を敬う表現ですが、例外なくその天皇も「現御神と・・しろしめす天皇」として即位された天皇です。この「明神と坐す我が天皇」の表現が、「現御神と・・しろしめす天皇」を簡略化した表現であることは明白です。天皇すなわち現御神ではありません（問4）。

#### （津田左右吉・和辻哲郎・石井明の「現御神」）

ここで古代史研究の専門家による「現御神と」の解釈を見てみます。

津田左右吉

「天皇に神性があるといふ思想が、上代に存在したことは、天皇に「現つ神」（出雲国造神賀詞、続紀に見える多くの宣命）または「現人神」（景行紀ヤマトタケルの命のエミシ征討の條、雄略紀四年の條）といふ称呼のあるのでも知られる。これは、宣命の「現つ神と大八島国しろしめす」といふ語によって明かに示されている如く、政治的君主としての天皇の地位の称呼ではあるが、その地位に宗教的意義が伴っている、或は宗教的のはたらきがある、とせられていたために、かういはれていたのであらう」（『津田左右吉全集 第一巻』、二八一頁）

これはどう読んでも天皇現御神論としか言いようがありません。そして「現御神と」の解説はありません。

和辻哲郎

「あきつみかみ」は明神、現御神などと書かれているが、現実に現れた神、表現せられた神という意味に変わりはないであろう。天皇はすなわち現実に現われている神である、という思想がここに言い現わされている」（『和辻哲郎全集 第12巻』「日本倫理思想史上」、岩波書店、五五頁）

ここでも「現御神と」はまったく説明されていません。和辻は「尊貴性」で説明していますが、明らかに天皇現御神論となっています。そして津田左右吉と石井良助は次のような興味深い文章を残しています。

津田左右吉

「けれども、記紀はもとよりのこと、その他の文献に於いても、現つ神または現人神の称呼を有せられ神性をもたれるやうに考へられていた天皇も、宗教的崇拜の対象となつていられたやうなことは、少しも記されていない。我が国には、上代に於いても、天皇崇拜の

風習があったやうな形迹は、全く見えないのである。」(『津田左右吉全集 第一巻』、二八三頁)

石井良助

「天皇をもって現神となす思想は大化以前において普通であったと考え易いし、またそう考えるのが当然であろうが、『日本書紀』や『古事記』を見ても、このような思想が現われていることの稀なのに驚くほどである」(『天皇』、山川出版社、一〇五頁)

もともと天皇すなわち現御神ではありませんから、記紀などにその思想があるわけではないのですが、著者の思い込みがこの文章を書かせたといってもよいでしょう。ただ天皇を現御神だったと思い込んでいても、宗教的崇拜の形跡がないと告白していることは、学者として正直だったのかもしれない。しかしそれならなぜ、「みことのり」を歴史の事実から解読しなかったのか、不思議でなりません。

### (これまでの「人間宣言」解釈)

ところでこの「人間宣言」の発せられた経緯を丹念に調査した著作は、これまで何冊も出版されています。しかし今まで、この詔の草案に深く関与した木下道雄侍従次長の「昭和二十一年元旦の詔書について」という珠玉の文章を紹介・解説したものは出版されていないように思います(問5)。

このことは、戦前の、あるいは古代の天皇まで、天皇は現御神―現人神ともいいますが―だったとの誤った印象を広げることになりました。「人間宣言」は毎日新聞の記者だった藤樫準二という人がその著書に『陛下の「人間宣言」とタイトルを付けて広く知られたといわれています。

「人間宣言」直後の新聞は「天皇は現御神にあらざ」と報道しました。「現人神」と「現御神」は同じ意味ですが、木下道雄はなぜ草案に「現御神」を用語として用いたのか。その理由は、天皇すなわち現御神ではなく、宣命などには「現御神」と用いられ、それが「しろしめす」の副詞であるという意味を込めたものだったからだと思います。ただこれは非常に専門的なことなので、のちになって、昭和四十三年一月の出版ですが、『宮中見聞録』にその真意を書き残されたのは賢明なことだと思います。この「みことのり」渙発の直後にこれを発表しても、さらに複雑な論争を招いた可能性も少なくないと思います。

### (米国の「現御神」)

先の大戦が終わって、我が国は米国をはじめとする連合国軍の占領下となりましたが、戦時下における米国の日本研究は進んでいました。終戦前の昭和十九年に発行された「パシフィック・アフェアーズ」という雑誌には教育勅語のことが書かれています。リンカーンのゲティスバーグ演説、人民による人民のための政府、というあの有名な演説に匹敵する、という内容です。またGHQのスタッフたちは戦前の我が国にいた人たち、たとえば

宗教学者D・C・ホルトムの著作を入念に呼んでいたことも明らかとなっています。そしてホルトムの著作を読む限り、彼が学んだ日本人学者は誰一人「現御神と」を理解していませんでした(問6)。

### (今日の「現御神」)

たとえば「現御神」は一神教にいう絶対神Godとは異なる、という見解がありました。あるいは天皇が「現御神」であること、それ自身に問題はなく、その観念をもとに世界を征服しようとした、それが問題とされたのだ、というものもありました。どちらも間違っていないように思われます。しかしこれを語る人たちに、肝心の「現御神と」の「と」を説明した論考はまったく見られません。古代の宣命を正しく解釈できず、したがってこの「昭和二十一年元旦の詔書について」の内容についても今日まで不十分な解釈を繰り返してきた、こう言っても言い過ぎではないと思います(問7)。

戦後の我が国は昭和天皇のいわゆる「人間宣言」を永いこと誤解してきました。そして戦前の、あるいは古代からの天皇がみな「現人神」であると宣言されてきたかのような誤解が残っているように思います。たしかに万葉集には「王(おおきみ)は神にし坐せば・・」とありますが、これなどは文芸上のレトリックに過ぎません。木下道雄はこれらの歌について、「個人の感情を云い表わしたものと見るのが至当であろう」と述べています。

### (いわゆる「人間宣言」とは)

そもそも「みことのり」には題目がありません。ですからあの「みことのり」は「昭和二十一年元旦の詔書」「新日本建設に関する詔書」「年頭、国運振興ノ詔書」そしていわゆる「人間宣言」などと称されています。ここで「いわゆる」と付けたのは、果して「人間宣言」と称するにふさわしいかどうか疑問だからです。「人間宣言」といわれるのは次の部分です。

「朕と爾等国民との間の紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説とに依りて生ぜるものに非ず。天皇を以て現御神とし、且日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有すとの架空なる観念に基くものにも非ず」

これまで申し上げてきましたように、国典における「現御神」は必ず「現御神と」と用いられ、現御神と天皇との間には必ず「しろしめす」が確認できます。木下道雄によれば、「近代に至って言葉の乱れが生じ、前述のように、現御神と天皇とを混同して考えるようになり・・」(前掲『宮中見聞録』、二二六頁)ということですから、少なくとも昭和戦前の天皇現御神論は、詔勅解釈の誤りが原因だと分かります。

つまり「昭和二十一年元旦の詔書」は「宣命解釈の誤りを正された詔(みことのり)」だっ

たといつてよいと思います。

### 【質疑応答】

問1 「現御神と」は「現御神として」の意味だということですが、「現御神Ⅱ天皇」ではないのですか？

回答 「現御神Ⅱ天皇」ではありません。『続日本紀』などでは必ず「現御神と」として用いられており、それは天皇の統治姿勢を示す「しろしめす」の「副詞」としての用法です。ここで注意が必要なのは、文芸上の修辭的表現と政事発言とを混同しないということです。

問2 伴信友や平田篤胤はどのように解釈したのですか。

回答 伴信友はその著「中外経緯伝」『史籍集覧 第十一冊』において次のように記しています。

「明神とハ、天皇を顕らかに、世におはします御神と崇み畏みて称す言なり」（纂類第五十一、三十三頁）

これはまさしく明神Ⅱ天皇です。本居宣長没後の門人とされている伴信友は、この認識において師・宣長とは異なる見解だったといわねばならないでしょう。そして「現御神と」を理解しなかったということは、宣長の語る「しらす」「事委し（ことよさし）」そして「惟神の道」もまったく理解できなかったということを示しています。

また平田篤胤は「玉櫛」において明確に述べています。

「現人乃神とは、古事記を始め古書どもに天皇命の御事を現人神とも遠神とも申せり。そは掛まくも畏き申し言ながら、天皇も御人には御坐（おはしま）せども、天照日大御神の正しき御統におはし坐て、凡人（ただひと）とは遙に遠く、御尊さの類なく御坐すが故に、人と現はれ御坐す神といふ義（こころ）をもて、上代よりかく称し奉れるなり。」（『日本思想大系50』、岩波書店、一八九頁）

そして後醍醐天皇の崩御については次の通りです。

「左の御手に仏経を持せ給へる事、仏法の盛（さかり）なりし時とは云ひながら、いとも尊き現人神と御坐す大御身を穢させ給へるは、畏しとも忌忌（ゆゆ）しき御事なりかし」（同二三五頁）

すべて天皇を現御神とする文章です。「現御神と」の説明は一切ありません。宣長の神髄ともいべきこれらを理解せずして没後の門人とは、鈴屋大人（本居宣長）も迷惑なのではないかと思えます。なお、平田篤胤は自身が宣長没後の門人と主張したのみで、門人の間では認められていなかったといわれています。

問3 では本居宣長の「玉鉾百首」にある次の歌はどう解釈すればいいですか。

「物みなはかはりゆけどもあきつ神わが大君の御代はとこしへ」

明らかに天皇Ⅱ現御神だと思えますが。

回答 たしかに「あきつ神わが大君」ですから「あきつ神Ⅱ大君」と短絡しそうです。そして「玉鉾百首解」は養子となった本居大平の著述ですが、「○あきつ神は、御代々の天皇を申す」とあり「古き宣命の詞に、現神御宇天皇詔旨云々などあり」と記しています。これでわかるように、大平は「現御神と」を宣長のようには理解していなかったと思えます。

文芸上の修辞表現では「あきつ神わが大君」でも、「あきつ神（と天の下しろしめす）わが大君」と（ ）の省略を解説して宣命の表現との整合性が明瞭になると思います。宣命に「現御神（明神・現神） 天皇」がひとつもなく、必ず「現御神（あきつみかみと） 御宇（あめのしたしろしめす） 天皇」であり「現御神と」が「しろしめす」を修飾している事実を、大平は確認していなかったのではないかと思われれます。

問4 「明神と坐す我が天皇」の具体的な例はどんなものですか。

回答 この例はいくつか確認できます。例えば淳仁天皇即位の宣命（天平宝字二年八月一日）に「現神と坐す倭根子天皇」があります。しかしこの天皇は孝謙天皇のことであり、その孝謙天皇の天平勝宝九歳七月十二日の宣命には「明神（あきつみかみと） 大八洲（おほやしまくに） 所知（しろしめ） す倭根子天皇が大命らまと」とあります。したがって淳仁天皇の「現神と坐す倭根子天皇」が「大八洲所知」の省略された表現であることは疑いようもありません。

これと同様なのは桓武天皇即位の宣命にある「掛けまくも畏き現神と坐す倭根子天皇」です。この天皇は父である光仁天皇のことであり、その光仁天皇の宝龜二年正月二十三日には「明神と八洲（おほやしま） 御（しろしめ） す養徳根子天皇（やまとねこすめら）」という表現があります。ゆえにこれも省略形と読んで自然です。

また『岩倉公実記』には「明神にます我が天皇」があります。むろんこれは天皇ご自身の言葉ではありません。我が天皇とは明治天皇のことであり、その明治天皇も明治元年八月二十七日、「現神と大八洲國所知す天皇」として即位されたのです。したがってこれも省略の表現であることは間違いありません。

問5 木下道雄は終戦直後の侍従次長だったそうですが、「人間宣言」とはどういう関係ですか。

回答 木下道雄侍従次長（当時）はこの詔書の草案に深く関与しました。「天皇を以て現御神とし、且日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有すとの架空なる觀念に基くものにも非ず」は木下道雄の意見が反映されたと考えてよいと思います。木下道雄『側近日誌』でもそのことは確認できます。天皇の神格化を否定したいGHQでしたが、この文章からすると、そもそも木下道雄は天皇Ⅱ現御神ではないと意識していたと思えます。

この「人間宣言」には様々な人が関与しています。いろいろな思いが込められていると思います。ただ「天皇Ⅱ現御神」が宣命解釈の誤りを基礎にしているとし、それを正された「みことのり」であることは十分に表現されていると考えてよいと思います。

木下道雄『宮中見聞録』は戦後における最も優れた著作の一つだと思います。なかでも「昭和二十一年元旦の詔書について」における「現御神と」の解説は特筆すべき内容です。これまで多くの論者によって「人間宣言」は語られてきましたが、主要な当事者の一人であった木下道雄侍従次長の「現御神と」を詳細に解説した著作は見当たりません。同書は昭和四十三年の発行ですが、なぜこの優れた論考が検証されなかったのか不思議でなりません。

極論すれば、「人間宣言」を語って木下道雄の「現御神と」は「天皇」を形容する形容詞ではなく、「しろしめす」に冠する副詞であったのである」を説明していない「人間宣言」論は、本質を外したものとかわざるを得ないと思います。その意味で、これまでこの「人間宣言」を正しく解説した著述は皆無だったのではないかと思います。

問6 ホルトムが読んだ日本人の著作とはどんなものですか。

回答 ホルトムの『日本と天皇と神道』には多くの著作からの引用があります。なかでも宗教学者・加藤玄智の著作が典型的なものかもしれません。

加藤玄智『我が国体と神道』（弘道館、大正八年）

「支那人の所謂天若くは上帝、猶太人の所謂ヤーエーの位置は、古来日本の天皇之を占め給へるもの

なり。是れ日本に於て古来天皇を称して明津神又は現人神又は現御神と称し奉りし所以なりとす」(四頁)

右の通り、宣命の「現御神と」を検証するレベルとはまったく異なるもので、天皇Ⅱ現御神そのものです。これを鵜呑みにしたホルトムの同書は日本人の誤った現御神観を羅列しただけのものとなっています。

問7 戦前はいつごろから現御神が誤解されてきたのですか。

回答 少なくとも宣命の解釈は、明治時代から誤った解釈が主流だったと思います。以下に主な例を並べてみます。

○久米幹文『続日本紀宣命略解』（吉川半七、明治二十六年、一頁）

「現御神は目の前におはします神と云ふ義にて天皇を申すなり」

「天皇を申すなり」ですから現御神Ⅱ天皇です。

○御巫清勇『宣命詳釋』（右文書院、昭和十年、三六頁）

「現御神止 あきつは明之義、現在の意。人の体として世に現はれ居給ふ神。現在に坐します神。現身の神。天皇の尊称で、あきつ神・現人神・現御神も同じ。「と」は「として」

「と坐して」の意。大方、神は形隠れ坐して頭には見えず、所謂隱身に坐すに対して御身の現はれ見え給ふ神をいふ」

「天皇の尊称」ですから、天皇＝現御神です。

○金子武雄『続日本紀宣命講』（高科書店、昭和十六年、四七頁）

「現つ御神とは、明かに現はれてをられる御神の意であり、天皇がそれであらせられるのである」

「天皇がそれであらせられる」から現御神＝天皇です。

○「天子非即神論」『折口信夫全集 第二十卷』、中央公論社、昭和三十一年、六二頁）

「われ 神にあらず」と仰せられた去年の初春の詔旨は、まことに青天より降った霹靂（カムトケ）の如く、人々の耳を貫いた。その億兆の心おどろきは、深い御心にもお察しの及ばぬところであつたらうかと思ふ。」

折口信夫は昭和二十二年、「天子非即神論」を発表しました。GHQの占領下にあつた当時の状況を考慮すると、様々な制約があつたことは考慮しなければならぬと思います。しかしその「天子非即神論」も「現御神」とは無縁の論考でした。

「今よくよく反省して見ると、「あきつ神」は、「日本国」「天の下」「大八州国」をお治めになる資格である。人にしてその聖なる資格を持つ者として大日本国・天の下・大八州国に臨むと言ふ御資格の継承を宣り給ふのが、詔書の様式であつた」（六八頁）

「昭和二十一年元旦の詔書」を「われ 神にあらず」と解釈するのは誤解も甚だしいと思います。これでは天皇ご自身が過去に「朕は神である」と宣言されていたとの誤解を受けるでしょう。およそ国典に、天皇の宣言に、ご自身が神であると宣言されたものはひとつも存在しません。「現御神」は必ず「現御神」と用いられていることは本書の本文に記した通りです。

折口は「天子即現神」とは宣らせられては居ないのである」とも語っていますが、「現御神と」を説明していません。「現御神と」は「しろしめす」の副詞ですから資格云々は関係がありません。本書の本文に示した通り、「現御神と」は天皇の統治の姿勢とも言うべきものです。折口信夫の現御神論は天皇の政事的宣言と一般の文芸作品、そして信仰とを整理しておらず混乱があるように思います。基本的に政事的宣言は歴史の事実から検証すべきものですが、文芸作品や信仰は事実を離れた自由な解釈が許されるものであって、その本質は異なるというべきでしょう。折口の現御神論はこの混同が過ぎているのではないかと思います。

○小野祖教『象徴天皇』（浪漫、昭和四十九年、五五頁）

「理くつは、兔も角、天皇が「現御神」だといふのは、「政治的貴種の生き神」信仰に属するもので、その種の生き神の「最貴の生き神」を尊んで、特に、「明御神」と称へたのだと思ふ」

小野祖教はGHQの宗教担当課長・バンスに「明御神観」を問われて「神道には、絶対神なんかはない。明御神と云つても、無限に多数なる神の中の一人である。相対的な神で

しかない。神道では、この世界のすべてのものが、みな神である。だから、天皇だけが神でないとする方が論理に合はない」（同五三頁）と答えていました。天皇Ⅱ現御神であることに変わりはありません。

問8 『続日本紀』の解説本などは「現御神と」をどのように解説してきたのですか。

回答 結論をいうと天皇Ⅱ現御神です。例外は見当たりません。本居宣長の『続紀歴朝詔詞解』や他の参考文献はよく理解されなかったと思います。以下に代表的な解説本を示します。

○『続日本紀二』（新日本古典文学大系13、岩波書店、平成二年、七〇〇頁）

「アキツミカミについては、すでに記したように、現世に姿をあらわされた神というのが原義であつ

たろう。人でありながら同時に神である存在として、天皇が讃えられたのである」

「現御神」のみを説明し「人でありながら同時に神である存在」としていますから、天皇Ⅱ現御神ということです。「現御神と」の説明はありません。これでは『続日本紀』を読み誤ることになるでしょう。また天皇の統治である「しろしめす」も理解できないと思いません。

○『完訳注釈続日本紀』（林陸朗校注訓訳、現代思潮社、昭和六十年）

文武天皇即位の宣命

「天下の公民を恵（うつく）しび賜ひ撫で賜はむとなも随神思ほしめさく、と詔りたまふ天皇が大命をもちもろ聞きたまへよ、と詔りたまふ」（二頁）

（注釈 一頁）

「随神 随神・神奈我良ともある。神としての資格によつての意」

これは折口信夫と同じく「随神・かんながら」を「神としての資格」としているものです。本居宣長によれば「現御神と」と「随神」は同じ意味で「しろしめす」を修飾するのですから、この「資格」とは関係がありません。本居宣長や井上毅のいう「私心なく（統治する）」ということが強調されなければ、意義のある解説にはならないと思います。

○『続日本紀』（直木孝次郎他訳注、東洋文庫、昭和六十一年、四頁）

文武天皇即位の宣命

「天下の公民を恵み、撫でいつくしもうと、神として思うと、詔される天皇の大命を、皆承れと申しわたす」

「神として思う」の意味は曖昧ですが、「現御神と」は「しろしめす」の副詞であり、少なくとも「思う」の副詞ではありませんから、これも妥当な解釈とは言えません。

○『続日本紀上 全現代語訳』、宇治谷孟、講談社、平成四年、九七頁）  
和銅元年

「何れの天皇の時代も、天つ日嗣として高御座にいまして治められ、人民を慈しんでこれ、天下統治のつとめであると、神として思う、といわれるお言葉を皆承れと申しつげる」

これも「神として思う」ですから、右の直木孝次郎本と同じ解釈で適切ではありません。

『続日本紀』の主な解説書の内容は以上ですが、政教関係を専門とする学者の現御神論もこれらとほぼ同じです。宣命の「現御神と」を文脈から解明したものは見つけれません。その代表的なものに大原康男『天皇―その論の変遷と皇室制度』（展転社、昭和六十三年）があります。

「実は、問題は英文ではなく日本文にある。英文から日本文へ翻訳する段階で決定的な誤訳が生じた。

the Emperor is divine を「天皇ヲ以テ現御神トシ」と訳したからである」（四〇頁）本書の本文に記したように、天皇は神の子孫であるが現御神ではない、あえてそういう意味を込めたのは木下道雄侍従次長です（木下道雄『側近日誌』、文藝春秋、一九九〇、九〇頁）。したがって現御神と訳された事実そのものが、同詔解読の最重要ポイントとなるものです。この訳を決定的な誤訳と考えては、この「みことのり」をまったく理解できないものとなるのは必然だろうと思います。

同書は『宮中見聞録』の初版からすでに約二十一年経っています。木下道雄が「現御神と」は「天皇」を形容する形容詞ではなく、「しろしめす」に冠する副詞」と明言していたにもかかわらず、これにはまったく触れていません。

ただ木下道雄はキリスト教の「ゴッド」を翻訳して「神」としたのは「海外のキリスト教徒に大いなる誤解を抱かせざるを得ないことなる」とも記していました（『宮中見聞録』二二六頁）。この件については多くの論者が採り上げているところであり、大原康男本も例外ではありません。この点は異論がないと思います。問題はつぎのような文章です。

「>現御神<は、そのルーツをたどれば宣命（和文の詔勅）や祝詞などにしばしば出てくる語である。

明神、現神、明津神などと書くこともあり、類義語に>現人神<がある。一口で言えば「現身を持った神」の意で、「ゴッド的な神」に固有の「超自然的存在」という属性はまったくない。『国体の本義』に倣うわけではないが、ここは「天皇ヲ以テ絶対神トシ」とでも訳すべきであったと思う」（四〇頁）

これも「現御神」そのものの説明であって、国典にある「現御神と」の説明にはなっていない。したがってこの文章からは天皇≡現御神しか読みとれず、「昭和二十一年元旦の詔書」を理解するための解説にはなっていないといわざるを得ません。

ちなみに柳田国男も「自分の学んだ所では、天皇は現神で、もとは多くの神よりも更に高い御位であった」（『定本柳田国男集 第九卷』「玉依姫考」、一九七八年、六二頁）と記していますから、天皇≡現御神の論者でした。

問9 「しらす」と「うしはく」を比較して示して下さい。

回答 たしかに最も説明の難しいところです。誤解を恐れず筆者が表に示してみました。

「しらす」からの連想

「うしはく」からの連想

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ・「君の私といふ事はなき也」↓君権制限 | ・「君の私といふ事もあるならん」↓専制 |
| ・天皇主権はない↓天皇不親政      | ・君主に絶対性を付与する↓天皇親政   |
| ・立憲君主制的             | ・絶対君主制的             |
| ・万世一系であり、君民の義と秩序がある | ・易姓革命を是認し、世は乱れ治まらない |
| ・旧慣（祖先の叡智）尊重主義      | ・設計主義的合理主義          |
| ・歴史法学的立場            | ・人定法主義的立場           |
| ・属性尊重主義（・共同体・伝統・文化） | ・還元主義（属性否定・唯物的）     |
| ・民は自由               | ・民は服従               |

また井上毅は「しらす」と「うしはく」について次のように述べています。

「古典にうしはくといふことと知らずといふことと二の言葉を両々向き合せて用ゐ又其のうしはくといひ知らずといふ作用言の主格に玉と石との差めあるを見れば猶争ふことのあるへきやは若し其の差別なかりせば此の一條の文章をは何と解釋し得へき」（「言霊」『井上毅伝 史料篇第三』六四四頁）

「しらす」を的確に表現した文章はなかなか見つけれられません。いわば永遠の課題なのかも知れません。その時代時代で、知恵ある方々が、説得力のある文章に挑戦してもらいたいと思います。

問10 教育勅語や「人間宣言」が誤解されてきたことは解りました。これらは云わば言葉の問題でもあると思います。文学者たちはその辺りをどう考えたのでしょうか。

回答 少なくとも戦前における教育勅語「中外」の誤解、そして天皇現御神論の誤りを、根拠をもって検証した文学関係者は見つけれません。これは歴史家などについても同じです。

文芸作品はあくまで「作品」です。修辞・レトリックに満ちています。作者自身の意見とは必ずしも一致しないと思います。少なくとも思想表明ならほかに適した方法、論文なりあるいはエッセイなりがあると思います。

その意味で、文芸作品から作者の思考を論ずるのは危険が伴います。ただ文芸評論の書でも語られてこなかった、同じ作者による戦前戦中そして戦後の作品について、敢えてお話ししてみたいと思います。

例として高村光太郎の詩、抜粋ですが、これを読んでみます。光太郎は戦時中の昭和十七年に発足した「日本文学報国会」の「詩部会」部会長でした。『定本高村光太郎全詩集』（筑摩書房）からの引用です。

「神これを欲したまふ」（昭和十七年）  
神明の氣いんうんとして空と海を押し  
ほとほと息づまるばかりの時  
かの十二月八日が来たのだ。  
天佑を保有したまふ明津御神（あきつみかみ）  
神の裔なるわれらをよばせたまふ。  
即刻、膨大な一撃二撃は起り  
侵略者米英蘭を大東亜の天地から逐（お）ふ。

「終戦」（昭和二十二年）  
日本はつひに赤裸となり、  
人心は落ちて底をついた。  
占領軍に飢餓を救はれ、  
わづかに滅亡を免れてゐる  
その時天皇はみづから進んで、  
われ現人神にあらずと説かれた。  
「典型」（昭和二十五年六月）  
三代を貫く特殊国の  
特殊の倫理に鍛へられて、  
内に反逆の驚の翼を抱きながら  
いたましい強引の爪をといで  
みづから風切の自力をへし折り、  
六十年の鉄の網に蓋はれて、  
端坐肅服、  
まことをつくして唯一つの倫理に生きた  
降りやまぬ雪のやうに愚直な生きもの。

「天佑を保有したまふ明津御神（あきつみかみ）  
神の裔なるわれらをよばせたまふ」  
これは典型的な戦時中の表現であつて、「天佑を保有したまふ明津御神」は天皇Ⅱ現御神  
論にもとづいた感覚です。そして全体に高揚した気分が読み取れます。しかし終戦となり、  
我が国は降伏しました。そうして「人間宣言」を語った「終戦」です。  
「その時天皇はみづから進んで、  
われ現人神にあらずと説かれた」

先ほどご説明した通り「人間宣言」に現人神はありません。  
概念としては現人神も現御神も同じと言ってよいと思います。しかしあの詔書に深く関

与した木下道雄・侍従次長は、天皇現人神論を否定するために、敢えて現御神を用いた草案としました。天皇現人神論が文武天皇の「即位の宣命」などにある「現御神と天下しろしめす天皇」を誤解したものだという意味で、そのようにしたのです。このことは木下自身『宮中見聞録』『昭和二十一年元旦の詔書について』に記しています。

ところが高村光太郎は、戦後になっても、このことに思いが至りませんでした。そうして次の「典型」です。

「三代を貫く特殊国の特殊の倫理」

「まことをつくして唯一つの倫理に生きた

降りやまぬ雪のやうに愚直な生きもの」

三代は明治・大正・昭和の三代と考えられますから、この倫理は教育勅語と特定してよいと思います。この「愚直な」は「謙虚な」というよりは「ばか正直な」というニュアンスが感じられます。つまり教育勅語、実際にはその解釈ですが、それを盲信していたということへの反省のように読み取れます。

しかし何が「特殊」で、何を反省すべきなのかは、依然としてわかりません。鈴木貫太郎首相は「・・四海同胞として人類の道義を明らかにし、其の文化を進むることは、実に我が皇室の肇国以来のご本旨であられるのであります。米英両国の非道は遂に此の古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざる国是の遂行を、不能に陥れるに至ったものであります」と述べました。教育勅語の「之を中外に施して」を「皇道を四海（世界）に宣布」と誤解した内容です。この誤解が「八紘一字」になりました。光太郎も同じように「中外」を曲解したままだったことは間違いありません。

光太郎が反省すべきは教育勅語の解釈であり、文部省「国体の本義」の欺瞞だったはずです。厳しく言えば、この反省は、感情的にはともかく、知識人としてのそれとは言えないのではないかと、そう思わざるを得ないのです。

ちなみに新潮文庫『高村光太郎詩集』には、「典型」はあるものの「終戦」「神これを欲したまふ」の掲載はありません。解説の伊藤信吉は『典型』の内省的な人生論（二五三頁）と記していますが、いったい何をどのように反省したのか、要領を得ない文章です。解説者自身が教育勅語の曲解や「人間宣言」の誤った解釈を理解していない証拠だと思います。同書は平成十七年三月で「八十八刷改版」とあります。この解説は昭和四十三年ですが、今日まで誰一人これを分析する研究者がいなかった、そういう事実を示していると思います。

問11 「日本文学報国会」の他の人たちの作品はどうでしょうか。

回答 文学作品については、専門家の研究を参考にしていたかと思えます。ただ、おそらくはどの研究書や読み物も、くどいようですが、教育勅語など詔勅の曲解は語られていないと思います。ですから、ただ事実の羅列や、それに付随するエピソードに終始し

ているでしょう。表現の変遷についての分析は、無いと思います。

徳富蘇峰、彼はこの「日本文学報国会」の会長でした。その教育勅語の解釈についてのみ、紹介します。これで「報国会」全体の雰囲気がお分かりになるとと思います。

徳富蘇峰「大正の青年と帝国の前途」（大正五年）

「折角の教育勅語も、之を帝國的に奉承せずして、之を島國的に曲解し、之を積極的に拝戴せずして、之を消極的に僻受し、之を皇政復古、世界対立の維新改革の大精神に繋がずして、之を偏屈、固陋なる旧式の忠孝主義に語訳し、（中略）大和民族を世界に膨張せしむる、急先鋒の志士は、却て寥々世に聞ゆるなきが如かりしは、寧ろ甚大の恨事と云はずして何ぞや（『近代日本思想大系』8）」

「之を帝國的に奉承」「大和民族を世界に膨張せしむる」という言葉は扇動的ですが、これもこの時代の雰囲気を表わしているでしょう。教育勅語解釈への期待がすでに「君治の徳」と「徳目」の範囲を超えています。要するに蘇峰の教育勅語は、郷里・熊本の先輩である元田永宇や井上毅が起草した教育勅語とは異なっていた、ということなのです。

問12 現御神といえ、三島由紀夫『英霊の聲』があります。これについては・・・。  
回答 『英霊の聲』も文芸作品です。はっきり言えば作り話です。それを歴史の事実から検証するのは如何かと思えます。

ただ河出文庫『英霊の聲』の最後に「―本稿は左記の諸著に拠る処多し」として幣原平和財団編「幣原喜重郎」住本利男氏著「占領秘録」等八冊が紹介されています。歴史の事実を全く無視したものではありません。それと巻末に「二・二六事件と私」が収載されています。これは意見表明だと考えてよいと思います。

『英霊の聲』から抜粋します。

「ただ、御親政の実をあげられ、兵たちの後顧の憂いを無からしめて下さることが、われらへのこの上なき御褒賞であります」

「われらが神なる天皇のために、身を弾丸となして敵艦に命中させた、そのわずか一年あとに・・・」

「なぞてすめろぎは人間（ひと）となりたましい」

この作品のポイントは、解説をしている藤田三男が記しているように、「聖性」を發揮されるべきときに「人間」としての決断をした天皇の「裏切り」を呪詛する「私」ということです。

引用した文章は『英霊の聲』の本文ですから、言及しません。三島由紀夫の意見ではないと思います。なぜなら『文化防衛論』では

「政治的責任を負うような立場へ天皇を持つてくることはできないと思いますし、またそ

れはいわゆる天皇親政ということではないと思いますね」（二六四頁）

こう語っているからです。三島が天皇御親政論者ではなかった証拠です。

ただ「二・二六事件と私」には次のような文言が記されています。

「文学的意態とは別に、かくも永く私を支配してきた真のヒーローたちの霊を慰め、その汚辱を雪ぎ、その復権を試みようという思いは、たしかに私の裡に底流していた。しかし、その糸を手繰ってゆくと、私はどうしても天皇の「人間宣言」に引っかからざるをえなかった」（『英霊の聲』一五五六頁）

本文にも登場する天皇の神格化否定の詔書にかかわった幣原首相と二・二六事件の将校。

「あの西欧派の重臣たちと、若いむこう見ずの青年将校たちと、どちらが究極的に正しかったのか？」（同、一五八頁）

これが「二・二六事件と私」三島由紀夫のテーマでした。三島由紀夫自身が天皇現御神論者だったかどうかはわかりません。しかし少なくとも、当時の天皇現御神論が何に由来するのか、そういった検証はここでは見られません。またいわゆる「人間宣言」とは何だったのか、それもあります。

木下道雄の『宮中見聞録』「昭和二十一年元旦の詔書について」の初版は昭和四十三年一月一日です。『英霊の聲』は昭和四十一年六月の「文藝」に掲載されていますから、当然三島由紀夫は木下道雄を読んでいません。藤田三男によれば「二・二六事件と私」も『英霊の聲』のすぐ後に書かれています。どちらも『宮中見聞録』以前です。

もし、三島由紀夫が「昭和二十一年元旦の詔書について」を読んでいたらどうなっていたでしょうか。国典に天皇がご自身を「神」と宣言せられたものが一つもないことは、すでに述べた通りです。またあの詔書は、木下道雄から、「宣命解釈の誤りを正された詔（みことのり）」と書いてよいものです。

いづれにしても、文芸作品がらみは誤解が伴います。したがってここでは、『英霊の聲』が歴史の検証にはなじまないこと、また「二・二六事件と私」には歴史的検証が欠落している、ということにとどめたいと思います。

## 第四回 昭和戦前と『昭和天皇独白録』

今回のテーマは昭和戦前と『昭和天皇独白録』（平成三年三月、文藝春秋社、以下『独白録』）です。昭和天皇の「独白」ですから、詔勅とは異なります。しかし『独白録』が大変に史料価値の高いものであることは、間違いないと思います。

昭和戦前から被占領期は、実に複雑な時代だったと言えると思います。敗戦となり、我が国はGHQに占領され、彼らにより様々なものが否定されました。帝国憲法は改正され、教育勅語は排除となりました。また「大東亜戦争」「八紘一宇」という用語の使用が禁止され、文部省『国体の本義』『臣民の道』はその頒布を禁止されました。

敗戦までの昭和の時代には、象徴的な政治事件がいくつもありましたが、それらと帝国憲法はどのような関係だったのか。そして被占領下で否定・排除された、先ほどあげた様々なもの、その相互の関係とはどのようなものだったのか。やはり検証してみる必要があると思います。実はこれらも、詔勅の解釈に深い関係があるのです。

### （昭和五年、倫敦会議・帷幄上奏問題）

昭和五年、日本・米国・英国そしてフランス・イタリアの五か国間で、海軍の補助艦保有量の制限に関する会議が開催されました。いわゆるロンドン海軍軍縮会議です。これについて、『独白録』から要約します。

海軍の末次信正軍令部次長はご進講の際、政府の意向と異なる軍縮反対の意見を述べました。この件はのちに末次から加藤寛治軍令部長へ報告されたのですが、軍令部の意見が図らずも天聴に達したので、加藤は直接天皇に辞表を提出しました。海軍大臣を経由しないこの行為は「間違っている」と天皇は断言されています。それで天皇は辞表を財部彪海軍大臣へ下げましたが、財部は天皇にたいし、「辞表はどうか出さなかった事にして頂き度い」と述べました。

「当時海軍省と軍令部と意見が相反してゐたので、財部としてはこの際断然軍令部長を更迭して終へばよかつたのを、ぐづぐづしてゐたから事が紛糾したのである」（『独白録』二七頁）

統帥権干犯論をもとに軍縮反対を主張する勢力、天皇がこれに対して否定的だったことが読みとれます。統帥権干犯論が帝国憲法から逸脱していたということは、伊藤博文『憲法義解』や美濃部達吉『憲法撮要』に明らかだと思えます（問1）。

### （昭和十年、天皇機関説と天皇現神説）

昭和七年には上海事件、いわゆる第一次上海事変がありました。そして昭和十年の天皇機関説事件です。

「斎藤内閣当時、天皇機関説が世間の問題となった。私は国家を人体に譬へ、天皇は脳髓

であり、機関と云ふ代りに器官と云ふ文字を用ふれば、我が国体との関係は少しも差支へないではないかと本庄武官長に話して真崎に伝へさせた事がある。真崎はそれで判ったと云ったそうである。

又現神の問題であるが、本庄だったか、宇佐美だったか、私を神だと云ふから、私は普通の人間と人体の構造がおなじだから神ではない。そういう事を云はれては迷惑だと云った事がある」(同、三一頁)

まず、明確な天皇機関説擁護といってもよいと思います。どう読んでも昭和天皇は天皇機関説排撃のお立場ではありません。また帝国憲法は、その成立に関する著作によれば、いわゆる天皇機関説がその基礎にあると考えないわけには行きません(問2)。この天皇機関説論争については、第一〇回でまた出てきますが、昭和戦前の大きなポイントだと思います。

そして現神、あきつみかみ、現御神の問題です。戦前の天皇は神だったという話です。しかし昭和天皇は明確に天皇現御神論を否定していました。第三回の「即位の宣命と」人間宣言」で詳しくお話ししたように、国典に天皇＝現御神はありません。必ず「現御神止」と用いられ、その意味は「しろしめす」の副詞です。繰り返しますが、木下道雄は「近代に至って言葉の乱れが生じ、前述のように、現御神と天皇とを混同して考えるようになり…」(前掲『宮中見聞録』、二二六頁)と記しています。

それでもなお昭和二十一年元旦の「新日本建設に関する詔書」を、未だに「人間宣言」と称しているのが我が国の実態です。「即位の宣命」が正しく解釈されていない証拠です。そして問題は、国家の要人たちが帝国憲法下において、これをどう考えていたかということです。

竹山道雄は帝国憲法下の天皇を、「機関説的天皇制」そして「統帥権的天皇制」と名付けました(『昭和の精神史』講談社学術文庫、五一頁)。前者は「旧来の元老・重臣・政党・財閥・官僚・軍閥のヒエルアルヒーによる「天皇制」であり、これは汚職をしたり軍縮をしたりした(同)」と語っています。後者については、「二君万民の軍国的社会主義体制であり、これは社会的不正を攻撃したり外地侵略をしたりした(同)」と説明しました。これは「極限概念」としてまずから、単純化したものだと思います。ただ昭和三十年に発表され、翌年に出版された『昭和の精神史』は、当時の知識人の帝国憲法そして昭和戦前に対する見方がよく表現されている、そう考えてよいと思います。

## (二・二六事件)

昭和十一年二月二十六日、青年将校らによるクーデターが起きました。斎藤実内大臣や高橋是清蔵相そして岡田啓介首相の秘書だった松尾伝蔵、教育総監の渡辺錠太郎が犠牲となりました。

ところで、著名なコラムニストだった山本夏彦に「教育総監渡辺錠太郎」があります。

「なぜ教育総監渡辺錠太郎は殺されたか、紙幅が尽きたから言えないと某大雑誌に書いたら、驚くべし渡辺氏の子孫から自分もよく知らない、教えてくれと電話があった」『世間知らずの高枕』新潮文庫、三〇三頁

この謎を解くのは、二・二六事件の主犯格の一人、磯部浅一のコメントです。

「渡邊は同志将校を弾圧したばかりでなく、三長官の一人として、吾人の行動に反対して弾圧しさうな人物の筆頭だ。天皇機関説の軍部に於ける本尊だ」

これは岡田貞寛『父と私の二・二六事件』に引用された、磯部の「行動記」にあるものです。山本夏彦も記していますが、渡辺錠太郎は天皇機関説に対して肯定的だったといつてよいと思います。このことを以ってしても、二・二六事件は天皇機関説排撃もその基礎にあったと考えて妥当です。

#### 〔国体明徴運動と文部省『国体の本義』〕

昭和十年の天皇機関説排撃はその後、国体明徴運動となりました。結局、岡田内閣は二度にわたって「国体明徴声明」を発し、天皇機関説を否定・排除せざるを得ませんでした。

その延長線上で発行されたのが、昭和十二年の文部省『国体の本義』です。つまり、天皇機関説排撃・国体明徴運動・二・二六事件・文部省『国体の本義』は順接の関係です。

さて、そこで文部省『国体の本義』です。

「かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまにまに我が国を統治し給ふ現御神であらせられる。この現御神（明神）或は現人神と申し奉るのは、所謂絶対神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一体であらせられ、永久に臣民・国土の生成発展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方であることを示すのである」（文部省『国体の本義』昭和十二年三月、一三三頁）

これは天皇Ⅱ現御神と解釈するしかありません。ただ、たしかに次のような文章もありますから、『国体の本義』の現御神観はやや複雑です。

「天皇は、外国の所謂元首・君主・主権者・統治権者たるに止まらせられる御方ではなく、現御神として肇国以来の大義に随つて、この国をしらしめし給ふのであつて、第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、これを昭示せられたものである」（同、一三三頁）

しかしこの帝国憲法第三条は、いわゆる天皇無答責条項だとされています。衆議院の憲法調査会による資料には、帝国憲法のほか、デンマーク・ベルギー・オランダなど八か国の、国王の「無答責」や「不可侵」規定を紹介しています。内閣や大臣がその責を負う、ということですよ（問）。ごく一般的なことですよ、これで天皇Ⅱ現御神の根拠にはなり得ません。そして、そもそも第三回でお話しした、国典の「現御神止」に一言も触れていない

のが、天皇<sup>II</sup>現御神と誤解した証拠であることは明らかです。

さらに文部省『国体の本義』には致命的な誤解と思われる文章があります。

「我等が世界に貢献することは、たゞ日本人たるの道を弥々發揮することによつてのみなされる。国民は、国家の大本としての不易な国体と、古今に一貫し中外に施して悖らざる皇国の道によつて、維れ新たなる日本を益々生成發展せしめ、以て弥々天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。これ、我等国民の使命である」(同、一五六頁)

この「古今に一貫し中外に施して悖らざる皇国の道」の「中外」は、教育勅語のそれを誤解したと考えて間違いないと思います。「世界」と教育勅語の「中外」は関係ありません。第二回でお話ししたとおりです。整理をすると、文部省『国体の本義』は「即位の宣命」と教育勅語を曲解して綴られた文章、そう断言してよいと思います。

### (支那事変から三国同盟まで)

さて昭和十二年の七月、支那事変が起こります。

「私は威嚇すると同時に平和論を出せと云ふ事を、常に云つてゐたが、参謀本部は之に賛成するが、陸軍省は反対する。多分軍務局であらう。妥協の機会をここでも取り逃がした」『独白録』(二七頁)

先ほど昭和五年のところで、統帥権についてお話ししました。これを読むと現実に統帥権を行使していたのが誰だったのか、わからなくなります。このあと、日支関係が泥沼化したことは、歴史の示す通りです。

そして三国同盟です。

「又この問題に付ては私は陸軍大臣とも衝突した。私は板垣に、同盟論は撤回せよと云つた処、彼はそれでは辞表を出すと云ふ、彼がゐなくなると益々陸軍の統制がとれなくなるので遂にその儘となった」(同、四三頁)

三国同盟は当初、反英米かつ反ソだと考えられました。しかしのちに独ソ不可侵条約が締結されて、反英米かつ親ソになりました。平沼騏一郎総理大臣が「歐洲の天地は複雑怪奇」という声明を残して退陣したのは、こういった事情がありました。

帝国憲法において、条約の締結は天皇の大権とされていました。陸軍はここでも憲法から逸脱した姿勢をとつたと言わざるを得ません。

昭和十三年、近衛内閣は「国民政府を對手とせず」としていわゆる泥沼の「日中戦争」にのめり込んで行きます。そして翌十四年にはノモンハン事件。昭和十五年には第二次近衛内閣で「基本国策要項」。それは「皇国ノ国是ハ八紘ヲ一字トスル肇国ノ大精神ニ基キ世界平和ノ確立ヲ招来スルコトヲ以テ根本トシ」というものでした。第一回で述べましたが、教育勅語「中外」の曲解がエンジンとなって、「八紘一字」は『日本書紀』の原文とは異なる

った意味として用いられました。

この「基本国策要項」の年に日独尹三国同盟が締結されました。ところで、翌年に締結した日ソ中立条約を考えますと、さっきの話に戻りますが、締結された三国同盟は「反英米・親ソ」が確認できると思います。

『独白録』をもう一度見てみます。「米内内閣と陸軍」です。

「日独同盟論を抑へる意味で米内を総理大臣に任命した」『独白録』四九頁)

しかし陸海軍間の問題から、米内内閣は倒されました。畑俊六陸相が陸軍の総意から辞表を提出し、その後、軍部大臣現役制において陸軍が大臣を出さなかったからです。軍人が政治に深く関与するようになるというパターンとなりました。

「三国同盟は十五年九月に成立したが、その後十六年十二月、日米開戦后出来た三国单独不講和確約は結果から見れば終始日本に害をなしたと思ふ」(同、五三頁)

この日独伊单独不講和協定は日米開戦の三日後、昭和十六年十二月十一日に締結されたものですが、ホントに害だったことは、その後の歴史に明らかです。また三国同盟については、陸軍のみならず、結果として及川古志郎海軍大臣も賛成しました(同、五一頁)。

#### (南部仏印進駐と対米開戦)

そして昭和十六年の南部仏印進駐で対米開戦はほぼ確実となりました。昭和十六年七月三十日の新聞によれば日仏共同防衛議定書に調印とあります。二十九日に在ヴェシー加藤外松駐仏大使とダルラン仏副首相兼外相との間で署名捺印・即日発効となりました。この議定書の調印には、独仏の事情も関係していたと思います。

我が国の南部仏印進駐から対日経済封鎖となって、結局は対米戦争、連合国との戦争に至りました。これはどう考えても欧米諸国をアジアから追い出し、日本がその盟主足らんとする戦略ですから、大戦争となるのは避けられなかったと思います。

そうして昭和十六年十二月八日、対米開戦となりました。当時、もともと多く石油を輸入していた米国を敵とするのですから、あとは皆さんご存知の通りです。

#### (昭和戦前と帝国憲法)

さて、昭和戦前の政治的出来事と帝国憲法は、どのような関係だったでしょうか。まず統帥権干犯論は帝国憲法を逸脱したものでした。したがってロンドン海軍軍縮会議に反対して起こした五・一五事件も、やはり帝国憲法の逸脱です。

天皇機関説排撃と二・二六事件も帝国憲法に反する事件です。さらに、天皇現御神論の文部省『国体の本義』も同様です。天皇現御神論は帝国憲法にありません。『国体の本義』にはこのほか、天皇御親政論もありました。その表現はややあいまいですが、天皇制絶対主義という意味の天皇御親政論は帝国憲法にありません。文部省『国体の本義』は少なくとも天皇現御神論と天皇御親政論で帝国憲法から逸脱していました。

いまこれらを整理すると、統帥権干犯論・五・一五事件、天皇機関説排撃と二・二六事

件、そして国体明徴運動と文部省『国体の本義』は帝国憲法から逸脱していた、こう言うてよいと思います。まさに昭和戦前は帝国憲法蹂躪の時代だったと考えるしかありません。そして最も重要なことは、一連の事柄の総集編ともいえるべき文部省『国体の本義』の内容です。

米国でもそうですが、我が国の論者も「教育勅語の再解釈」が文部省『国体の本義』だと考えてきました。帝国憲法と教育勅語には井上毅が深く関与したこともその理由ですが、この二つは順接の関係です。いずれにも天皇現御神論や天皇御親政論はありません。しかし統帥権干犯論・五・一五事件、天皇機関説排撃と二・二六事件、そして国体明徴運動と文部省『国体の本義』とは逆説の関係です（問3）。我が国の昭和戦前や被占領期を考える上で、これは大変重要なことだと思えます。またいわゆる皇国史観とは、この天皇現御神論と天皇御親政論を基礎とする思想、こう考えて妥当かと思えます。

### （昭和精神史の核心）

終戦から今日まで、我が国では昭和戦前の精神史を客観的に検証してこなかった、あるいは検証して有効な成果が得られなかった。この影響は小さくありません。

たとえば第三回でお話しした「人間宣言」についてです。「人間宣言」から、戦前の天皇は「神」だったとする謬論が未だに無くなりません。この誤った認識について、国典を、つまり「即位の宣命」を曲解したことが原因だとする昭和史分析もありません。

また教育勅語「中外」の曲解です。これがエンジンとなって八紘一字は「世界統一」となり、「皇道を四海に宣布」まで発展しました。それらは米国などが日本の「世界征服思想」と断定する根拠にまでなりました。これも未だに変わっていません。そして第二回「靖国神社と教育勅語」でお話しした通り、靖国神社問題は教育勅語の解釈問題といっても過言ではありません。神道指令にある国家神道は教育勅語の曲解が基となっています。

これまでは昭和の精神史を語って、「統帥権的天皇制」「機関説的天皇制」あるいは「顕教」「密教」などと説明されてきました。こういった表現もそれなりの説得力はあったと思います。しかしこれらは大日本帝国憲法下の国家体制を、文学的なレトリックで表現したに過ぎないのではないかと思います。昭和の精神史に特徴的なくつかの表現。それらの生成過程や普及の推進力は特定されていません。歴史的検証の可能な、客観的で根拠のある分析にはなっていません。

たとえば戦前戦中は「神憑りの表現」が多かったとされています。ではその表現はどこからのものか。昭和戦前になって新たに「神憑りの語句」が造語されたわけではありません。

「畏くも日本天皇は、皇祖皇宗の大詔に明なる如く、養正（正義）、重暉（ちようき）（明智）、積慶（せつけい）（仁慈）を三綱とする、八紘一字の文字により表現せらるる皇謨（こうぼ）に基き、地球上のあらゆる人類は其の分に従ひ、其の郷土に於て、その生を享有せ

しめ、以て恒久的世界平和の確立を唯一念願さらるるに外ならず」

これは靖国神社の遊就館にある、市丸海軍少将による「ルーズベルトに与ふる書」です。市丸少将は「八紘一字」を造語したといわれる田中智学の国柱会に所属していました。実はこれとほぼ同じ文章が、田中智学『明治天皇勅教ものがたり』に記されています(問4)。そして「養正」以下は『日本書紀』『神武天皇紀』にあるものです。この『明治天皇勅教ものがたり』にある「中外」の解説も誤っていますから、八紘一字が拡大解釈されて、以上のような文章になったのだと考えられます。

昭和戦前から被占領期の我が国は、詔勅の曲解を度外視して語ることはできません。しかし日本国憲法のせいか、詔勅を研究する人は今や稀になりました。少なくとも教育勅語の「樹徳深厚」と「中外」の曲解を分析したのは、拙著がはじめてかと思います。拙著の出版まで、すでに教育勅語が渙発されてから一世紀以上が経っていました。残念ながら今日でも、教育勅語の曲解で明治天皇を貶め、いわゆる「人間宣言」で昭和天皇を誤解しています。昭和戦前と帝国憲法を『昭和天皇独白録』から振り返ってみたのは、その見直しを願うことからです。

## 【質疑応答】

問1 そもそも統帥権干犯論とはどのようなことですか。

回答 まず、帝国憲法の関連条文を見てみましょう。

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

この第十一条について、伊藤博文『憲法義解』は次のように解説しています、

「天武天皇兵政官長（つはもののかさのみ）を置き、文武天皇大に軍令を修め、三軍を総ぶるごとに大將軍一人あり。大將の出征には必節刀を授く。兵馬の権は仍朝廷に在り。其の後兵柄（へいへい）一たび武門に帰して政綱従て衰へたり」

明治維新があつて西南の役がありました。帝国憲法の施行はそのわずか十数年後です。軍隊というものの統帥権が天皇になれば、何が起ころかわかりません。帝国憲法が制定された時代の状況からすると、この第十一条は当然のことだと思ひます。また昭和十一年の二・二六事件。これを統帥大権をもつ昭和天皇が鎮圧された事実も、たいへん重要です。

美濃部達吉はこの第十二条について、「本条の大権は統帥権の外に在る」『逐条 憲法精義』二六二頁）としています。また「但し内部的編成に付いては軍令を以て定め得べきことは前条に述べた通りである」（同）と付け加えています。美濃部達吉は『憲法撮要』においても次のように記しています。

「陸海軍は国家の設くる施設にして、国家が幾何の兵力量を必要とするか、如何に之を編成するかは、外交、財政、内治の総ての点を考慮して国家の決すべき所に係り、陸海軍自身に於て自ら決すべき所に非ざればなり。

（中略）

軍の編成に付ても経費の支出を要する限度に於ては予算を以て議会の協賛を得ることを要するは官制に於けると同じ」（二三一頁）

この第十一条と第十二条がそれぞれ別に定められたことを考えれば、美濃部の見解が妥当であると思われます。またこの件に関し、稲田正次『明治憲法成立史 下』には義解稿本というものが引用されています。

「兵制は元首の執る所の特別の大権たり但し其の需要に於ける予算の方法及大臣の責任は固より他の行政の事務に例し異なることなかるべきなり」（八三四頁）

やはり美濃部の説明と同じ意味だと思ひます。

さらに第十三条については、『憲法義解』にこうあります。

「今日国際法に於て、慶弔の親書を除く外、各国交際条約の事総て皆執政大臣を経由する

は列国の是認する所なり。本条の掲ぐる所は専ら議会の関渉に由らずして天皇其の大臣の輔翼に依り外交事務を行ふを謂ふなり」

これらからしても、やはり統帥権干犯論は帝国憲法の曲解、そう判断してよいと思いません。

問2・a 帝国憲法は天皇機関説だった、これはどういう根拠からですか。

回答 天皇機関説というのは、いわゆる国家法人説に基づくもので、君主は国家の外か内かという問題でもありました。帝国憲法はプロイセン憲法などの影響を強く受けていると言われています。伊藤博文の考え方を示す次の文章にもそれは明らかです。

尾佐竹猛『日本憲政史の研究』（二元社、昭和十八年、三二二頁）

『伊藤博文秘書類纂』「法制」の部に左の資料が採録せられて居る。それは「君主及ヒ国会ノ法律上ノ地位」と題する一篇である。これは、伊藤が欧羅巴で聴いた講義の一部だるか、またはロエスエルなどの意見であらう。

「現時の国法に於ては君主は国家の上に位せず国家の中に位し君主は国家の統御者にあらずして国家の機関となれり（一）君主は国家の機関にして国家の爲めに活動すべしとの思想は既にフリードリヒ大王の有名なる「君主は人民を支配する所の専制君主にあらず国家の最高機関たり」との語に於て發表せられたり而して君主は国家に於て卓越の地位を有し且つ国権を掌握せり凡そ君主の有する権利は国有の特権なり又君主は万般の国権を一身に総攬す此原則は旧独逸連邦の法律に於て明言せられ又此法律に基きて起りたる独逸法の大部に於て之を明言せり」（原文はカタカナ表記）

（中略）

この説はどの程度迄伊藤の頭に這入ったかは疑問であるが、兎も角、機関説輸入の最も早き一人として伊藤を数ふことが出来る。」

帝国憲法の解説書である伊藤博文『憲法義解』には、機関という用語が少なくとも十回は用いられています。また帝国憲法第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」などを、天皇機関説の表現ととらえて問題はないと思えます。

問2・b 統帥権干犯論は帝国憲法に反するものだった。加えて憲法は天皇機関説だった。では、なぜそれを排撃することになったのでしょうか。

回答 そのあたりはもつと研究されるべきテーマだと思いますが、有効な成果はまだ見当たりません。たとえば金子堅太郎です。彼は帝国憲法の草案作成に加わりました。また英国の保守主義者・エドモンド・バークを『政治論略』で紹介しました。そのことから八木秀次『明治憲法の思想』などは、「明治のバーク・金子堅太郎」（二二〇頁）と記して高く評価しています。

たしかに明治の金子堅太郎はそうかもしれません。ただ、第二回の「靖国神社と教育勅語」でも述べましたが、彼は教育勅語を誤って解釈しました。そしてさらなる問題は統帥権干犯問題と天皇機関説問題における彼の姿勢です。

金子堅太郎「統帥権と帷幄上奏」『現代史資料5』みすず書房、一九六五、八一七頁

「憲法第十一条は大元帥として陸海の軍を統帥するものにして同第十二条は天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定むとあれども是は国務にして政府に於て定むべきものとの説に左右せられたるが如し是れ全く憲法の精神を誤解したるより生じたる議論なり」

この金子の昭和五年における見解は、先ほどご説明した「義解稿本」の「兵制は元首の執る所の特別の大権たり但し其の需要に於ける予算の方法及大臣の責任は固より他の行政の事務に例し異なることなかるべきなり」と明らかに異なります。稲田正次『明治憲法成立史 下』によれば、これは明治二十二年一月二十九日に開催された第三審會議に提出されたものです。それゆえ、井上毅の見解と同じものと考えてよいと思います。

「而して其の規定及従来の慣例に依れば兵力量に関する件は部長の帷幄上奏に依り陛下の御親裁ありたる後内閣総理大臣に御沙汰ありて政府に於て決定すべきものにあらざるなり」(同八二〇頁)

この考え方では、軍令部長がすべてを牛耳ることになりかねません。これに天皇不親政が重なれば、いわゆる軍部の権限に制限はなくなり、憲法の理念である立憲君主制は実現できません。

さて、天皇機関説排撃における金子堅太郎です。「天皇機関説排撃」『金子堅太郎自叙伝』第二集 から引用します。

「余は政府の当局者に対し、勅令を以て確定したる大学令第一条帝国大学は国家須要の学術を教授云々の明文を示し、天皇機関説を承認せば警察官も或る意味に於て国家の機関である故に天皇と警察官とを同一視あるの嫌あるにあらずや、然らば天皇機関説は日本の国家に須要ならざるのみならず、天皇の大権を干犯するものではないか、是れ明らかに日本の国体に背き皇室の尊厳を汚し奉るものである」(二二二頁)

これはすでに述べたように、『憲法義解』とは異なる見解です。金子堅太郎がこの見解であったこと自体は、個人の考え方であり、金子における帝国憲法の解釈を示している、ただそれだけのこともありません。

しかし昭和十年四月一日、金子堅太郎は加藤大将、海軍軍縮に反対し結果として軍令部長を辞任した加藤寛治ですね、彼に「天皇機関説に付愚見概略」を送付しています。「天皇機関説に陥りたる原因は二ツあり」からはじまる天皇機関説排撃論です。

重要なことは、同じような意見書を岡田啓介首相・松田源治文相に「意見書」として手渡していることです。その内容が（天皇機関説は）日本憲法に背反し、国体を根本より顛覆するものなればなり」であったことが、飯田直輝「金子堅太郎と国体明徴問題」（『書陵部紀要』第六〇号二二頁）に掲載されています。

さらに「七日には同様の「意見書」を林銑十郎陸相・大角岑生海相・真崎甚三郎教育総監にも送付した」（同）とあります。ここまで天皇機関説を排撃する「運動」をしていたことをみれば、昭和の金子堅太郎は、まさしく大罪を犯したといっても過言ではないと思います。

統帥権干犯論や天皇機関説排撃への批判も、むろんありました。しかしそれらの言論は僅かなものに留まりました。天皇機関説排撃から国体明徴運動が盛んになり、岡田首相は昭和十年八月と十月の二度にわたって「国体明徴に関する政府声明」を出さざるを得ない状況となりました。政府として公けに天皇機関説の排撃を表明した、ということなのです。

この流れを考えますと、明治憲法の起草に参加し、日露戦争の講和に功のあった金子堅太郎ですが、昭和においては、それらを帳消しにして余りある負の遺産を残したと思います。こういった金子の言動などが、天皇機関説排撃を推進する力になったことは、否定できないでしょう。

参考までに『西園寺公と政局』第四巻から引用します。これは西園寺公望の秘書だった原田熊雄がその談話を記したのですが、金子堅太郎にたいする西園寺の評価は、事実からしてやはり妥当なのではないかと思えます。

「一体、金子とか伊東巳代治とかいふ連中は、憲法制定の場合に直接枢機に参した者ではない。ただ憲法取調に洋行した時に独逸の学者の講義について通訳の任に当たったのは、巳代治一人の功といってもよい。金子の如きは、ただ英語をよくする者が他にいなかったために、いろいろ参考に英書を調べてもらったぐらゐのことで、憲法の制定の時に本当の意味において働かれた功労者は、井上毅の如き人で、或はフランスのボアソナード、或はドイツのグナイスト、この三人が主になってやったのである」（二六〇頁）

また、金子堅太郎だけではありません。平沼騏一郎などもそうでした。  
『平沼騏一郎』（歴代総理大臣伝記叢書26 ゆまに書房 三四頁）から引用します。

「上杉慎吉と美濃部達吉と大いに議論を闘はせたことがあった。この時は美濃部が勝った。天皇機関説であるが、当時は誰も怪しまなかった。当時上杉の説は穂積八束の説を祖述したものであった。美濃部は判つてゐない。西洋流で勝つたに過ぎぬ」

これは、帝国憲法がそもそも天皇機関説を基礎にしていたことを無視する見解である、そう考えてよいと思います。『憲法義解』に多く用いられている「機関」という言葉を見れば

ば、そのことがお分かりになるはずです。

この件に関して、山縣有朋が平沼騏一郎に使いをしたことが、このあとに続いています。

「山縣公も、平沼の言ふ通りだ。誠に天皇機関説は怪しからぬ、自分もそれで安心したと言って居られたと云ふことであつた」

「元老は天皇機関説など言下に叱りつけねばならぬが、どう云ふわけで疑を抱かれたのであらうか。斯様に元老と雖も明らかな認識を持つて居られなかつた」

つまり平沼騏一郎も山縣有朋も、結局は天皇機関説に反対でした。これは昭和十七年三月三日に口述筆記されたものですが、山縣有朋はすでに大正十一年に他界しています。しかし平沼は、昭和十五年に締結された日独伊三国同盟の前年、総理大臣でした。

要するに、昭和戦前における国家の要人が、帝国憲法に反する天皇機関説排撃論を持っていたという事実です。帝国憲法を正しく解釈していた人たちは、テロに斃れました。くどいようですが、昭和戦前を帝国憲法蹂躪の時代、そう称する意味を、解っていただけると思います。

問3―a 昭和戦前における一連の事柄を、大枠で整理するとどうなりますか。

回答 では大胆に、単純化してみます。

帝国憲法・教育勅語

≠

「天皇Ⅱ現御神論」「天皇親政論」

=

統帥権干犯論・五・一五事件

天皇機関説排撃・国体明徴声明・二・二六事件・文部省「国体の本義」

従来は教育勅語の再論が「国体の本義」だとされてきました。しかし正しくは曲解された教育勅語の再論が文部省「国体の本義」であるとしなければ、それぞれの内容と整合性がありません。昭和史が複雑なのは、この関係が客観的に追究されてこなかったことに原因があると思います。つまりは古い詔勅、その解釈の検証がなされてこなかった、これが最も大きなことだったと思います。

昭和戦前は、まさに帝国憲法蹂躪の時代だったと言つても、過言ではないと思います。

問3―b 憲法蹂躪とのことですが、そうなる必然性が憲法の条文にあったということでしょうか。

回答 そもそも憲法の条文はたいへん簡潔です。それゆえさまさまな解釈も行われます。たとえば帝国憲法第五十五条は「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」です。そして

その二項は「凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関ル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス」となっています。「国務大臣ノ副署ヲ要ス」から、極論すれば、国務大臣の権限に制限が無いようにも解釈できます。

また軍部大臣現役武官制というのもありました。明治三十三年に山県有朋総理大臣らが定めたとされています。これなども、陸海軍の意が通らなければ大臣を出しませんから、組閣が成立しません。あるいは倒閣も可能です。さきほど、畑俊六陸相が陸軍の総意から辞表を提出し、その後、軍部大臣現役制において陸軍が大臣を出さず、米内内閣が倒れたとお話ししました。行き過ぎた例だと言っていると思います。

明治の元勳・伊藤博文などがいて、その辺はバランスをとっていたと思いますが、次第に条文が曲解されました。それが憲法蹂躪という意味です。

問4 田中智学のお話がありました。『明治天皇勅教ものがたり』には何が書かれていたのでしょうか。

回答 いま『明治天皇勅教ものがたり』からその部分を引用します。

「既に、皇祖皇宗の御遺訓たる斯道は、その儘「天地の公道」「世界の正義」で、決して日本一国の私の道でない。トいふ義は、元来日本建国の目的が、広く人類全体の絶対平和を築かうために、その基準たる三大綱に依って「国ヲ肇メ徳ヲ樹テ」られたのである。即ち天照大神がニギギの尊を日本の主として、天業の王道を布き行はせらるる初めに、「天壤無窮の神勅」と共に、お授けになつた「鏡」と「璧」と「劍」の三種の神器に象徴された建国の意義を、神武天皇に至つて、それを「積慶」と「重暉」と「養正」の三大綱で明白にされた」(二七頁)

(中略) 此三大綱は、建国の基準、国体の原則であつて、彼の自由平等博愛などより、もっと根元的で公明正大な世界的大真理である」(二七頁)

理念的には、市丸海軍少将による「ルーズベルトに与ふる書」とほぼ同じだとみていいのではないのでしょうか。大きな影響を受けていたことは、これで十分お分かりいただけるかと思います。

## 第五回 丸山真男「超国家主義の論理と心理」

今回は丸山真男（一九一四―一九九六）です。政治学者で昭和二十一年五月、雑誌『世界』に「超国家主義の論理と心理」を発表して話題となりました。丸山真男はこの論文一篇で「政治学の神様」となった、現在でもそう言われているそうです。すごいですね、「人格化」。

丸山真男の思想傾向や生涯にわたる活動、これらはかなりの著作が出ていますから省きます。今回はこの「超国家主義の論理と心理」〔現代政治の思想と行動〕未来社一九六四年増補版〕という論考を分析してみたいと思います。この論考について、橋川文三などの批判があります。しかし何か的を外した批判としか読めません。他の批判も調べましたが、いま一つ説得力がありません。どうしても丸山真男の「永久革命」などに批判が向いて、この論考そのものを解体・分析・批判しているものは見当たりません。やはりこれには理由があると思います(問1〜4)。

### (超国家主義)

「日本国民を永きにわたって隷従的境涯に押しつけ、また世界に対して今次の戦争を駆りたてたところのイデオロギー的要因は連合国によって超国家主義とか極端国家主義とかいう名で漠然と呼ばれているが、その実体はどのようなものであるかという事についてはまだ十分に究明されていないようである」(一一頁)

「連合国によって「超国家主義」とか「極端国家主義」とかいう名で漠然と呼ばれているが」とありますから、これは神道指令を基礎にしていると考えてよいと思います。国家と神道を分離せしめたGHQの神道指令には「過激なる国家主義」と記されています。丸山真男が語った超国家主義とはこの神道指令にある過激なる国家主義と同義であると考えるよいと思います。これが大前提です。神道指令を要約すると、「天皇・国民・国土が特殊なる起源をもち、それが他国に勝るといふ理由から諸国・諸民族を支配する」という過激なる国家主義の教義、そう記されています。

### (戦争スローガン)

「八紘為宇」とか「天業恢弘」とかいったいわば叫喚的なスローガンの形で現われていたために、真面目に取り上げるに値しないように考えられるからである。例えばナチス・ドイツがともかく「我が闘争」や「二十世紀の神話」の如き世界観的体系を持っていたのに比べて、この点はたしかに著しい対照をなしている」(一一頁)

八紘為宇は第一回で述べた八紘一字です。天業恢弘(てんぎょうかいこう)は神武天皇

の「みことのり」です。

「その地（くに）は、必ず以て天業（あまつひつぎ）を恢（ひろ）め弘（の）べて、天下（あめのした）に光宅（みちを）るに足りぬべし。蓋し六合（くに）の中心（もなか）か」（錦正社『みことのり』六頁）

その地というのは塩土老翁（しほつちのをぢ）が教えてくれたところです。東によい土地がある、その示唆によって神武東征がはじまったという記述です。

「豊葦原の千五百秋（ちいほあき）の瑞穂国は、是吾が子孫（うみのこ）の王（きみ）たるべき地（くに）なり。宜しく爾皇孫（いましすめみま）就（ゆ）きて治（しら）せ」

これはいわゆる天壤無窮の詔勅にある言葉です。「治（しら）す」ことを恢弘、つまり広めるといふことです。「しらす」については第三回で詳しく述べました。

丸山真男はナチス・ドイツと比較してこういったスローガンを「真面目に取り上げるに値しないように考えられる」と語ります。終戦となって軍隊は解体されました。また神道指令や公職追放令などで、八紘一宇は禁止され超国家主義者は追放されることとなりました。悪夢から覚めたような時代の中で、これらの言葉を「叫喚的なスローガン」ととらえたのは当然のことかもしれません。

#### （精神的君主たるミカド）

「まずなにより、我が国の国家主義が「超」とか「極端」とかいう形容詞を頭につけている所以はどこにあるのかという事が問題になる。近代国家は国民国家と謂われているように、ナシヨナリズムはむしろその本質的属性であった。こうした凡そ近代国家に共通するナシヨナリズムと「極端なる」それとは如何に区別されるのであろうか」（二二頁）

近代国家はそもそもナシヨナリズムを持ったものだという説明です。ここではナシヨナリズムと国家主義は同じようなものとして表現されています。そしてウルトラ・ナシヨナリズム、イコール超国家主義ということです。我が国の国家主義がなぜ超国家主義といわれるのか、それが丸山真男論考のテーマです。

「我が国家主義は単にそうした衝動がより強度であり、発現のし方がより露骨であったという以上に、その対外膨張乃至対内抑圧の精神的起動力に質的な相違が見出されることによつてはじめて真にウルトラ的性格を帯びるのである」（一三頁）

これは「いわゆる十九世紀末の帝国主義時代を俟たずとも、武力的膨張の傾向は絶えずナシヨナリズムの内在的衝動をなしていたといつていい」ということを受けてのことです。ここで丸山真男は「精神的君主たるミカド」に言及します。

#### （教育勅語と人間宣言）

「第一回帝国議会の招集を目前に控えて教育勅語が發布されたことは、日本国家が倫理的実体として価値内容の独占決定者たることの公然たる宣言であつたといつていい」(一五頁)

丸山真男のこの文章を解説するためには、教育勅語の本文をもう一度思い起こさねばなりません。第二回でお話をした「樹徳深厚」、「徳を樹てること深厚なり」の文章です。この「徳」を井上哲次郎から国民道徳協会の佐々木盛雄に至るまで、みな「徳目」だと誤解しました。しかしこれは井上毅のいう「君治の徳」つまり「しらす」という天皇の統治のことでした。「無私」「公(おおやけ)」の意味が含まれています。

右の文章からすると、やはり丸山真男も「徳目」ととらえていることがわかります。倫理の「価値内容」の独占決定者、これは日本国家(天皇)が「徳目」を定めた、こう誤解したと考えていいと思います。ここがこの論考の大きなポイントでしょう。さらに丸山真男は人間宣言についても語ります。

「今年初頭の詔勅で天皇の神性が否定されるその日まで、日本には信仰の自由はそもそも存立の地盤がなかったのである。信仰のみの問題ではない。国家が「国体」に於て真善美の内容的価値を占有するところには、学問も芸術もそうした価値の実体への依存よりほかに存立しえないことは当然である」(一五頁)

当時は大日本帝国憲法下です。その第二十八条は信教の自由条項であつて、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」でした。世を乱したり臣民の義務に背くのはそもそも論外でしょうから、これを制限付きという言葉は言い過ぎです。これを許せば無政府国家状態と同じです。現行憲法にも信教の自由条項はありませんが、世を乱したり国民の義務に背くことは、やはり別の法律で罰せられます。それにかつては「教育と宗教の衝突」もありましたし、法の内容はともかく、昭和十五年施行の宗教団体法では教派神道十三派、仏教二十八派、キリスト教二教団の四十三団体が認可されています。信仰の自由がなければ衝突も各派もなかったと思います。

そして「人間宣言」です。丸山真男は「詔勅で天皇の神性が否定」と述べていますが、これも第三回でお話したように、天皇現人神論は宣命解釈の誤りが原因です。国典の誤った解釈を分析せずに、日本における信仰の自由云々は如何なものかと思えます。

さらに少なくとも明治以降における文学作品などに国家(価値の実体)への依存は感じられません。明治の樋口一葉・夏目漱石・森鷗外。大正期には芥川龍之介・谷崎潤一郎がいます。昭和戦前でも永井荷風や石川達三などがいましたし、プロレタリア文学も盛んでした。彼らの作品が必ずしも国家への依存によって存在していたとは言えないと思いません。

したがってこの文章は、非常に大雑把で、感覚的で、学術的な検証を欠いているというしかありません。

「国家活動が国家を超えた道義的基準に服しないのは、主権者が「無」よりの決断者だからではなく、主権者自らのうちに絶対的価値が体现しているからである」(一七頁)

この文章は要するに絶対主義的天皇の表現かと思えます。ただ「国家を超えた道義的基準」はよくわかりません。宗教的とか普遍的な道義かもしれませんが、これだけでは理解できません。そしてこの文章は次につながります。

「それが「古今東西を通じて常に真善美の極致」とされるからである。(荒木貞夫「皇国の軍人精神」八頁)。従ってここでは、道義はこうした国体の精華が、中心の実体から渦紋状に世界に向かって拡がって行くところのみ成り立つのである。「大義を世界に布く」といわれる場合、大義は日本国家の活動の前に定まっているのもなければ、その後定まるでもない。大義と国家活動とはつねに同時存在なのである」(一七頁)

「道義はこうした国体の精華が、中心の実体から渦紋状に世界に向かって拡がって行くところのみ成り立つ」というのは、教育勅語のイメージがあります。ここに出てくる荒木貞夫は第五回で述べましたが、ヒュー・バイアスの『敵国日本』において「荒木はまったくの侵略にすぎない政策を、宗教的情熱でうわべを飾ろうとし、日本の民族的神話を用いた」(八七頁)と批判されていました。たしかに昭和戦前の典型的な軍人の一人ではあったと思います。荒木貞夫自身の『昭和日本の使命』(昭和七年)から引用します。

「我建国の真精神と、日本国民としての大理想の、渾然たる融和合一の示現とも称すべき『皇道』は、その本質に於て、四海に宣布し、宇内に拡充すべきものである」(二八頁)

「日本は、日本だけの平和と繁栄を守るだけで満足すべきではなく、更に東亜の天地にその理想を展べ、更に更に広くこれを世界に及ぼさねばならぬ。この大理想は、皇祖神武天皇東夷御親征の大事業を畢へさせ給ひ、大和の橿原に地を相して、中外統治の礎地を定められたるとき、・・・」(二四頁)

「明治、大正の両時代を通じて、漸次に興隆したる、国民的意気を紹述して、更にこれを建国の大精神と合致せしめて皇道を四海に宣布する、これが昭和日本の真使命である」(四九頁)

昭和七年の二月に出版された同書は、四月には第八〇版となりました。全国に流布したと考えるとよいと思います。満州事変の原因に支那の日本軽侮があるとして、武を用いることも降魔の剣を揮うことに外ならない、とも述べています。荒木貞夫の膨張一辺倒思想ですが、丸山真男はこういった言説が超国家主義の表現だと感じていたのかもしれませんが。日米開戦直後にあったヒュー・バイアスやヒリス・ローリーらの日本観に通じるものがあ

ると言つてよいでしょう。

### (論考の構造)

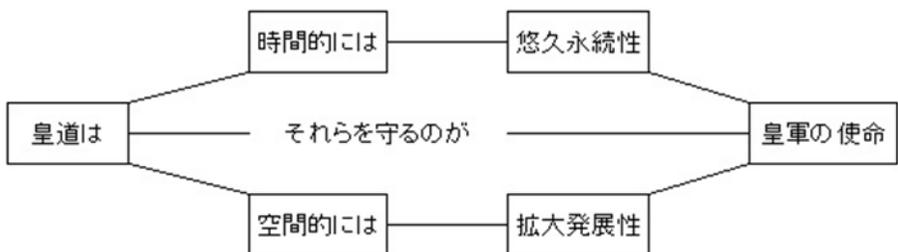
この論考にはナチス・ドイツとの比較やカール・シュミット、ニーチエそしてヘーゲルらが出てきます。しかし結局のところ、それらはこの論考のポイントではないと思います。

「天皇を中心とし、それからのさまざまの距離に於て万民が翼賛するという事態を一つの同心円で表現するならば、その中心は点ではなくして実はこれを垂直に貫く一つの縦軸にほかならぬ。そうして中心からの価値の無限の流出は、縦軸の無限性(天壤無窮の皇運)によつて担保されているのである」(二六頁)

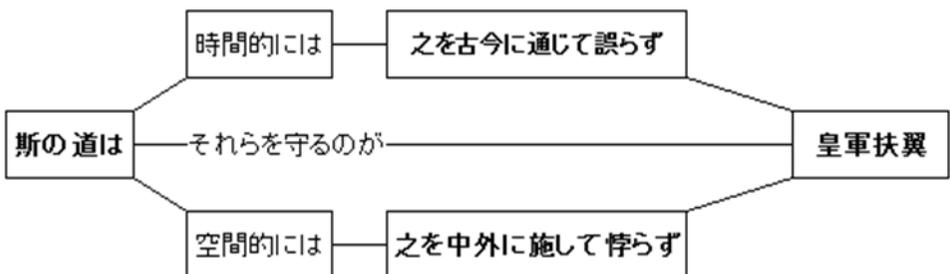
非常に観念的ですが、教育勅語を思い浮かべると、この構造は簡単です。これは言葉で説明すればやややこしいのですが、図で説明すると解かりやすいと思います。『現代政治の思想と行動』の増補版には、「追記および補註」が記載されていますが、丸山真男はその図についてこう述べています。

「なお昭和八年に毎日新聞社が陸軍省と協力して製作した映画「非常時日本」全一二巻の中では、荒木陸相の演説を背景として次のような図で皇道の構造が示されるが、それが恰も本論の末尾に述べた「論理」と全く一致していることを後になつて発見したので参考までに掲げておく」(四九五頁)

その図をここに示します。



『現代政治の思想と行動』「追記および補註」P495より



教育勅語の構造

上図がそれですが、下図はその構造を教育勅語から書き換えたものです。上下の図は完ぺきに符号します。

### (分析を欠いた論考)

もうお分かりだと思えます。この「超国家主義の論理と心理」は、それまで一般的だった教育勅語の解釈を基本に、「超国家主義」を抽象的な文章で表したものと断定していいと思います。教育勅語「以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし。斯の道は、(中略)之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず」の曲解された解釈の時代を、その現象面のみとらえて書かれたものでしかありません。

本来は文部省「国体の本義」から「臣民の道」そして敗戦に至る時代の批判だったかも

しませんが、丸山真男は帝国憲法・教育勅語から敗戦までをまとめて批判したといつてよいと思います。しかしここにこそ、丸山論考の未熟さが表れています。これは第四回でお話ししましたが、帝国憲法と教育勅語は順接の関係です。いづれも井上毅が深く関与しました。また文部省「国体の本義」と「臣民の道」は順接で結ばれています。これらは帝国憲法・教育勅語と逆接の関係です。丸山論考はこの決定的なポイントを外しています。

天皇は現御神で天皇御親政を理想とする文部省「国体の本義」は、帝国憲法に反する考え方です。帝国憲法には現人神も天皇御親政もありません。むしろ教育勅語にもありません。丸山真男における教育勅語の解釈は、井上哲次郎以来の伝統的な曲解をもとにしています。さきほどの図を見れば、そのことは疑いようありません。第二回で述べた通り、教育勅語の「中外」はいわば「国中」です。したがって論考にある「道義はこうした国体の精華が、中心的実体から渦紋状に世界に向かって拡がって行くところのみ成り立つ」は、これがそもそも教育勅語の「中外」を「国の内外」と誤解して解釈したことの上にある、という分析をしてはじめて学術的なものになると言えます。

天皇は神道の「神」で、その国家神道は天皇・国民・国土が特殊な起源をもつゆえ他国に優越し、その理由によって他国他民族に日本の支配を及ぼす、という教義を含む。これが戦時中の米国、そしてGHQ神道指令の考え方でした。

それゆえ この論考は神道指令を基本とし、ヒュー・バイアスの『敵国日本』などの日本観を参考に組み立てられたもの、こう考えて大きな間違いはないと思います（問5）。ですから少なくとも現象面だけを描けば―ヒュー・バイアスは『ニューヨーク・タイムズ』の東京駐在記者でした―ほぼ事実のように読み取れます。

しかし問題はGHQのいう超国家主義なるものの論理の生成過程、そしてその推進力の分析です。丸山論考には一切これがありません。古代における即位の宣命を読み誤って天皇を現御神とし、教育勅語の「中外に施して悖らず」を「世界中どここの国でおこなっても、決してまちがいのない道」（明治神宮『明治天皇御製教育勅語謹解』一二四頁）と曲解した事実の分析がなければ、超国家主義の論理は解明できません。丸山論考の欠陥はまさにこの点です。

## （二重の鵜呑み史観）

丸山真男は非常に巧みだったと思います。昭和二十一年五月に発表の際は、この論考の構造を明らかにしませんでした。その後、教育勅語が忘れられた時代になって、追記に「非常時日本」の図を引用しました。そして丸山本人も含め、教育勅語の曲解を研究した人はありませんでした。この論考は高い評価のまま今日に至っています。橋川文三などもこの論考を批判したことは最初に述べました。しかし橋川も教育勅語の曲解は全くわかりませんでした。そのための外れの批判にとどまったのは当然のことでした。

日本人が詔勅を曲解した。その上にできたスローガンを連合国とくに米国は鵜呑みにした。さらに米国などの日本・日本人観を丸山真男は鵜呑みにした。それで書かれたのがこ

の「超国家主義の論理と心理」だと考えられます。いわば「二重の鵜呑み史観」（問6）とでもいうのが丸山論考の本質であると思います。

戦後の我が国において、誰一人として教育勅語の曲解を追究しなかったツケが、丸山論考を神格化した、そういつてもよいと思います。

### 【質疑応答】

問1 丸山真男の「超国家主義の論理と心理」について、批判が少ないのお話がありました。橋川文三の批判をなぜ評価されないのですか。

回答 たしかに橋川文三は「昭和超国家主義の諸相」「解説」『超国家主義』筑摩書房一九六四年）で丸山論考を批判しました。ただ、批判の内容は核心を突いたものではありません。この機会ですから少しこの「昭和超国家主義の諸相」「解説」について説明をしてみたいと思います。

橋川文三は正直な人だったと思います。

「いったい何が超国家主義であるかという概念的規定において、私の分析は徹底することができず、全体的なペースペクチブが曖昧になったことを懸念する」（五七頁）

こういうように、正直に告白しています。丸山真男が対象とした超国家主義は、その論考から明らかのように、GHQが神道指令等で定義した「過激なる国家主義」と同じです。

橋川論考はまずこの点が確認されていません。

「また、改めていうまでもないが、いわゆる右翼者において、超国家主義を自認し、自称するものは一つも存在しないという事実はやはり留意さるべきことである。すべてそれらのことが、いわゆる超国家主義の概念規定を困難ならしめているのである」（同）

橋川文三が対象とした超国家主義はやはり曖昧で、よく分かりません。大正期から昭和戦前の思想傾向に何か得体の知れないものがあって、それらを整理することで超国家主義を把握できると考えたようです。丸山真男が「連合国によって超国家主義とか極端国家主義とかいう名で漠然と呼ばれ」（「超国家主義の論理と心理」一一頁）たものを究明したことを考えれば、これは少し奇異な感じがします。たとえば「国家神道」です。GHQが神道指令で定義したその根拠を検証せずに、観念的にこれを語る論者が少なくありません。橋川論考の超国家主義も同じ誤りを犯しているのではないのでしょうか。

問2 橋川文三はなぜGHQ文書を重要視しなかったのですか。

回答 丸山真男は「日本のナショナリズムが国民的開放の課題を早くから放棄し、国民主義を国家主義に、さらに超国家主義にまで昇華させたということは・・・」（「日本におけるナショナリズム」と述べています。つまり日本ナショナリズムの究極が超国家主義ということ

です。ただファシズムとの関係は特に述べられていません。これに対し、橋川文三です。

「それはいわば日本超国家主義をファシズム一般から区別する特質の分析であって、日本の超国家主義を日本の国家主義一般から区別する視点ではないといえよう」(九頁)

橋川の整理における日本の超国家主義は、ファシズム一般と区別され、日本の国家主義一般とも区別されるものだという事柄のようです。ただしファシズム一般や国家主義一般がどのようなものであるかは、これも説明がありません。

いずれにせよ丸山真男が超国家主義の解明について、「上からの演繹」を手法として用いたことと対照的に、橋川文三は昭和戦前に特徴的だった事案から帰納法によって超国家主義の概念的規定を試みたということは、言えるのだと思います。

問3 帰納法によって、とはどういうことですか。

回答 橋川文三は、大正後期に遡り、安田財閥の安田善次郎暗殺事件における朝日平吾の「死の叫び声」がその後の日本超国家主義の歴史に「もっともはやい先駆」としての地位を占めることは疑えないはずである」(二〇頁)と位置付けました。したがって橋川文三「昭和超国家主義の諸相」はむしろ丸山真男の「超国家主義の論理と心理」よりは「日本ファシズムの思想と運動」に重なっています。

丸山の対象はあくまでGHQのいう超国家主義です。これは彼の文章から明確です。しかし橋川は独自の超国家主義を追究しましたから、丸山批判としては的外れと言わざるを得ません。

「ごく大雑把に図式化していえば、私は日本の超国家主義は、朝日・中岡・小沼(正)といった青年たちを原初的な形態とし、北一輝(別の意味では石原莞爾)において正統な完成形態に到達するものと考え、井上日召・橋孝三郎らはその一種中間的な形象とみなしている」(二三頁)

いま出てきた朝日平吾は安田善次郎、中岡良一は原敬を暗殺した犯人です。朝日平吾は自殺しましたが、中岡は裁判において無期懲役となっています。当然ですが、GHQはこれらを以って超国家主義者とは述べていません。天皇・国民、そして国土が特殊なる起源を持ち、それらが他国に優るといふ理由から日本の支配を他国他民族に及ぼす、これがGHQのいう超国家主義です。これを対象としない超国家主義論は、したがって丸山批判には相当しない、そういつていいと思います。

問4 最近の丸山論考批判はどんな傾向でしょうか。

回答 図書館で見る限りは、二〇〇〇年代に丸山真男をテーマにした本が何冊か出ています。以下、「超国家主義の論理と心理」に関する部分を読んでもみます。敬称は略させていたできます。

二〇〇一年五月、長谷川宏『丸山真男をどう読むか』講談社現代親書

「敗戦によって事態はどう変わるのか。どう変わるべきなのか。答えは「超国家主義の論理と心理」の結語に明確に示されている」(八〇頁)

この結語は「日本軍国主義に終止符が打たれた八・一五の日はまた同時に、超国家主義の全体系の基盤たる国体がその絶対性を喪失し今や始めて自由なる主体となった日本国民にその運命を委ねた日でもあったのである」です。しかしそもそもこの結語は、教育勅語の誤った解釈を基礎としたものですが、同書にその分析はなく、教育勅語解釈の検証もありません。

二〇〇五年十一月、竹内洋『丸山真男の時代』中公新書

「敗戦直後に、丸山は一連の論考を発表した。(中略)そのなかでも有名な論文「超国家主義の論理と心理」は、日本が通りぬけてきたばかりの時期を対象にした鋭い考察である」(四頁)

「ヨーロッパの近代国家がカール・シュミットというところの中性国家、つまり国家主権が形式的な法機構によって倫理的価値に対しては中立的立場をとったのに対し、日本の国家主義は教育勅語にみることができるように、内容的価値の実体をもって統治したからである」(二六六頁)

丸山論考を「鋭い考察」と評価し要約するのみで、論考の分析や批判は一切ありません。

二〇〇六年四月『丸山真男』河出書房新社

同書では小熊英二、佐藤卓己が「超国家主義の論理と心理」に触れていますが、論考の分析や教育勅語解釈の検証はありません。また道場親信は米谷匡史との対談において、同論考と「追記および補註」に言及していますが、これも肝心の論考分析と教育勅語には触れていません。平野敬和も「超国家主義の論理と心理」と「追記および補註」をとりあげていますが、それらの分析はありません。

二〇〇六年五月、苅部直『丸山真男』岩波新書

「超国家主義」論文は、昭和の世に軍部と政府と国民をおおいつくした、暴力的なナショナリズムについて、その「思想構造乃至心理的基盤」の解明を試みる。それは、明治時代の教育勅語らしい、日本の近代において、国家が「倫理の実体として価値内容の独占的決定者」とされたことに根ざしている」(一四一頁)

「丸山による、「超国家主義」あるいは「日本ファシズム」の精神構造の分析は、「倫理の内面化」【集3-5】を達成し、「主体的意識」をはぐくむためには、日本人がどのような内面の敵と闘わなくてはいけないかを示したものであった」(一四四頁)

批判らしきものはありません。ただその要約を述べただけです。残念なのは、一九四七年の「世界」十月号に掲載された津田左右吉論考の要約を述べながら、その追究をしていないことです。

「天皇の権威の源泉は宗教的なものとしての「神」にあり、国家が「道徳的価値の決定者」であるとする思想は、近年の「いはゆる超国家主義者軍国主義者」がこしらえたものであり、明治の教育勅語にも、さらに古代からの伝統の中にもなかった。津田はそう説いて、例外現象にすぎない昭和の「超国家主義」の特色を、明治にまでさかのぼらせるのは不当だとしたのである。〔津田1947、集6-249〕（一四三頁）

むろん、第七回でお話しした通り、津田左右吉は「文武天皇即位の宣命」等を読み誤っています。国典に「天皇Ⅱ現御神」はありません。ただ「例外現象にすぎない昭和の「超国家主義」の特色を、明治にまでさかのぼらせるのは不当だ」という見解には、重要な見方があると思います。この詳細を詰めれば、あるいは根拠のある批判になったかもしれません。

問5 丸山真男はヒュー・バイアスなどを読んでいたのでしょいか。

回答 丸山の『自己内対話』（みすず書房、一九九八年）、その「一九四八年ノートからの抜萃」にバイアス『The Japan Enemy』（敵国日本）の要約が記されています。抄訳は昭和二十一年「世界」の1・2号に掲載されたそうですから、それを丸山が読んでいた可能性は高いと思います。

問6 終戦直後の「二重の鵜呑み史観」はそうかもしれませぬ。その後の状況はどうでしょうか。

回答 やはり今日でも丸山真男の「超国家主義の論理と心理」は評価されているといってもよいと思います。そういう意味では終戦直後とあまり変わっていません。我が国ではこれをその構造から分析・批判しませんでしたから、同様な海外の著作が翻訳されて話題になりました。たとえばジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』（二〇〇二年 岩波書店）、ハーバート・ビックス『昭和天皇』（二〇〇二年 講談社）などです。

しかしこれらも新聞記事にエピソードを盛り込んだだけの読み物といつてよいと思いません。たとえば『敗北を抱きしめて』の第一〇章は「天から途中まで降りてくる」ですが、ここで語られている「人間宣言」の分析はお粗末です。『続日本紀』などにある即位の宣命の検証はありませんし、そもそも木下道雄の『宮中見聞録』にはまったく言及がありません。少なくとも第三回でお話しした「現御神止」、この解釈が語れない「人間宣言」論は分析に値しません。

また『昭和天皇』では「皇道」「現人神」「聖戦」等々、昭和戦前で重要なキーワードが何回も出てきます。しかしなぜそれらが用いられるようになったのか、まったく記載はありません。「人間宣言」については、やはりジョン・ダワーと同じレベルで留まっています。

大雑把にいうと、両著とも昭和戦前における日本精神史の分析という観点からすると、とても学術的とは言えません。彼らには詔勅の曲解など、思いもよらないことでしょう。教育勅語の曲解がもたらした前代未聞のあの時代。D・C・ホルトムが「近代日本の歴史

の生んだもつとも有名で重要な文書である」と語った、その教育勅語の解釈にもまったく関心を示しません。このことを知る日本人助言者も皆無だったと断定してよいと思います。なぜなら、教育勅語の「中外」や宣命の「現御神止」を本格的に検証したものは、拙著『日米の錯誤』まで見当たらないからです。

あの複雑な昭和史は、とくにその精神史は、主要な論理がどのように生成され、何がその推進力となったのか、この分析を欠いての解明は不可能だと思います。しかし日本の読者もそれを知らされていませんから、海外研究者が紹介する豊富なエピソードを読むことで納得したのかもしれない。

これは第四回で詳しくお話しましたが、およそ昭和戦前は、帝国憲法と教育勅語が順接の関係、これが基本です。そして天皇機関説排撃・国体明徴声明・二・二六事件・文部省「国体の本義」がやはり順接の関係。ただし前者と後者は逆接の関係です。ここを明らかにしない昭和史はどうしても曖昧になってしまうのは必然です。ジョン・ダワー、ハーバート・ビックスともに、ここを明確にできていません。我が国の多くの論者もこの点は同じです。

その意味では、「二重の鶴呑み史観」は間違いなく今日まで続いていると思います。

## 第六回 西田幾多郎 「世界新秩序の原理」

第一回から第五回まで、昭和戦前・戦中の様々なスローガンやその生成過程及び推進力についてお話ししました。「八紘一宇」や「人間宣言」などという言葉がなぜできたのか。すでに戦後も七十年を過ぎました。今回は昭和史の論者らが、これらの言葉や戦前から被占領期に特徴的な事柄について、どの様な評価をしているのか、その辺りをお話ししたいと思います。

いまここに、『占領下日本』（二〇〇九年）『戦後日本の「独立」』（二〇一三年）があります。いずれも筑摩書房から発行されました。昭和史関連の著述が多い、半藤一利・竹内修司・保阪正康・松本健一という方々の座談会記録です。これらを参考に、今日の「昭和史」を眺めてみたいと思います。

### （「世界新秩序の原理」）

少し前になりますが、友人から薦められたビデオがありました。NHK戦後史証言「日本人は何を考えてきたのか」というもので、その回は「近代を超えて」西田幾多郎と京都学派」、西田幾多郎がテーマでした。

前半は、いわゆる「純粹経験」などの哲学用語が飛び交う観念的な内容です。正直なところあまり興味は沸きませんでした。しかし後半に入って、西田が現実政治に踏み込んで、昭和十八年に「世界新秩序の原理」を書いたあたりから、私はモニターに釘付けとなりました。西田の「世界新秩序の原理」から引用します。

「我国の皇室は単に一つの民族的国家の中心と云ふだけでない。我国の皇道には、八紘為宇の世界形成の原理が含まれて居るのである」（『西田幾多郎全集』第十二巻、岩波書店、一九七九年、四三〇頁）

西田の哲学を検証しようとする生物学者の福岡伸一教授は考えます。要約すると、なぜ西田は現実政治に踏み込み、「日本が東亜の盟主」にならねばならぬ、そう語ったのか。番組はいよいよ核心に迫ってきました。福岡教授の極めて真摯な姿勢は、番組の緊張感を一気に高めてゆきます。しかし同席の学者先生方からは何一つ説得力のある説明はありません。出てくるのはすべて憶説、というようなものでした。番組は最後まで、福岡教授の納得する客観的な根拠を持った回答を示しませんでした。ビデオに登場した他の論者たちも、「世界新秩序の原理」の本質とはまったく関係のない談話に終始しました。

そこで私はもう一度、ビデオを戻してみました。西田の生い立ちから帝国大学、現在の東京大学の哲学科で学んだと紹介がありました。西田はその哲学科の選科にいました。番組のナレーションでは、選科にいたことから差別的に見られていた、そう語っています。

これは西田がエッセイに書いていたことです。しかしそれ以外のことは話題にもなりません。私は、この番組はここで失敗したな、そう思いました。

西田が選科に入ったのは明治二十四年です。教授に井上哲次郎がいました。大きなポイントはここだったと思いますが、番組では触れませんでした。

### 〔昭和史論者の「世界新秩序の原理」〕

さて『戦後日本の「独立』』です。この第六章のタイトルは「西田幾多郎全集の売り切れ」です。同書によれば、昭和二十二年、岩波書店の前には『西田幾多郎全集』第一巻を求めて長蛇の列ができたそうです。西田は昭和二十年六月に他界していましたが、「哲学ブーム」と称されたとあります。

「西田幾多郎全集の売り切れ」は二十四頁分ありますが、「世界新秩序の原理」の本文に割かれたのはほぼ五頁です。

松本 そうですね。どちらかというと、リージョナリズム（地域主義）のAPECとか北米自由協定の方が近い。

半藤 近いと言いつつも、東亜新秩序のいけないところは八紘一字と結びつけたところ。我が日本が東亜の主人だということでは、フラットな世界であって、そこには主

竹内 八紘一字を横軸にするということは、フラットな世界であって、そこには主人はいない、ということにはなりませんか？

半藤 いや、主人はいるのです。日本が主になるのです。保阪 日本を主人とするひとつの家、という考え方ですよ。

松本 主人とはつまり天皇家のこと。天皇を主人とする家の屋根の下に東亜の各国が繁栄する、という考え方です。

半藤 東亜新秩序というのはいい思想なのですが、そのトップに日本の天皇を置いてしまった。八紘一字と東亜新秩序は結びつかなくてよかったものを、結びつけてしまった。『戦後日本の「独立』』、一七四頁

ここまでは「世界新秩序の原理」の内容確認です。

松本 皇道のタテ軸が「万世一系」で、これをヨコ軸にすると「八紘為宇」になる、とも。それゆえ、「我國の皇道には、八紘為宇の世界形成の原理が含まれて居る」のだから、そこはどうしてもはずせない。

竹内 それは、西田さん独自の思想ですか、それとも時代に対する迎合ですか。

半藤 時代に対する迎合でしょうね。なぜなら八紘為宇、八紘一字というのは西田の言葉ではありませんから。

松本 (略) ヨーロッパはキリスト教やラテン語が母体になっているが、アジアの

場合は別の原理があるはずだと。その原理こそが「八紘為宇」の天皇制なのだという考え方でした。

半藤 これが困るのですよ。(同、一七五頁)

「世界新秩序の原理」を書いた西田は昭和十八年、すでに七十歳を超え京都帝国大学名誉教授でした。その西田がなぜ時代に迎合したのか、この座談会記録からは読み取れません。またなぜ国策研究会は西田にこの文章をお願いしたのか。これも語られていません。なぜでしょうか。

この「西田幾多郎全集の売り切れ」もNHK「近代を超えて」西田幾多郎と京都学派」と同様、西田の「世界新秩序の原理」について、説得力のある解説はありませんでした。

### (教育勅語の文脈)

「世界新秩序の原理」への疑問を解くために、彼の「日本的といふことに就て」から引用します。

「或る一日本人の趣味が真に芸術的となるには日本人の私有物ではなく公のものとならねばならぬ。古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざる公道の一部でなければならぬ」『西田幾多郎全集』第十三巻、岩波書店、一九七九年、一一八頁)

この「古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざる」云々は教育勅語からきています。そして西田の「中外」は文脈から「国の内外」で用いられています。

教育勅語は明治二十三年十月三十日に渙発されました。半ば官定解釈とも云われた井上哲次郎『勅語衍義』は明治二十四年の発行です。洋行帰りで新進気鋭、日本人としてはじめて帝国大学の哲学教授となった井上哲次郎。西田幾多郎は、のちの文章からして『勅語衍義』を読んでいと推測できます。要するに西田は井上哲次郎の影響を受け、教育勅語もその文脈で解釈していた、そう言っているのではないかと思います。西田の文章を読めば読むほど、そのことが明らかになります。

「われわれはますます特有の文化を発展し、ますます日本的となるとともに、この文化をして世界文化の一要素として欠くべからざるものとしたい。すべての因習的独断をすてて、赤裸々にこれを批評し研究し、われらの心の底から湧き出る芸術的良心をもって、我が国の文化に対して、唐人も高麗人も大和心になりぬべしという自信をもってみたい」(前掲同書、一一〇頁)

「世界文化の一要素」からなぜ「唐人も高麗人も大和心になりぬべし」となるのか、この論理の飛躍は非常に難解です。しかし「世界新秩序の原理」にある文章で、この意味がわ

かってきます。

「皇室は過去未来を含む絶対現在として、皇室が我々の世界の始であり終である。皇室を中心として一つの歴史的世界を形成し来た所に、万世一系の我国体の精華があるのである」(『西田幾多郎全集』第十二巻、岩波書店、一九七九年、四三〇頁)

「皇室は過去未来を含む絶対現在」であり、「皇室を中心として一つの歴史的世界を形成し来た所」を「我国体の精華」と述べています。これは教育勅語の「我が皇祖皇宗、国を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり・・・我が国体の精華にして」に対応しています。そしてこのすぐ後につながる文章です。

「我国の皇室は単に一つの民族的国家の中心と云ふだけでない。我国の皇道には、八紘為宇の世界形成の原理が含まれて居るのである」(同)

「我国の皇道」は教育勅語の「斯の道」です。「斯の道は、実に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子孫臣民の俱に遵守すべき所」の「斯の道」です。そして「八紘為宇の世界形成の原理」は、教育勅語の最後段、「之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず」に重なります。

八紘為宇は八紘一字であり、教育勅語の「中外」を曲解してそのエンジンとなったことは、何回も述べました。「中外」が「宮廷の内外」「中央と地方」つまり「国中」と正しく解釈されていれば、こうした誤解はなかっただろうと思います。

#### (時間的と空間的)

西田幾多郎は、明治三年生まれで、帝大へ入った明治二十四年は二十一歳です。飛ぶ鳥を落とす勢いの教授だった井上哲次郎から、西田が受けた影響は少なくないと思います。井上哲次郎『勅語衍義』から直接の曲解を読むのはなかなか難儀です。しかしその後の文章を慎重に読むと、彼による「中外」曲解の事実が鮮明に現れます。

ところで昭和十五年七月に閣議決定された「基本国策要綱」です。その「根本方針」には次のような文言があります。

「皇国の国是は八紘を一字とする肇国の大精神に基き世界平和の確立を招来することを以て根本とし先づ皇国を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亜の新秩序を建設するに在り・・・」

「肇国の大精神」はやはり教育勅語の「斯の道」だと解するしかありません。「我が皇祖皇宗、国を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり」です。そうして臣民が「克く忠に克く孝に、億兆心を一にして、世々厥(そ)の美を濟(な)せるは」我が国体の精華です。国体の精華は「之を古今に通じて謬らず」につながります。そして「皇国を核心とし・・・」

大東亜の新秩序を建設」は「之を中外に施して悖らず」がその基礎になっていると考えて妥当です。

第一回で引用した鈴木貫太郎首相の演説をもう一度確認します。

「米英両国の非道は遂に此の古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざる国是の遂行を、不能に陥れるに至ったものであります」

どう読んでも「肇国の大精神」と教育勅語の「斯の道」、つまり鈴木首相のいう「中外に施して悖らざる国是」は重なります。西田の「世界新秩序の原理」と「基本国策要綱」、これらの精神は同じだと考えて妥当です。ただやや違和感を感じたのか、西田は「道徳的使命」をその文章で主張しています。しかしそのトーンは現実から乖離してひ弱です。

「私の世界的世界形成主義と云うのは、国家主義とか民族主義とか云ふものに反するものではない。世界的世界形成には民族が根柢とならなければならない。而してそれが世界的世界形成的なるかぎり国家である。個人は、かかる意味に於ての国家の一員として、道徳的使命を有するのである」(『西田幾多郎全集』第十二巻、岩波書店、一九七九年、四三三頁)

この時代に語られた国家と世界は、国家⇨肇国・国体の精華、比類なき歴史の日本(時間)、そして「中外に施して悖らない国是」⇨皇道・天皇の統治という大東亜の建設、世界的使命(空間)という構造に収斂します。「時間的」と「空間的」です。

#### (エピソード史観)

以上のことから、西田幾多郎の精神の根本には、井上哲次郎などの解釈を基とする教育勅語があったと考えて自然です。しかしNHK戦後史証言「日本人は何を考えてきたのか」「近代を超えて」西田幾多郎と京都学派、そしてこの『戦後日本の「独立』』でも、教育勅語にはまったく触れていません。西田の文章から、なぜ教育勅語解釈の問題が検証されなかったのか。神道に関する著作でGHQのスタッフに最も大きな影響を与えたD・C・ホルトムは、教育勅語を「近代日本の歴史の生んだもつとも有名で重要な文書」と評価しました。やはり我が国では詔勅研究が蔑ろにされている、そんな印象を持たざるを得ませんでした。

『占領下日本』と『戦後日本の「独立』』。この四人の昭和史論者による座談会は、歴史の事柄に関する豊富なエピソードに満ちています。また半藤一利、保阪正康著の昭和史本は図書館でも相当なボリュームになっています。しかしこの「西田幾多郎全集の売り切れ」では、西田が時代に対して迎合した、そう語っていますが、その理由は述べられていません。また国策研究会がなぜ西田にこの文章を書かせたのか。その回答は、いくら読んでも確認できません。

座談会での発言記録は、編集上、無制限ではないと思います。そこで保阪正康『昭和史

入門』(文春新書、二〇〇七年)を読んでみました。同書は全五章で、そのうち第一章から第三章までが昭和戦前とGHQ占領期を対象としています。コンパクトな入門書ですから、最も重要な歴史事項が述べられていると考えたわけですが。

しかし教育勅語はまったく出てきません。文部省『国体の本義』や基本国策要綱が語られても、教育勅語の曲解という事実と突き合わせなければ、これらの文章は解読できません。また「太平洋戦争にはこうした矛盾、疑問、それに空虚な精神論があり」(九一頁)とありますが、その空虚な精神論の生成過程及びその推進力については、示されていません。豊富な昭和史のエピソードは、歴史を検証する上でたいへん有効です。ただ、誰ひとり教育勅語の曲解に気づかず、あるいは気づいていても発言できなかったあの時代。この解明こそ、昭和の精神史を語る大きな意義の一つだと思いますが、教育勅語は話題にありません。

#### 〔超国家主義の論理と心理〕

ところで、今回は丸山真男「超国家主義の論理と心理」でした。その論考の構造は、教育勅語の誤った解釈をもとに組み立てられたもの、その分析でした。NHK戦後史証言には、さらに「民主主義を求めて」政治学者 丸山真男くがあると思われ、そのビデオも注意深く観てみました。丸山真男は現在、NHKでどう評価されているでしょうか。

「超国家主義の論理と心理」はこの番組の前半に出てきます。しかし論考の構造分析や教育勅語の曲解などはまったく語られません。むろん神道指令も出てきません。最後まで注意深く観ましたが、それらは語られませんでした。

そして『戦後日本の「独立」』。この第一章は「丸山真男「超国家主義の論理と心理」の衝撃」です。

松本「この時期と結びついた論文の意味というのは、ちょっと他に比べるものがない」というのは、賛否いずれの人にとっても首肯する評価でしょう」(三九頁)

半藤「論文を読んで、この言葉がすべてを表していると感じました」(四一頁)

保阪「単に事実を述べるというのではなく、分析・抽象化したその点が当時の人びとに牽引力をもったということでしょうね」(四四頁)

竹内「最初の「超国家主義・・・」を読んでみて、多少難しかったけれどもまことに面白かった」(四五頁)

この章は全部で二十三頁です。むろん、丸山真男の超国家主義という用語が、神道指令の「ウルトラ・ナショナルイズム」の日本語訳であることは確認されています。また橋川文三の「昭和超国家主義の諸相」なども紹介されています。その内容は前回述べた通りですが、いずれにしても、超国家主義に関する問題意識は、やはり相当高いと感じます。

しかしながら、「超国家主義の論理と心理」がどのような構造で組み立てられているか、

その分析はありません。教育勅語は二回出てきますが、前回お話ししたような、教育勅語と丸山論考における構造の近似性は語られていません。当然ですが、丸山による教育勅語の「徳」や「中外」の曲解も議論されていません。そして何より超国家主義を表現するスローガンとされた「八紘一宇」について、何の分析もありません。

この件もまた、半藤一利『あの戦争と日本人』（文藝春秋、二〇一一年）で確認してみます。田中智学の「日本ヲシテ宇内ヲ統一セシメザルベカラズ」「只侵略ノ為ニ祈レヨ」を用いて、著者は次のように語っています。

「この拡大主義的な宗教が、田中智学によって天皇絶対主義と結びついた。おりしも時代は、明治四十三年の大逆事件のあとで国が根幹から揺れはじめていたし、日露戦争に勝つて鼻高々となり、世論はだんだんに大国主義になりつつありました。そんな日本社会の大きな流れの中、「八紘一宇」という造語を使いながら、田中智学は日本人にとっての皇室の重要性と世界統一への道をさかんに説いたわけです」（一三七頁）

やはり田中智学がなぜそう説いたのか、説明はありません。そして一民間人のこの考え方やスローガンの「八紘一宇」が、なぜ政府の公式文書に採用されたのか、これも説明がありません。同書の「八紘一宇と日本人」の本文は二九頁分ですが、教育勅語は一度も出てきません。したがって歴史事実の因果関係を理解することは、ほぼ不可能です。

### （昭和史のキーワード）

昭和史、特に戦前戦中とGHQの占領期は、当時の日本人の精神史を考える上で最も重要です。統帥権干犯論、五・一五事件、天皇機関説事件、二・二六事件、国体明徴運動、文部省『国体の本義』『臣民の道』等は様々な評価がなされ、昭和史におけるその位置も分かっています。

しかしながらポツダム宣言第六項、神道指令、「人間宣言」、公職追放令などは根拠を以てその文章が説明されたことはありません。なぜ連合国は日本の「世界征服」と言ったのか。なぜ神道と国家を分離せしめたのか。「人間宣言」はなぜ正しく読まれないのか。なぜ当時は「神憑りの表現」が多かったのか。

これらの表現への批判は溢れています。上からの押し付けは語られます。しかしなぜ国民がそれを受け入れたのか。昭和史の論者らは語りません。次回はこれらのキーワードを中心に、昭和史の論者らの見解を見てみようと思います。戦後約七十年の現在でも、昭和の精神史に、解明されていない大きな部分があると思うからです。

## 【質疑応答】

問1 西田幾多郎「世界新秩序の原理」の文体と、基本国策要綱のそれが類似していることはわかりました。しかしこれが偶然なのか、他にも類似のものがあるのかどうか。

回答 個人のは省略します。政府あるいは文部省などの文章から引用してみます。

『国体の本義』（文部省、一九三七年）

「我等が世界に貢献することは、たゞ日本人たるの道を弥々發揮することによつてのみなされる。国民は、国家の大本としての不易な国体と、古今に一貫し中外に施して悖らざる皇国の道とによつて、維れ新たなる日本を益々生成發展せしめ、以て弥々天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。これ、我等国民の使命である」（一五六頁）

『臣民の道』（教学局、一九四一年）

「ここに我が国の東亜に於ける指導的地位は愈々不拔のものとなり、八紘を掩いて宇となす我が肇国の精神こそ、世界新秩序建設の基本理念たるべきことが愈々明確になったのである」（二九頁）

どちらも基本は「皇国の道」「肇国の精神」などの「時間的」と、「世界に貢献」「国民の使命」「世界新秩序の建設」の「空間的」です。これらは教育勅語の「之を古今に通じて謬らず（時間的）、これを中外に施して悖らず（空間的）」に対比すると、その構造が明らかになると思います。

問2 「肇国の大義」や「世界的世界形成」などの文言が、当時の人にとってなぜ奇異に感じなかったのでしょうか。

回答 先ほどもお話しした通り、教育勅語の解説書はすべて、すべてと断言してよいと思えますが、「中外」を「国の内外」と解釈しています。現在でもそれは同じです。つまり国民に疑う余地を与えないほど、この曲解が浸透していた、そう言つてよいと思います。

明治の時代に、教育勅語の外国語訳がつけられました。「之を古今に通じて謬らず、「之を中外に施して悖らず」の英語訳は *infallible for all ages and true in all places* でした。これに関与したのが、金子堅太郎、菊池大麓、神田乃武、新渡戸稲造です。錚々たるメンバーです。しかし日本語での解釈に誤りがあり、英語にもそのまま訳されて、誤解を生むものとなりました。こういう事情ですから、一般国民が教育勅語の解釈に疑問をもつことなど、まったくなかったと考えるて妥当ではないでしょうか。

問3 西田幾多郎が教育勅語の文脈から八紘為宇を文章に表現したという説明でした。「唐人も高麗人も大和心になりぬべし」だけで、そう判断してよいのでしょうか。

**回答** 西田は昭和十五年二月、「日本文化の問題」をまとめました。この「序」には「一昨年の春、京大の月曜講義に於て話した所のもの」とあります。その中から象徴的な文章を引用します。いずれも『西田幾多郎全集』（第十二巻、岩波書店、一九七九年）です。

「世界は空間的・時間的に自己自身を形成し行くのである。ヨーロッパ歴史は空間的世界から時間的へと一つの世界となつて来つた。我国の歴史に於て含まれて居る世界的なるものは、時間的から空間的へと云ひ得るであらう。我国の歴史に於ては、主体的なるものは、万世不易の皇室を時間的・空間的なる場所として、之に包まれた。皇室は時間的に世界であつた」（三三八頁）

「我国の国民思想の根柢には、肇国の事実があつた、唯歴史的事実と云ふものがあつた。而して我々は之を軸として一つの歴史的世界を形成して来たと云ふことができる。皇室と云ふものが矛盾的自己同一的な世界として、過去未来を含む永遠の今として、我々が何処までもそこからそこへと云ふのが、万民輔翼の思想でなければならぬ。故に我々の道徳と云ふのは、歴史的世界の建設と云ふことでなければならぬ」（三四〇頁）

「日本は縦の世界であつた。日本精神は日本歴史の建設にあつた。併し今日の日本はもはや東洋の一孤島の日本ではない、閉ぢられた社会ではない。世界の日本である、世界に面して立つ日本である。日本形成の原理は即ち世界形成の原理とならなければならぬ」（三四一頁）

「我々是我々の歴史発展の底に、矛盾的自己同一的世界そのものの自己形成の原理を見出すことによつて、世界に貢献せなければならぬ。それが皇道の發揮と云ふことであり、八紘一字の真の意義でなければならぬ」（同）

これらをまとめると、世界に比類なき歴史をもつ日本、その基は皇道にあり、それは「中外」に施して悖らない、となります。教育勅語の「肇国」「国体の精華」「斯の道」「之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず」がその基礎にあつて、これらの文章が成立したと考えて妥当ではないでしょうか。

NHKのビデオでは、なぜ西田が「日本が東亜の盟主」とならねばならぬ、そう説いたのか、これに対する回答はありませんでした。やはり教育勅語の「之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らず」の「中外」を「国の内外」と曲解したことが、その原因にあると思います。まさしく「日本形成の原理は即ち世界形成の原理」が、このことを直接表現していると思います。

**問4** 国策研究会あるいは海軍の高木惣吉などが西田にアプローチしたというのはどうい

うことでしょうか。西田はなぜ引き受けたのでしょうか。

**回答** まず、「唐人も高麗人も大和心になりぬべし」の「日本的といふことに就て」を書いたのは大正六年です。そして「日本文化の問題」を語ったのは昭和十三年春、それをまとめたのが昭和十五年でした。つまり大東亜共栄圏構想の原理として、これらの文章が都合のいいものであることを、国策研究会のメンバーは知っていたと思います。

また西田にしても、教育勅語、この場合は曲解された教育勅語ですが、その文脈からして大東亜共栄圏構想は自らの論理に合致すると考えていた、そう推測してよいと思います。ただ軍人のいう「世界形成の原理」に文化や道徳を追加して強調しなかった、これがその文面から読み取れるのではないのでしょうか。それが「世界新秩序の原理」にある「畏くも万邦をしてその所を得せしめると宣らせられる。聖旨も此にあるかと恐察し奉る」に確認できると思います。

以上から、西田が「時代に迎合」した、あるいは「軍部に迎合」はあまり適切ではないと思います。もしそうなら、「世界新秩序の原理」以前の文章を、どう解釈すればいいのでしょうか。西田には「学問的方法」なる文章もありました。「昭和十二年の秋、日比谷に於ての講演の要領」と記されています。

「然るに今の日本はもはや世界歴史の舞台から孤立した日本ではない。我々は世界歴史の舞台に立って居るのである。我々の現在は世界歴史的現在であるのである。云はば、これまでの日本精神は比較的直線的であった。併しこれからは何処でも空間的とならなければならぬ。我々の歴史的精神の底から（我々の心の底から）、世界的原理が生み出されなければならぬ。皇道は世界的とならなければならぬ」（三八六頁）

さらに西田幾多郎は、この「世界新秩序の原理」の後にも、重要な文章を書いています。同じ第十二巻にある「哲学論文集第四補遺」からです。

昭和十九年二月

「皇室を中心としての我国の肇国には、天地開闢即肇国として歴史的世界形成の意義があるのである。故に万世一系、天壤無窮である。神国といふ信念の起る所以である。詔に現人神としての神の言葉を聞くと云ふことができる。そこに理性的に法と道徳とが基礎付けられるのである。八紘為宇の語も、そこから云はれねばならない」（四〇九頁）

「我国では天皇は過去未来を含んだ絶対現在の中心であるのである。故に単に家長的ではなくして、現神と云はれるのである。我国体を神国的と云ふのは、神秘的といふ意義ではなくして、却って歴史的世界形成的として、勝義に於て合理的なるが故である。

我国の国体がその成立発展の歴史に於て、右の如く歴史的世界形成の創造的形態として、内に世界形成原理を蔵するが故に、今日それから東亜的世界形成の原理も出て来るのである。八紘為宇と云ふことも、此から考へられねばならない」（四一九頁）

西田の「迎合」でこれらの文章を解読できるでしょうか。それにしても積極的に文章です。やはり「迎合」とか、戦争状態に「不満を持ちながらも、後追いしてしまっただけ」というビデオの識者による説明は説得力がありません。西田の論理と現実の政治状況が合致していた、これが最も説得力のある説明となるのではないのでしょうか。

**問4** 井上哲次郎の名前が時々出てきました。結局どんな思想の持ち主だったのでしょうか。

**回答** 西田幾多郎も和辻哲郎も井上哲次郎に学んでいます。昭和九年・井上哲次郎『日本精神の本質』から引用します。

「日本に於て「神ながらの道」を指導原理となして世界に働きかけ、世界の人類をして悉く「神ながらの道」に帰せしめ、畢竟、世界的神国を實現せざんば止まずといふのが日本民族の指導原理で、是によつて日本民族は其の全体の行動に統一あらしめることが始めて可能であると思ふ」(六三頁)

「幸に明神として上に、天皇が在しますからには之を中心として臣民は悉く其の持つて生れて来た神性を發揮することは日本のみに止まらず、進んで満州・支那・露西亞は固より世界各国に及ぼすのでなければならぬ」(一一四頁)

「歴代の天皇は「明津神」であらせられる。また「あらみ神」とも申し上げる。即ち人にして神、神にして人、神人合一の御方であらせられる」(三三六頁)

井上哲次郎が書いた『勅語衍義』は、井上毅文部大臣によつて、限定的ですが、検定不許とされました。内容が高度に過ぎるといふことも然ることながら、要らぬ解説をして肝心なことを語っていない、これが本当のところではないかと思ひます。

**問4** 司馬遼太郎は『昭和』という国家』で、「魔法使いが杖をポンとたたいた」と語っています。それと教育勅語の問題は、何か関係があるのでしょうか。

**回答** そのことも含めて、次回にまたこの話題の続きを行うことにします。

## 第七回 「昭和史」を読む

前回は西田幾多郎「世界新秩序の原理」でした。そこから進めて、『占領下日本』や『戦後日本の「独立」』などで、昭和史論者がどのように昭和の精神史をとらえているか、そこをお話ししました。質問に司馬遼太郎の「魔法の杖」もありましたので、今回は昭和史のキーワードを検証したいと思います。

### (ポツダム宣言第六項)

ポツダム宣言について、実はその第六項を客観的に解説した著作は見当たりません。

「日本国民を欺瞞し、之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず」

この「世界征服」を、連合国とくに米国がどのようにとらえていたか。これは第一回で述べました。ひと言で表現すると「八紘一字」の思想です。そして彼らはそれが教育勅語の「之を中外に施して悖らず」に表れていると、文書に残しています。これらについて、今日の昭和史論者はどのように語っているでしょうか。

竹内修司『幻の終戦工作』（文春新書）は終戦に至る経緯を、スイスにいた各国要人などのやり取りを通して、実にリアルに描いています。そしてポツダム宣言の受諾まで、どんな情報が交わされたのか、克明に記しています。しかしここでもポツダム宣言第六項について、その文面の詳細は検証されていません。あるのは「六、軍国主義者の追放」（一九五頁）のみです。あとはやはり、国体護持が中心となっています。

さて、『占領下日本』の第一章は「日本は「無条件降伏」したか」というタイトルです。ポツダム宣言の第六項はあるでしょうか。

半藤「六条が国体の変更」（二九頁）

これのみです。いま宣言の第六項を全文引用してみます。読みやすく読点を入れます。

「吾等は無責任なる軍国主義が世界より駆逐されるに至る迄は平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国民を欺瞞し、之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず」

ではその「国体の変更」とはどういうことでしょうか。半藤一利『昭和史 戦後篇』「ポツダム宣言は無条件降伏か？」（平凡社ライブラリー）を参考に見てみます。第六項については次のように語っています。

「読むとなんだかよくわかりませんが、簡単に言うと、国民をだまして世界を征服しようとした奴らは許さない、ということです。ただ、この「権力及勢力」が天皇制のことだとすると、それを許さないということは、日本の国柄、国体を変更するぞと言っているともとれるのです」（二〇五頁）

この見解は著者独自のものかと思えます。というのは、GHQの日本占領を見れば、公職追放令がもつとわかりやすい例ですが、やはりこの第六項は軍国主義者の追放です。またポツダム宣言に関しては、国会図書館に「ポツダム宣言受諾に関し瑞西、瑞典を介し連合国側に申し入れ関係」という記録が保存されています。そこに第六項の解釈があります。要約して引用します。

「本項の「権力」が畏くも天皇を包含するか否か、「勢力」が政党その他政治団体、思想団体、軍需企業家、財閥等らも包含するか、その範囲は不明確なり。

ただ字句から判断すると、本項は戦争責任者、war responsible の意味における戦争犯罪人（国際法上の戦時犯罪人と区別を要す）の処罰を狙いとするものと解せられも、敵側は将来の立場を考えて、意識的に本項の如き漠然たる表現を用いたるものと解するを妥当とすべし」

たしかに受諾前の段階では、「権力及勢力」について疑問を持っています。ただ結果としては、漠然とした意味の戦争責任者や戦争犯罪人の処罰だと判断していたことが読み取れます。

ただし問題は「世界征服」です。world conquest と明確に記されていますが、これについては『昭和史 戦後篇』も国会図書館の史料も、ひと言もありません。他の昭和史本においても、この「世界征服」が何を根拠としたものか、検証したものは見たことがありません。もし存在するとすれば、教育勅語「中外」の曲解が、すでに検証されていたはず

#### （神道指令）

GHQの占領が始まって、多くの指令が発せられました。その一つが昭和二十年十二月十五日の神道指令です。担当した民間情報教育局長のダイク代将は、「これで総司令部の出すべき重要指令は、大体終った」（『岸本英夫集』第五卷「嵐の中の神社神道」八二頁）と述べています。また担当課長だったバンスは「ケン・ダイクの在任中に行った政策では、神道指令が最高だったと、彼自身、後になって言っていました」（竹前栄治『日本占領』一〇五頁）と語っています。

その神道指令を、昭和史論者はどう見ているのでしょうか。『占領下日本』から引用します。

松本 「人間宣言」の前にも、いわゆる「神道指令」というのが出ているでしょう。

昭和二十年十二月十五日に。（略）

竹内 しかし、その「神道指令」が今の靖国神社問題までずつつながっている。

たいへん重要なコメントですが、座談会の話題はすり替わります。したがって、神道指令にある「国家神道」や「日本の支配を他の国や民族に及ぼす」というような文言の検証はなされていません。ダイク局長が「総司令部の出すべき重要指令」で「最高だった」と

述べた神道指令だったのに、というしかありません。

そこで、確認のために保阪正康『昭和史入門』（文春新書）です。同書にはGHQ占領期の重要な年表の記載があります（一〇六頁）。

昭和二十年十月　　GHQの人権指令

昭和二十一年一月　　天皇の人間宣言

同年十一月　　日本国憲法公布

ここにも神道指令はありません。さらに半藤一利『昭和史 戦後篇』です。

「そうしたなかで十二月十五日、GHQは最後の指令を出してきます。いわゆる国家神道の全否定です」

ここでも「国家神道」や「日本の支配を他の国や民族に及ぼす」の検証はありません。また同書にある巻末の関連年表にも神道指令は記載がありません。また半藤一利『日本国憲法の二〇〇日』にも「神道指令の章」があります。しかし『昭和史 戦後篇』同様、特筆すべきことは何も記されていません。それどころか、「人間宣言」の詔書にでてくる「現人神」という言葉を存じていない閣僚があったらしい（一九六頁）と語っています。しかし「人間宣言」に「現人神」はありません。「現御神」です。

神道指令が今日の靖国神社問題につながっていることは、『占領下日本』のコメントの通りです。そのことは第二回「靖国神社と教育勅語」に詳しく述べました。しかし昭和史の論者にはあまり関心は高くないようです。靖国神社問題が、心情論のみのやり取りで、一向に先が見えないのは、やむを得ないと思います。

### （国家神道）

国家神道については様々な著作と見解があります。しかしこれまで教育勅語をその聖典として徹底分析されなかったのはなぜでしょうか。国家神道論の代表的なものあげてみます。

村上重良『国家神道』岩波新書、一九七〇年

新田均『「現人神」「国家神道」という幻想』PHP研究所、二〇〇三年

阪本是丸『近代の神社神道』弘文堂、二〇〇五年

葦津珍彦『新版 国家神道とは何だったのか』神社新報社、二〇〇六年（旧版一九八七年）

島藺進『国家神道と日本人』岩波新書、二〇一〇年

参考―拙著『日米の錯誤・神道指令』V2ソリューション、二〇一一年

村上本は永いこと国家神道のバイブルように読まれてきたといつてよいと思います。しかしそもそも国家神道を特定した神道指令の条文の分析、あるいは関連するGHQ文書の引用がありません。岸本英夫などを参考に書いたと思われるが、教育勅語の曲解説明はなく、史実との整合性がありません。

「国家神道は、二十数年前まで、われわれ日本国民を支配していた国家宗教であり、宗教

的政治的制度であった。明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる約八〇年間、国家神道は、日本の宗教はもとより、国民の生活意識のすみずみにいたるまで、広く深い影響を及ぼした」（まえがき）

次は『岸本英夫集 第五卷』からです。

「そしてかようないわゆる国家神道は単なる宗教ではないとして、キリスト教や仏教と区別され、国民はめいめいの信仰のいかんに拘らず神社には崇敬の誠をつくすべきものとされたのである。この状態は明治維新からこの度の終戦まで約八十年間続いた」（一一二頁）

村上本はGHQの見解を鵜呑みにした岸本英夫の受け売りです。これはGHQのスタックだったウッダードの『天皇と神道』（一九八八年サイマル出版会）などと突き合わせると、その捏造がわかります。GHQが問題にした期間は一九三〇年代および一九四〇年代初期に限定しています。村上本は「津地鎮祭訴訟」の一九七一年名古屋高裁判決において証拠文献として採用されました。しかし当時この捏造を見破る人はいませんでした。そして高裁判決は違憲判断でした。最高裁では合憲とされましたが、この捏造本は版を重ねて今日に至っています。同書については、拙著『日米の錯誤・神道指令』において詳細に批判しました。

新田本は、現人神と国家神道の解明に挑戦したという意味では価値があると思います。ただ「現人神」「国家神道」といった言葉をめぐるイメージが「幻想」にすぎないことをはつきりさせ、（四頁）と記しているように、これらに対する結論は「幻想」です。「幻想」とする前に、文献上の緻密な検証が必要かと思われませんが、それが不足しています。まず第一に「現人神」です。「人間宣言」は「現御神」を用いています。これは第三回でその詳細を述べました。「人間宣言」に深く関与した木下道雄は、「天皇＝現人神」は即位の宣命を誤って解釈したことに原因があると『宮中見聞録』に述べています。即位の宣命ですから、現御神を引用した、ということですから。しかし新田本では「この木下の修正が認められて、「人間宣言」の文言は「天皇を以て現御神とし」となったわけだが、当時、「神の子孫」と「現人神」の間に意味の差がなかったとすれば、この修正の意図は理解できない」（二八頁）と語っています。これは著者自身が「人間宣言」を正しく解釈できていない証拠です。これで「現人神」を論じるには、少々無理があると言わざるを得ません。

また「戦争との関係に焦点を絞れば、「国家神道」とはまさしく「浄土真宗」のことである」（二四四頁）と記していますが、これではGHQがなぜ、あえて、神道指令で国家と神道を分離せしめたのか、わからなくなります。D・C・ホルトムや加藤玄智の研究は流石ですが、ダイクやバンス、そしてドノヴァンらの教育勅語観から日本人の曲解を分析した形跡はありません。国家神道の「聖典」とされた教育勅語解釈の検証を、なぜ行わないのか、不思議です。

ただ冒頭で、「この分野の全体的研究水準は誰もが納得できる別の答えを提示できる段

階には到達していない」(四頁)としています。将来に含みを持たせたように見えますが、「幻想」と言い切ったのは如何かと思えます。

阪本本は、近代の神社神道を知る上で大変貴重です。この第四章が「国家神道とは何だったのか」です。ただこれも重要なGHQ文書の引用がなく、ダイクの教育勅語観から日本人の曲解を分析するまでには至っていません。また神道指令の条文分析もありません。「十五年ニ於テ、早ヤ既ニ宗教ノ神道、国家神道ト云フモノハ明カニ分ツテ居ツタケレドモ」(二二九頁)

これを明治四十四年二月の帝国議会における小田貫一の発言だと引用しています。しかし国会図書館の「帝国議会議録」では、「第二十四回帝国議会議院 神職養成部国庫補助ニ関スル建議案委員會議録(速記) 第二回」とあり、小田貫一議員の発言は、明治四十一年三月二日となっています。

「この小田の発言にある国家神道が、神道指令のいう国家神道の定義とほぼ一致することは自明であろう」(一四〇頁)

日付のことはともかくとしても、この国家神道に世界征服はありません。したがって、GHQ神道指令にいう国家神道の定義にはあてはまりません。

「教育勅語や天皇現御神、あるいは神国思想を「国家神道」の独占物のようにいいだてる者もあるが、それはむしろ在野・民間から評価されたり、唱えられたりしたものである」(二七八頁)

戦時中の米国やGHQスタッフの文言からして、彼らが文部省「国体の本義」や政治家そして軍人の言説から「国家神道」の教義を読んでいたことは『続・現代史資料』等に掲載されています。阪本本もGHQ文書の分析が少なく、GHQが神道指令に述べた「日本の支配を多民族他国家に及ぼす」という信仰理論などにはまったく言及がありません。神道指令の条文の根拠を探索する、そのことが行われぬ理由は、未だに理解できません。

ただ阪本本は、これまでの政教関係裁判の判決を批判した点では高い評価が必要です。拙著『日米の錯誤・神道指令』にも述べましたが、我が国の政教関係裁判の判決はまるで根拠がありません。阪本本はそのことについて、的確に批判していると思えます。

葦津本は、一言でいえば、国家神道は神道に存在しない、というものでした。葦津は次のように述べています。

「「国家神道」とは、明治以来の国家と神社との間に存した法制度であって(その法の思想をふくむとしてもいいが)それは「非宗教」の一般国民精神とも称すべきものであった」(一六〇頁)

ただ、残念なことに、「本書では「国家神道」なる語の概念を、指令いらいの公式用語を基礎として論ずる」(同九頁)と記していますが、神道指令にある「日本の支配を多民族他国家に及ぼす」という信仰理論、やはりこれにはまったく言及がありません。戦前の神

社行政を知るには大変貴重な本ですが、最も重要な「日本の世界征服思想」は解明されませんでした。

島蘭本は、いわば村上本の末裔です。国家神道は神道指令が定めたものですが、それを狭義の国家神道概念だとしています。狭義か広義かは別として、神道指令の国家神道をまず追究すべきだと思いますが、それはなされていません。あくまで独自に国家神道を定義したいようです。

また現人神について、木下道雄のいう即位の宣命に関する解釈の検証はありません。そして重要なGHQ文書の引用・分析もありません。したがって教育勅語の曲解に関する検討もまったくされていません。それどころか、(之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ)について、「それは日本という限定された範囲を超え、普遍性をもつものだ、とも主張されている」(二三八頁)と曲解の上塗りをしています。

「第二次世界大戦後に日常的季節的な皇室祭祀がほぼそのまま継続されたことにより、神界や皇室崇敬の篤い人々にとっては国家神道の聖なる時間と空間の恒常的実感が保持されたと言つてよいだろう」(一九二頁)

国家神道がまだ生きているというのは、教育勅語の曲解が正されていないという事実から言えることです。したがって皇室祭祀が継続されたことにより、「国家神道の聖なる時間と空間の恒常的実感が保持された」とは、理解に苦しむ表現であり、歴史の事実からも検証できません。

ほかに国家神道論は様々出版されています。靖国神社がらみで国家神道を論じているものも少なくありません。しかし、神道指令を発したGHQのダイクその他のコメント、そして国家神道の「聖典」とされた教育勅語の曲解を丁寧を検証しなければ、学術的な、何人にも検証可能な国家神道論にはなりえないと思います。

そもそも連合国、とくに米国での教育勅語研究があまり話題にされませんでした。また明治以来の教育勅語解釈を疑わなかったことが、その原因の一つだと思います。繰り返して示しましたように、ポツダム宣言第六項、神道指令、公職追放令などにある「世界征服思想」を考慮すると、米国がその表現を教育勅語に読んだことは彼らの著述に明らかです。

竹前栄治『日本占領 GHQ高官の証言』(中央公論社、昭和六十三年、付録、三〇五頁)  
W・K・バンス

「ことに神道の宣伝が、「古事記」の神話を用い、日本の使命は国を全世界に広げようという根本ができたからである。例えば、皇室は天照大神から続いた現人神にあらせられる、また国民は神道の神々の子孫であり、「八紘一宇」の主義を宣伝し、各国は兄弟とならねばならないといったが、その真の意味は日本を中心とする世界征服にあった。かように、神道の教えで軍国主義を宣伝し、政府はそれを罰せず逆利用した。それでわれわれから

みると、日本軍国主義は昔の神道の教義から作り上げられたものと思われるのである」

連合国、そのなかでも米国は教育勅語の影響力を最重要視していました。そして日本人の世界征服思想の基礎には教育勅語があり、それが「国家神道」の聖典として機能したと考えられたのです。

教育勅語の「之を中外に施して悖らず」が世界征服思想の表現だと断定されました。このことはCIE局長・ダイク代将の「之を中外に施してもとらず」を「誤り伝えた」という発言や、右の宗教担当課長・バンスの神道に関する言葉で証明されるでしょう。そしてGHQ・ドノヴァンの表現にもはっきり表れています。ただしこのバンスの発言は、GHQのいう「国家神道」についてのものであって、むしろ個人の信仰としての神道は対象としていないというのが彼らの建前でした。

GHQのいう国家神道は、日本人による教育勅語の曲解を鵜呑みにして考えられた概念です。したがって日本国憲法第二十条などは誤解の上に制定された条項だといってよいと思います。

これまで我が国では神社行政史から国家神道が論じられてきました。しかし国家神道とはGHQ神道指令の定義です。その教義には「日本の支配を他国に及ぼす」「世界征服思想」があるとされました。当然のことながら神道にそれらは存在しません。GHQ文書を分析し、教育勅語「中外」の曲解と「斯の道」の変遷を検証しない限り、国家神道は特定できないと思います。我が国において国家神道が未だに論者の主観でしか論じられていないのは、これらの作業を怠ってきた結果であると考えられます。

さらに言えば、政治学の専門家にも国家神道という用語は慎重に扱われていないようです。たとえば五百旗頭真『米国の日本占領政策 下』です。グルーのシカゴ演説に触れ、「さらにグルーは、日本の国家神道の問題にふれ、・・・(三七頁)と記していますが、原文に Shinto はありません。重要な歴史用語としての国家神道ととらえていません。」

#### （「人間宣言」）

さて、いわゆる「人間宣言」です。その「現御神」の部分です。

「朕と爾等国民との間の紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とに依りて結ばれ、単なる神話と伝説とに依りて生ぜるものに非ず。天皇を以て現御神とし、且日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延て世界を支配すべき運命を有すとの架空なる觀念に基くものにも非ず」

これを昭和史の論者はどうとらえているでしょうか。『占領下日本』（九〇頁）からです。

保阪 この「架空なる觀念」が、アメリカ人は驚いたところだったのでないでしょうか。

松本 まあ、日本では現神とか現人神とっていたわけです。アメリカ人にとつ

てみれば、神とは架空の観念ですから。

竹内　しかし日本人が驚かなかったというのは、面白いですね。そのこと自体が驚きですね。

半藤　驚きですよ。今になると。

竹内　日本にとって天皇が神だなんて建前だ、と当たり前前に思っていたのかなあ。  
半藤　そうですね。誰でも神でないことは知っていたよ、とね。

「人間宣言」の現御神の部分は、木下道雄『宮中見聞録』にある通り、即位の宣命などを誤って解釈したものである、そう書いてあることは第三回「人間宣言」と即位の宣命」で述べました。しかしこの座談記録に、木下道雄の見解はひと言も出てきません。「人間宣言」に深く関与した木下道雄を、なぜ無視するのか、理由は解りません。

また半藤一利『昭和史 戦後篇』からです。「人間宣言」のさきほどの部分について。

「いっぺん読んだだけでは、何を言ってるんだかさっぱりわかりませんが、要するに、天皇陛下は神ではない、日本民族が世界に冠たる優秀民族であり世界を支配する資格をもっているというのも嘘である、ということですよ」（一四二頁）

ここでも「天皇は神」あるいは「日本民族が世界に冠たる優秀民族であり世界を支配する」とはどういうことだったのか、検証されていません。木下道雄の即位の宣命云々もありません。そして保阪正康『昭和史入門』です。

「私を見るところ、「人間宣言」というその言い方が誤解を与えるのであって、正式には〈天皇の民主主義宣言〉と評するべきである。このことをもう少し歴史的にわかりやすく表現するならば、天皇は戦前の〈天皇制下の軍事主導体制〉を捨てさせて、戦後は〈天皇制下の民主主義体制〉へ身を寄せていったとの見方ができるのではないかと、私には思えるのである」（二一八頁）

やはり即位の宣命はおろか、少なくとも戦前の「天皇は神」あるいは「日本民族が世界に冠たる優秀民族であり世界を支配する」との文言が何だったのか、その検証はありません。

### （公職追放令）

公職追放令についても、その令文にある「世界征服」については、まったく検証されることはありませんでした。「世界征服」は神道指令や「人間宣言」にも、その表現はやや異なるものの、共通しています。日本の「世界征服」はまったく解明されないまま今日に至っている、これが昭和の精神史の現状だろうと思います。

## 【質疑応答】

問1 司馬良太郎の「魔法の杖」のお話はありませんでした。あれは結局どういうことだったのでしょうか。

回答 「魔法の杖」というフレーズ。これもかつてNHKで放送され、いまは『昭和』という国家』（日本放送協会、一九九八年）にまとめられています。

「日本という国の森に、大正末年、昭和元年ぐらいから敗戦まで、魔法使いが杖をポンとたたいたのではないのでしょうか。その森全体を魔法の森にしてしまった。発想された政策、戦略、あるいは国内の締めつけ、これらは全部変な、いびつなものでした」（五頁）

そうして司馬遼太郎は明治から江戸時代へと話を移します。さらに話は教育勅語に戻ります。語られるのは教育勅語の草案作成に深く関与した元田永孚です。

「ですから、教育勅語は朱子学そのものであります」

むろん当時のことですから、教育勅語の草稿には儒教的な文言が多く出てきます。しかし朱子学云々はわかりません。少なくとも草案作成の中心人物だった井上毅の史料に、朱子学云々で注目すべきものは見当たりません。また教育勅語に関して、井上毅の話は一つも出てきません。

「昭和前期―そう勝手に名前を付けていますが―の二十年間は、日本の歴史の中でもちよつと異様だった時代であり、そこには、あるいは別の国だったかもしれないと思わせる、複雑な精神構造があります」（五九頁）

確かに神憑りの表現や、論理の飛躍が目立ちますから、昭和前期の複雑な精神構造というのはその通りだと思えます。

「そこにひとつの伝統的な徳目だった、江戸期二百七十年間学び続けた朱子学が、教育勅語の形になって浮上した。伝統というほかはないのですが、配合の違いとかアクセントの違いがあったのでしょうか、昭和前期の国家の精神構造の中で重要な部分を占めていきます」（同）

司馬遼太郎の教育勅語も「徳目」のみです。井上毅や元田永孚らの教育勅語がなぜ曲解されたのか。そこには至っていません。そもそもその曲解に思いが及んでいません。それゆえ司馬遼太郎は、昭和前期の精神構造解明に限界を感じ、「魔法の杖」で自らの思考停止を覆うしかなかったのではないか、そう思います。司馬遼太郎が昭和を書かなかった理由も、そこにあるのではないのでしょうか。

教育勅語「中外」の曲解と八紘一字を考えると、明治・大正・昭和前期の、歴史の不連続どころか、ありありと時代精神の連続性が見えてきます。今日の昭和史論者も、この視点を欠いているため、昭和戦前は批判の対象でしかなく、精神史の検証で有効なものは見当たりません。

**問2** 昭和戦前の精神史と教育勅語の曲解。しかしなぜ今日までそれが検証されなかったのでしょうか。

**回答** なんといつても詔勅研究の衰退だろうと思います。教育勅語に関する書物で、「中外」の曲解を採り上げたのは拙著『繙読「教育勅語」』が初めてで、これ以外にはありません。そのことが国家神道に関連しているとわかって『国家神道は生きている』を書きました。教育勅語の曲解が是正されていないので、生きている、というタイトルにしたわけです。その後、そのことが靖国神社問題や政教関係裁判に関係していることから、神道指令を調べました。それを書いたのが『日米の錯誤・神道指令』です。

「中外」という言葉は、『続日本後紀』―「仁明天皇紀」ですが―などに用いられています。「宜しく中外に告げて、此の意を知らしめよ」これがその代表的な例です。文脈から「外国」は関係がありません。むしろ「国の内外」に近い用例もないわけではありません。ただ文脈あるいは歴史の事実から判断すると、圧倒的に「宮廷の内外」「中央と地方」「朝廷と民間」です。古い詔勅を研究すれば、我が国における「中外」の語義がわかってきます。しかし詔勅そのものの研究が衰退していますから、教育勅語の解釈も検証されません。最近の教育勅語関連本に、「仁明天皇紀」などはまったく出てきません。

**問3** 現在でも教育勅語を支持する人たちは少なくないように思います。しかし「中外」の解釈に誤りがあったなど聞いたことがあります。なぜでしょうか。

**回答** 現在、論壇の大御所と言われている方々の教育勅語解釈も、井上哲次郎以来の誤った伝統的解釈を採用しています。元田永宇や井上毅の史料を基礎にすれば、そうではないことがわかりますが、現実はそうなっていません。

最近では、たとえば渡部昇一監修『国民の修身』（産経新聞出版、二〇一二年）です。教育勅語の大意として次のように解釈しています。

「またこの道は古（いにしえ）も今も変わりがなく、どこでも行われるものであることを仰せられてあります」（一九七頁）

そして教育勅語について、以下の通り説明しています。

「今日には今日にふさわしい道徳教育が行われるべきであるが、教育勅語の徳目は時代や場所を越えて普遍・不変の価値があるし、そこに示された徳目を目指して修身に心がけることは、普遍・不変の価値があると思う」（一九九頁）

つまり語っているのは「徳目」のみです。「しらす」という意義の「君治の徳」はありません。これで「普遍・不変」となります。「中外」を「国の内外」と曲解している証拠です。

さらに石原慎太郎『新・墮落論』（新潮新書、二〇一一年）です。

「古今に通じる、国内だけでなく外国においても間違いない道です」（二〇八頁）  
ほとんどオウングールの放ちあい状態、これが現状です。

## 第八回 「女帝」と「みことのり」

「女系天皇」「女性宮家」が話題となっています。平成十七年、小泉内閣の「皇室典範有識者会議」「報告書」等が国民に示したのは女系天皇論でした。男性皇族の減少から、女系天皇をもって皇位の安定性をはかるというものでした。有識者会議は十名で構成されましたが、さらに八名の識者からヒアリングを行いました。しかし、我が国の歴史において、女系天皇―父系を遡って神武天皇にたどりつかない天皇―は一人も存在しませんから、各方面からの強い反発がありました。また平成十八年九月六日、悠仁親王殿下がご誕生されました。これにより女系天皇論は沙汰済みとなったかに見えました。

ただこの平成十七年「皇室典範有識者会議」には理解できないことも少なくありません。実は議論に参加された人たちが古い詔勅の解釈を誤ったために、おかしな議論がなされている、そういうように思えてなりません。

さらに平成二十四年、民主党政権下において「皇室典範に関する有識者ヒアリング」が実施されました。その主なテーマは「女性の皇族に皇族以外の方と婚姻された後も御活動を継続していただくとした場合の制度の在り方等」でしたが、巷間では実質的な「女性宮家」論争となりました。ヒアリングの内容は「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」にまとめられました。いくつかの点に疑問が残ります。これらもまた、詔勅の解釈に極めて深い関係があると考えられます。

今回はまず、平成十七年の会議で何度も用いられている「女帝」という言葉と「みことのり」についてお話ししたいと思います。ヒアリングにおける有識者らの意見に、「女帝の子」が歴史の事実として語られました。奈良時代には「女帝の子」から「女帝」、この場合は女系天皇ですが、それが想定されていたとする見解です。しかしこれは明らかに奈良時代の令文や『続日本紀』を読み誤っているとしか思えません。今回はこれを検証します。

### （藤原光明子）

奈良時代は元明天皇にはじまり、桓武天皇が長岡に遷都するまでの時代で、西暦七一〇年から七八四年までの七十四年間です。実は元明天皇の四代あと、淳仁天皇の時に重要な「みことのり」が発せられました。そしてその内容と、今度の「女性宮家」論争には深い関係があります。元明天皇・元正天皇・聖武天皇・孝謙天皇そして淳仁天皇です。

淳仁天皇のはじめ、実権を握っていたのは太皇太后の藤原光明子でした。藤原光明子は聖武天皇の皇后であり孝謙天皇の母でした。聖武太上天皇は道祖王を皇太子とするよう遺詔されましたが、結局道祖王は廃太子とされ、かわって大炊王が皇太子となり淳仁天皇として即位されました。この淳仁天皇の即位から約十ヶ月後、天皇にたいし太皇太后・藤原光明子から重要事項が伝えられました。それが淳仁天皇の「みことのり」に残されています。

本来はやや長い詔ですが、要約すると、「淳仁天皇が即位して世の中も安定してきた、ついでには「(天皇の) 兄弟姉妹を親王とせよ」、そういうお言葉です。それで天皇が先の天皇である孝謙太上天皇にそのことを報告すると、太上天皇からは、たいへんありがたいお話ではあるが、淳仁天皇が皇位につかせてもらったこと、それに報いることさえむつかしいのだから辞退すべきだと、一旦はこう言われます。しかしこう申すのは他ならぬ私―孝謙太上天皇のことですが―だからであり、自分が福を得たなら親兄弟に及ぼすべきである、とのアドバイスをもらいました。

よって、淳仁天皇の父・舎人親王は崇道尽敬皇帝と追号、母・当麻夫人を大夫人とし、また兄弟は親王、姉妹は内親王と称することとする、同時に、恵美押勝の子や藤原氏の人々も冠位を上げることとする、そういうことになりました。淳仁天皇の姉妹は四品に叙せられ、室内親王・飛鳥田内親王と称されました(問1)。

### (継嗣令)

以上が淳仁天皇の「みことのり」にある内容です。やはり実権をもつ太皇太后・藤原光明子の姿と恵美押勝(藤原仲麻呂)の権勢がみてとれます。ただこの内容は、実は、太皇太后のたんなる思いつきではありません。養老令にある「継嗣令(けいしりょう)」に則った措置だったのです。

「継嗣令」第一条(皇兄弟子条)「凡そ、皇兄弟皇子みな親王とせよ。(女帝子亦同)」

平成十七年の有識者ヒアリングでは八名中の三名がこの( )にある註を「女帝の子もまた同じ」と解釈してその論を展開しました。またその「皇室典範に関する有識者会議」の座長代理だった内閣官房・園部逸夫参与もその著『皇室制度を考える』で同じ解釈を示しています(問2)。

さて、先程の淳仁天皇の「みことのり」に戻ります。歴史の事実として、淳仁天皇の兄弟は親王、姉妹は内親王とされました。まず条文のとおり、天皇の兄弟が親王と称されることに疑問はありません。そして条文に姉妹はありませんが、天皇の父が崇道尽敬皇帝と追号されたことから、その皇女つまり淳仁天皇の姉妹は内親王とされました。「女帝の子」、これとは関係がありません。「女帝の子」では姉妹が内親王と称された根拠が見いだせないのです。やはり、この註は(女亦同)「ひめみこもまたおなじ」と解釈して自然です。そしてさらにこの「女(ひめみこ)」を特定して「女(帝の子)亦同」と但し書きが加えられ、「女帝子亦同」となった、こう考えて整合性が出てきます。

ちなみに、のちの光仁天皇の即位後、やはり兄弟姉妹そして諸王子(子女)も親王と称されることになりました。『続日本紀』には酒人内親王、衣縫内親王・難波内親王、坂合部内親王の名があります。いずれも光仁天皇の父・施基皇子―追尊されて春日宮御宇天皇(田原天皇)と称されましたが―の皇女で光仁天皇の姉妹です。これも「継嗣令」に沿ったも

のでした。

加えて第五十九代・宇多天皇です。父の光孝天皇は伊勢神宮に奉仕する齋宮などは別として、ほとんどの子女を臣籍降下させました。天皇崩御の前日、源定省は復籍し、その後即位して宇多天皇となりました。そして宇多天皇の兄弟姉妹もやはり親王・内親王とされました。兄弟姉妹も臣籍降下していましたから、改めてそれぞれ親王・内親王とされたわけです。やはり「継嗣令」の「註」を、「女(帝の子)亦同」と解釈して適用されたと考えて自然です。

また養老令の他の条文には、「女亦准此」「ひめみこもまたこれにならへ」というのがあります。これは「喪葬令」の「親王一品条・しんのういっぽんじょう」にあるものですが、内親王にも適用する、という意味でこの註があります。「女亦准此」と「女亦同」の意味するところは同じだと思えます。「女亦同」に「女(帝子)亦同」と註が加えられ、最終的に「女帝子亦同」となった可能性は、やはり否定できないと思います。

### （継嗣令）

ところでこの「継嗣令」の「註」は、これまでどのようなように読まれてきたでしょうか。江戸時代の河村秀根らによる「講令備考」にこの「註」の解説があります。河村秀根という人は子息の益根とともに『書紀集解』（しよきしつかい）という『日本書紀』の注釈書を書いた人です。

その「講令備考」には「女帝の子」という小項目があります。その解説です。

「秀興按漢皇子所謂女帝之子也」（問3）

秀興按ずるに、の秀興（ひでおき）は河村秀根の兄で、別の名を河村秀穎（ひでかい）と言います。そしてこの意味は、「漢皇子（あやのみこ）がいわゆる女帝の子である」というものです。『日本書紀』『斉明天皇紀』に漢皇子という名が登場します。この漢皇子の父は高向王であり、母はのちに舒明天皇の皇后となり天智天皇や天武天皇を生んだ皇極天皇（重祚されて斉明天皇）でした。「継嗣令」の「女帝の子」に相当するのは、この舒明天皇に嫁ぐ前の皇極天皇―その頃は宝皇女（たからのひめみこ）ですが―の子であろうと考えた結果の文章です。

『日本書紀』では皇極天皇（斉明天皇）の諱を宝皇女―たからのひめみこ―と表記していますが、宝皇女は後世の尊称であると言われています。漢皇子もこの尊称の意味で用いられたのだと思います。父の高向王は用明天皇の孫であると『日本書紀』には記されていますから、漢皇子はもともと皇族です。したがって「女帝の子」という理由よりは、漢皇子は皇族であり、かつ母がのちに即位されたことから皇子と尊称した、こう考えて自然ではないでしょうか。

さらに付け加えると「講令備考」には、さきほどお話した淳仁天皇の「みことのり」などはまったく検討されていません。あとで説明しますが、他の令との関係も触れていません。それゆえ「講令備考」にある「女帝の子」は、歴史の事実との整合性を欠いた解説

と書いてよいと思います。そもそもこの「註」を「女帝の子」と誤ってしまったことから意味不明な解説になってしまったのではないかと思います。

#### (明治時代の継嗣令解釈)

この秀興の説に影響を受けた人に小中村清矩という人がいます。明治の著名な国学者です。彼は『陽春廬雜考』に「女帝論」を著して次のとおり解説しました。

「其の中に「女帝子亦同」とあるは、女帝がまだ位に即かれず、皇女でおいでなされ、皇族中へ御縁付で、御子が出来て有たを、御即位の後、其の御子の事を云ったのであります。がちよつとみると、女帝中に御配偶がある様で、紛はしい事であります。尚ほ實際古典に拠つて、此の事の有ったことを申さば、皇極天皇が、皇女で御いでの方に、用明帝の御孫の高向王に御縁付きになって、漢皇子を御生みになり、高向王がなくなられて、舒明帝の后におなりなされ、後に帝位におつきなされたという事実があります」

この件について本人は次のように告白しています。

「一体令の本註の文が奇しいので、女帝の子は有るべき訳でないから、令中の難儀となつて居りましたのは、尾張の河村秀根といふ人で、此の人が講令備考といふものを書いたので、人が気が付きました」(問4)

「講令備考」の本文にある通り「註」の解説を書いたのは河村秀根ではなく、河村秀興ですが、誤つた解説を受け売りしたというしかありません。

また池辺義象―若い時に小中村清矩の養子となつて小中村義象と名乗っていました―は『日本法制史』『皇室制度』において次のように述べています。

「按(かんがふる)に、大宝継嗣令に「女帝子亦同」と云ふ本註あるより、或は我国にても女帝ある時は、皇夫を容るることを認むるかと疑ふ者あらむ、但しこは女帝が未だ皇位に上らざりし以前に生ませられたる子ある場合を指したるものなり、女帝は素より一時、便宜上在位の事なるが故に、歐羅巴諸国に行はるる皇夫制などを引きて論ずべきにあらざるなり」(二一七―一八頁)

これも河村秀興の受け売りです。受け売りですが、池辺義象はいわゆる「皇夫制」で(皇室制度を)論ずるべきでないと言っています。

#### (引き継がれる受け売り)

結局のところ、河村秀興・小中村清矩・池辺義象とも「継嗣令」の「註」を「女帝の子」と解釈し、その該当者を漢皇子(あやのみこ)と特定したことは同じです。小中村清矩と池辺義象は、いわゆる女系の「女帝」は否定していますが、(女帝子亦同)を「女帝の子」と河村秀根と同じように解釈していること自体には、異なることはありません。そして他の「令」との整合性や歴史の事実からその解釈を検証してないことも同様です。

「女帝の子」と読んで、その文脈から根拠を以つて解説し得る歴史の事実は一つも見つけられません。それどころか「女(ひめみこ)帝の子」もまた(皇子と)同じ(にせよ)」で

なければ解釈不能な歴史の事実が少なからず存在することは、例を挙げて説明した通りです。

#### (平成の継嗣令解釈)

平成十七年の有識者ヒアリングでは、いわゆる「女系天皇」―父系を遡って神武天皇にたどりつかない天皇―は否定の立場で、この三人の説を滔々と根拠にしてお話しされた識者もおられました。「継嗣令」第一条の「註」を「女帝の子」と読むのはいわゆる男系派・女系派あるいは双系派を問いません。主義主張に関係なく「女帝の子」が圧倒的です(問5)。

これらの見解に対して異を唱えたのは中川八洋筑波大学教授でした。その著『皇統断絶』において、「養老令は、『女系天皇の排除』を自明とした皇位継承法である」(二五頁)とし、『女性天皇は皇統廃絶』では「継嗣令は、平安時代に入るやまったく無視され、事実上の死文になった」のである、と記しています。そして「女帝」という和製漢語が、七〇一年までにつくられていたと証明されない限り、継嗣令の「女帝子」を、「女帝(じよてい)・」とは方が一にも読んでほならない」(二三三頁)と述べました。

「継嗣令」第一条の「註」を「女帝の子」と読まない数少ない著作です。ただ他の令との関係などは記されていませんので、やはりそこはいま述べているような補強も必要だろうと思います。そしてこの「女帝」という言葉、これもいつ頃からみられるものなのか。興味のあるところです。

#### (反証に堪えうる藪田守良『新釈令義解』)

ところで皇室典範の会議では話題になりませんでした。伊勢神宮の神職だった藪田守良は「ひめみこも帝の子はまた同じ」と解釈しました。河村秀根らと同時代の人です。これが史実と最も整合性のある解釈だと思います。

「令文に皇女の事なきをあかすおもひて女も帝の子は同じといふよしにきこえたり」

令の本文にあるのは、いわば親王の規定です。そこで内親王については註に記された、こういう内容です。明らかに皇女の規定、つまり「内親王」の定めであるとする見解です。この藪田守良の解釈で矛盾は見当たりません。中川八洋筑波大学教授も『小林よしのり「新天皇論」の禍毒』において、この解釈を支持しています。

#### (公式令の「平出」と「闕字」)

養老令には「公式令・くしきりょう」という公式文書に関する規定があります。そしてその文書規定に「女帝」が定められていないのです。皇祖・天皇・皇后をはじめとする十五の尊称は「平出」とされています。「平出」は例えば天皇という言葉を用いる際には改行して

天皇、と文頭から書き出すことを言います。

さらに「闕(欠)字」というのがあります。これは皇太子など十七の言葉がその対象とされました。例えば「我が 皇太子」というように、一文字分空けて用いる書き方です。明治の書物にはこの「闕字」が多く見られます。また「平出」は明治憲法の上諭―上からのお諭ですが―に見ることができません。この「公式令」という文書規定にある「平出」と「闕字」の対象に「女帝」はありません(問6)。

養老令は七五七年に施行されましたが、元正天皇の七一八年から撰定が始まったとする記録が残されています。元正天皇は女性天皇です。その先帝は元明天皇であり、やはり女性天皇です。また施行された七五七年は孝謙天皇の時代であり、やはり女性天皇でした。それでもこの「公式令」に「女帝」はありません。また、奈良時代を記した史書である『続日本紀』をはじめ「六国史」には一度も「女帝」という用語は用いられておりません。

また当時、この公式令がどのような位置にあったのか。それを示す例があります。辛巳(しんし)事件です。文武天皇の後に藤原不比等の女(むすめ)・宮子がいました。聖武天皇の母となりました。聖武天皇は即位して母を大夫人(だいぶにん)と称するよう「みことのり」を發せられました。ところが公式令からすると、天皇の母は皇太夫人となつていきます。実力者だった長屋王らは、勅によれば「皇」の字を失い、公式令にしたがえば違勅になる恐れがある、といいました。そして再度「みことのり」があつて、文章では皇太夫人、言葉では大御祖(おおみおや)とするとされました。たいへん珍しいケースですが、公式令がいかに尊ばれていたか、これでお分かりになると思います。

### 〔令集解〕の「女帝」

律令の公的な注釈書は「令義解」ですが、「令集解」は民間における律令の注釈書です。大宝令・養老令の原本は今日に残っていませんから、私たちはこういった注釈書を通してそれらを学ぶことができます。

この「令集解」に引用されている古い注釈書に「古記」というのがあります。「継嗣令」第一条の「註」に触れて、「女帝兄弟、男帝兄弟一種」と記しています。先人の研究成果によれば、どうやら天平一〇年(七三八年)には「古記」の編纂が行われたようです(問7)。しかし七〇一年の大宝令の時代までに「女帝」という用語があつたかどうかは依然分かりません。ただ要するに「公式令」の文書規定からすると、「古記」のような民間の文書はともかく、公式文書に「女帝」は用いられなかった、これが実態だったと考えて妥当でしょう。

またこの「令集解」の注釈も意味不明です。「継嗣令」の「註」を「女帝の子」と読んだために、「女帝の兄弟も男帝の兄弟も同じである」と記したとしか考えられません。そしてこの注釈は、その後の淳仁天皇や光仁天皇、あるいは宇多天皇の「兄弟姉妹を親王」を考えれば、明らかに否定されるべき見解というしかありません。「女帝の兄弟」から「内親王」は導けません。「内親王」はどのように定められたのか、「令集解」の注釈からは肝心のこの問いに答えられません。

### (叙位の対象)

さらに重要なことを追加しておかなければなりません。冠位についてです。天智天皇の時代まで、実は、冠位の対象者の区分は示されていませんでした。それが次の文武天皇の冠位十二階では「諸王」が、冠位四十八階では「諸臣」がその対象者とされました。そして文武天皇の大宝元年（七〇一年）には対象者が「親王」「諸王」「諸臣」となり、冠位は三十階と整理されました。

そして文武天皇の大宝元年（七〇一年）七月には「皇大妃、内親王と女王、嬪（ひん）との封、各（おのおの）差（しな）有り」と記載されています。ここに至って、はっきり「内親王」と「女王」が区別されています。それまでは「諸王」と「諸臣」が対象者で、少なくとも「内親王」の定義は見当たりません。大宝令と養老令はほぼ同じ、とされていますから、食封（じきふ）―古代における俸禄の一つですが―などの基準としても「継嗣令」の第一条が用いられた、と考えて妥当性があると思います。

最初に「内親王」の記載が確認できるのは持統天皇紀です。持統天皇は文武天皇の先代ですから大宝令以前にこの名称はあったこととなります。ただ持統天皇紀のある『日本書紀』は西暦七二〇年の完成ですから、潤色の可能性もないとは言えません。いずれにしても、この「内親王」を規定する基準はこの「継嗣令」の他に見当たりません。これで「内親王」を含む皇親の範囲が明確になっている事実は明らかです。身分による対象者の区別が定められても、そもそも身分の基準がなければ条文の適用はできません。たとえば日本国憲法にある「国民の権利及び義務」の「国民」も、その定義がなければ条文は意味を為しません。そのために「国籍法」が定められています。これと同じ考え方ととらえてもよいでしょう。

### (他の令との整合性)

養老令には内親王を対象とする令がいくつかあります。

「後宮職員令」第一六条「凡そ内親王、女王、及び命婦、．．」

「家令職員令」第一条「親王、（内親王も此に准へよ※）」

「禄令」第一〇条「（内親王は半減せよ）」

「衣服令」第八条「内親王礼服」第九条「女王礼服」

※（ ）は註

以上のような条文の対象者として「内親王」「女王」があります。これらは「継嗣令」の基準（註）によって「内親王」が特定され条文が適用できます。（女帝子亦同）を「女帝」と解釈しても、これらの対象者は特定できません。

また「継嗣令」第四条（皇娶親王条）は、言い換えると皇女の婚姻制限でもありますが、皇女は四世王以上が婚姻の対象です。つまりその子女はみな「男系」となります。父をた

どれば例外なく天皇に行きつく、そういうことです。これを考慮すると「女系」あるいはその意味を含む「女帝」はそもそも存在しないことになります。現実に「女系の天皇」は歴史上一人も存在しませんし、「女帝の子」と読む根拠は全くないということです。

### (反証すべき課題)

つまり(女帝子亦同)を「女帝の子」と解釈する場合、以下の問いに答えられなければなりません。

- ①養老令の公式令に「女帝」がない理由は何か
- ②後宮職員令などの「内親王」「女王」の規定はどこにあるか
- ③淳仁天皇あるいは光仁天皇の「兄弟姉妹を親王」のうち「姉妹」を「内親王」とする理由は何に拠るか

淳仁天皇の「みことのり」から養老令の「継嗣令」、そして「女帝論」まで発展しました。皇位継承の議論は、これらの重要な「みことのり」や養老令を、歴史の事実を根拠として解読した上で実施してほしいと思います。そうでなければ、皇位という歴史的御位を議論するに不適切であり、それはただただ情緒的で不毛な議論の繰り返しになると思います。

どのような主張も結構ですが、少なくとも歴史の事実を基礎として議論する、そういう姿勢であってほしいと思います。

### 【質疑応答】

問1 淳仁天皇の詔と、姉妹が実際に内親王となったことはどこに確認できますか？

回答 これらは『続日本紀』に読むことができます。

淳仁天皇、天平宝字三年六月十六日(『続日本紀三』新日本古典文学大系14、岩波書店、三二五頁)。

「帝(みかど)、内安殿に御(おほ)しまして、諸司の主典(さうかん)已上を喚(め)して、詔(みことのり)して曰(のたま)はく、・・」

「此来太皇太后(このころおほきおほきさき)の御命(おほみこと)以て朕に語らひ宣りたまはく、「太政(おほきまつりごと)の始は、人の心未だ定まらず在りしかば、吾が子して皇太子(ひつぎのみこ)と定めて先ず君の位に昇(あ)げ奉(まつ)り畢(を)へて、諸の意(このころ)静まり了(は)てなむ後に傍(かたへ)の上をば宣りたまはむとしてなも抑へて在りつる。然るに今は君と坐(いま)して御宇(あめのしたらしめ)す事日月重なりぬ。是を以て先考(ちちみこ)を追ひて皇(すめら)とし、親母(はは)を大夫人(おほみおや)とし、兄弟姉妹(あにおとあねいも)を親王(みこ)とせよ」と仰せ給ふ貴き命をいただき受け給はり・・」

太皇太后は藤原光明子で孝謙天皇の母です。また内親王については次の通りです。

淳仁天皇、同

「從四位下室女王。飛鳥田女王並四品」

養老令（大宝令）における諸王への叙位は正一位から從五位下まで、諸臣へのそれは正一位から少初位下、そして親王（内親王）は一品から四品でした。ここで室女王と飛鳥田女王は四品に叙位されましたから、内親王と称されることが確認できます。

**問2** 平成十七年の「皇室典範有識者会議報告書」はどこで閲覧できますか？

**回答** 内閣府のホームページに公開されています。以下に該当部分を引用しておきます。

平成十七年十一月二十四日付「皇室典範有識者会議報告書」

八木秀次高崎経済大学助教授（平成十七年五月三十一日）

「このように皇統が一貫して男系で継承されているということについて、一部で異論が提出されております。すなわち、皇統は男系女系の双系主義という見解でございます。その際に根拠とされるものが『養老令』の「凡皇兄弟皇子、皆為親王。女帝子亦同」という規定でございます。しかしながら、ここで言う女帝の子は、具体的に想定された人物がおります。すなわち、第35代皇極天皇の前夫、高向王との間の皇子、漢皇子のことでありまして、後に母宮が高向王の没後、舒明天皇の皇后になり、舒明天皇崩御後、皇極天皇として即位したので、そのお子さんであります漢皇子は女帝の子、すなわち皇極天皇の子どもではありませんけれども、もともと男系の男子でありますので親王ということになります。したがって、この規定は双系主義の根拠になり得ません。この点、江戸時代から河村秀根、小中村清矩、池辺義象ら国学者、国文学者が繰り返し指摘しているところでございます」

同「報告書」

高森明勅拓殖大学客員教授（平成十七年六月八日）

「それから、第2点目といたしまして、これはさまざま議論がおありのところかもしれませんが、形式上明治初期まで存続しました養老令に女系の継承を認める規定があった。これは継嗣令、皇兄弟子条。天皇の御兄弟、お子様は親王という称号が与えられるという規定がございます。その際、女帝の子もやはり親王であるという本注が付いてあるわけでございます。これによりまして、女帝と親王ないし王が結婚された場合、その親王ないし王の子どもであれば、その子は王でなければならぬわけです。ところが、女帝との間に生まれた場合は王とはしないで親王とすることでありまして、その女帝との血統によって、その子を位置づけているということでございます。「女帝の子」と」

同「報告書」

所功京都産業大学教授（平成十七年六月八日）

「先生方御承知のとおり、過去8人10代にわたる女帝がおられましたことに関して大事だと思われるのは、8世紀初頭に完成した「大宝令」に「継嗣令」という篇目がござります。これは「養老令」もほぼ同文だということが確認されております。それを見ますと、冒頭に「およそ皇兄弟と皇子、皆、親王と為す」とあり、そこにもともと注が付いておりまして、それに「女帝の子も亦同じ」とあります。その後にもまた本文がありまして、「以外は並びに諸王と為す」という条文がござります。この本文と、それに付けられた原注から、私どもが考えられますことは、天皇たり得るのは、男性を通常の本則としながらも、非常の補則として「女帝」の存在を容認していたということでありませう」

また、園部逸夫参与（当時）の著作は以下の通りです。

園部逸夫『皇室制度を考ふる』（中央公論新社、一四二頁）

「また女性天皇である孝謙天皇の時代に施行された養老令の継嗣令第一条（大宝令にも同様の規定があった）は、女性天皇の子についても男性天皇と同様、親王とする（当時は天皇の兄弟または子が親王とされた）旨の定めがされていた。この時代、一定の身分以上の皇親女子（女性皇族。皇親と皇族については、二〇八参照）の配偶者は皇親男子（男性皇族）に限られていたので、女性天皇に子があのような場合でも、その子は皇統に属する男系の子でもあることになるが、当該子の身分については、天皇が女性の場合は女性天皇を基準に定められ、その意味では女系の考えにより定められる制度となっていた」

問3 「講令備考」とはどんな書物ですか？

回答 現在では『続々群書類従 第六法制部』に「講令備考」が収載されています。

「例言」

「講令備考十巻は文政中稲葉通邦、河村秀根、石原正明、神村正鄰等の相会して、令義解の史的研究をなしたる時の合著なり」

そしてこの継嗣令「皇兄弟子条」の注釈を担当したのは、「秀興按（按ずるに〳〵考えるには）」とありますから、河村秀根の兄、秀興（秀穎）です。秀興（秀穎）・秀根の父は秀世でやはり国学者でした。

問4 結局、小中村清矩は「女帝」に賛成だったのでしょいか反対だったのでしょいか？

回答 「女帝の配偶者」は存在しない、つまり「女帝」となって以後の配偶者はいないとしていますから、「女帝」には反対と違ってよいと思います。ただ小中村清矩は本書の本文でも説明しました「皇女の婚姻制限」にも以下のように触れています。誤った「註」を鵜呑みにしたことから、その説明もややぎこちなくなっています。

小中村清矩『陽春廬雜考』「女帝論」（吉川半七發行、二七―二八頁）。

「先づ斯様な事も有りますから、講令備考を見たことの無く、令ばかり見た人は、女帝に御配偶でもあった様に思ふかも知れません、其の義解に、「謂媿嫁四世以上所生」とあるは、天皇の御子が一世、御孫が二世、曾孫が三世、玄孫が四世で、五世になると皇親でない事になりますから、其の縁の絶えぬまでの御子でなければ、親王にはせぬと云ふのであります、此の令につきて、或は疑を起すおかたもあらうと存じ、此の御話しを一段致すことであります」

**問5** 「主義主張に関係なく「女帝の子」が圧倒的」とはどういうことですか？

**回答** まずこの「註」の解釈をめぐっては不可解なことがあります。次に示す解説は『律令』（日本思想大系<sup>3</sup>、岩波書店）にあるものです。

「皇兄弟皇子―天皇の兄弟及び皇子。姉妹及び皇女もこれに准ずる。ただし特に女子をいう場合は内親王という」（二八一頁）

解説は右の通りですが、継嗣令の「註」の読み方は「女帝（によたい）の子も亦同じ。」となつています。この読み方では本文と「註」の整合性を欠くこととなります。「特に女子をいう場合」なら「女（ひめみこ・帝の子）も亦（皇子に）同じ」でなければならぬはずです。

また、古代史の専門家・笹山晴生東京大学名誉教授は平成十七年の「皇室典範に関する有識者メンバー」の一員でした。その笹山名誉教授にも「継嗣令」第一条の解説がありません。

「継嗣令1に「凡皇兄弟皇子、皆為親王（女帝子亦同）」とある。舍人親王を天皇とするので、その子女（淳仁の兄弟姉妹）も親王・内親王と称させる」（前掲『続日本紀三』、三二五頁）

同書にはこの解説が笹山氏のものであることが明記されています。この解説からすると、「註」を「女帝の子」と読むのは不自然です。やはり「女（ひめみこ・帝の子）も亦（皇子に）同じ」として意味が明瞭となります。有識者ヒアリングにおいては三名が「女帝の子」とする解釈を基礎に意見を述べました。それに対し、「報告書」にはこの件に関するコメントがひとつも残されていません。ご自身の解説と矛盾するこれらの見解に、笹山氏がなぜ沈黙されたのかはわかりません。

また、「女性宮家」容認派のみならず、反対派でも同じように「女帝の子」と解釈している人たちがいます。雑誌『正論』に同時掲載された二つの論考がその内容です。所功京都産業大学教授は「女性宮家」創設賛成派、皇室典範問題研究会は同反対派の立場です。

『正論』二〇二二年三月号、産経新聞社。

所功教授「宮家世襲の実情と「女性宮家」の要件」二四〇・二四一頁。

「それは大宝元年（七〇二）制定の大宝令「継嗣令」に、「およそ皇兄弟と皇子は皆親王と為す（女帝の子、亦同じ）。以外は並びに諸王と為す。親王より五世、王名を得と雖も皇親の限に在らず」と定められている」

所功教授は平成十七年の「皇室典範有識者会議報告書」に記載されているとおり、継嗣令の「註」を「女帝の子も亦同じ」と読んでいました。その七年後の二〇一二年でも同じ主張を繰り返しているのです。

皇室典範問題研究会「皇位の安定的継承をはかるための立法案」二五五―二五六頁。

「養老令継嗣令第一条は親王宣下の資格（皇族の範囲）を規定したもので、皇位継承とは直接関係がない。「女帝子亦同」の一句はその注意書と考えられる（本則に対する例外）。女帝の配偶者はおられないから、女帝が皇后または皇太子妃になれる以前の皇子のことを指すものと考えられる（皇后、皇太子妃時代の皇子は本則により親王となられる）。

《参考》

これは明治の国学者で皇室制度の整備に貢献した小中村清矩が「女帝考」で「女帝未ダ内親王タリシ時、四世以上ノ諸王ニ嫁シテ生レ玉ヒシ子アラバ、即位ノ後、親王ト為ヨトノ義くと解説しているとおりであろう。具体的には皇極天皇が御即位前に用明天皇の孫高向王に嫁されて漢皇子をお生みになっているので、漢皇子を「親王」にせよとの意味と解される。高向王も漢皇子も男系男子であり、したがってこの一句は女系を認めたものではない」

つまり「女性宮家」創設に反対する側も継嗣令の「註」は小中村清矩の受け売りであり、本書の本文に示した通り、それは河村秀興の誤った解釈が基礎にあります。なお皇室典範問題研究会については次のような紹介があります。

「諸言の結びとして本研究会の成員を、以下に五十音順で御紹介しておく。

伊藤哲夫、大原康男、加瀬英明、小堀桂一郎（代表）、高池勝彦、田尾憲男、平田清美、百地章、八木秀次、小田村四郎、事務局として中村信一郎、以上十一名。」

**問6** 「平出」と「闕字」の例をすべて教えて下さい。

**回答** 次に示しますが、「闕字」は「欠字」と考えてよいと思います。「平出」の対象は十五、「闕字」のそれは十七です。

前掲『律令』、二八八―二九〇頁。

「平出」

皇祖、皇祖妣、皇考、皇妣、先帝、天子、天皇、皇帝、陛下、至尊、太上天皇、天皇の諡、太皇太后、皇太后、皇后

「闕字」

大社、陵号、乘輿、車駕、詔書、勅旨、明詔、聖化、天恩、慈旨、中宮、御、闕庭、朝廷、東宮、皇

太子、殿下

**問7** 「女帝」という言葉について、天平年間の比較的はやい時期にも用いられたと読んだことがありますか。

**回答** 「古記」については井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」（前掲『律令』所収）に詳細があります。またおそらく天平年間のはやい時期というのは、『類聚三代格』にあるものだと思います。

『国史大系』第二十五卷「類聚三代格」二九頁。

勅シ玉ハク

戸座（へざ）

安房国 阿雲部 壬生 中臣部

右男帝御宇之時供奉

備前国 壬生 海部 壬生首 壬生部

右女帝御宇之時供奉

天平三年六月二十四日

たしかに「男帝」「女帝」と記されています。ただ「六国史」に一度も「女帝」は用いられていません。また天平三年はいわゆる辛巳事件からまだ七年です。辛巳事件は公式令の文書規定にある「皇太夫人」を採るか、勅の「大夫人」を採るかの事件です。結局聖武天皇は詔を下し、文書では「皇太夫人」とし口頭では「大御祖」とするとされました。公式令が如何に重要視されていたかの証拠です。

百歩譲って「右男帝」「右女帝」が天平三年にあったとします。それでも「継嗣令」の「註」を「女帝の子」とは解釈できません。それでは本文に述べたいくつかの歴史事実を解釈できないのみならず、他の令との整合性も説明できないからです。「女帝」という用語の有無のみで「継嗣令」の「註」を解釈しては、歴史の文脈から大きく逸脱します。

**問8** 歴史の本では「女帝」が多くみられます。継嗣令を正しく解釈している歴史家はいないのでしょうか。

**回答** 図書館でみた範囲ですが、中川八洋本以外はみな「女帝の子」でした。確認したものを列挙します。詔勅を歴史の文脈から解読していない証拠だと思います。

倉本一宏『奈良朝の政変劇』1998年・吉川弘文館・一五頁「女帝の子も亦同じ」

荒木敏夫『可能性としての女帝』1999年・青木書店・二〇九頁「女帝之子亦同」

瀧浪貞子『女性天皇』2004年・集英社新書・一九五頁「女帝の子も亦同じ」

成清弘和『女帝の古代史』2005年・講談社現代新書・一二九頁「女帝の子も同じとする」

仁藤敦史『女帝の世紀』2006年・角川選書・七頁「女帝の子も亦同じ」

- 上田正昭『古代日本のこころとかたち』2006年・角川叢書・一五六頁「女帝の子も亦同じ」
- 吉田孝『歴史のなかの天皇』2006年・岩波新書・五七頁「女帝の子も親王とする」
- 遠山美津男『古代の皇位継承』2007年・吉川弘文館・八八頁「女帝の子も亦同じ」
- 笠原英彦『象徴天皇制と皇位継承』2008年・ちくま新書・九四頁「律令（継嗣令）は「女帝の子」（女系継承）にも皇位継承資格を認めており」
- 小田部雄次『皇族』2009年・中公新書・一一頁「女帝の子もまた同じ」
- 吉村武彦『女帝の古代日本』2012年・岩波新書・一五四頁「女帝の子も亦同じ」
- 西宮秀紀『奈良の都と天平文化』2013年・吉川弘文館・二七頁「女帝の子もまた同じ」

## 第九回 皇室典範と「みことのり」

「みことのり」は天皇の公式のお言葉です。したがって憲法等とともに発布された「御告文」「上諭」なども「みことのり」のひとつです。

ところで、最初の皇室典範は明治二十二年二月十一日、大日本帝国憲法と同時に制定されました。ただ憲法は発布されましたが、皇室典範は公布されませんでした。皇室典範はいわば皇室の家法であるとの認識が為政者側にあったからだとされています。それでも憲法発布の明治二十二年六月、国家学会から伊藤博文『帝国憲法・皇室典範義解』は出版されましたから、丸秘ではありませんでした。

もともと皇室典範を公布すべしという議論は、たしかにありました。尾崎三良―三条実美の側近ですが―などは「典範は・臣民に公布し臣民をして皆遵守奉戴する所を確知せしむべし」と柳原前光をとおして井上毅へ主張したとされています。「皇族と人民とに渉る事項」もそうですが、いわゆる国法一元論、宮中事務と国家の事務は区別すべきでない、とする意見があったことは事実です（原田一明「明治四十年皇室典範「増補」考」、『國學院法學』第40巻第4号、一九四頁）。

現在の皇室典範は昭和二十二年一月十六日に制定されました。前年の十一月三日、日本国憲法が公布されましたが、その第百条等に則ったものであり、現・皇室典範の第一条は「皇位は皇統に属する男系の男子がこれを継承する」となっています。そして昭和二十二年五月三日、日本国憲法が施行されました。その第二条は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」。したがってこれらはセットであり、新憲法は現・皇室典範を前提にして施行された、そう考えて妥当です。

平成二十四年、民主党政権下において「皇室典範に関する有識者ヒアリング」が行われました。その主なテーマは「女性の皇族に皇族以外の方と婚姻された後も御活動を継続していたかどうかの場合の制度の在り方等」でした。その内容は「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」（内閣官房皇室典範改正準備室）で公開されました。

実はこの内容にもいくつかの疑問といますか、歴史の事実を無視した議論があると思われまます。これも古い「みことのり」を誤解したことが原因にあるのではないかと思いません。

### （女性宮家創設と身分の保持）

平成二十四年の「論点整理」におけるポイントは、女性宮家の創設、そして女性皇族が皇族以外の方と婚姻された後の身分の保持に関するものでした。宮家はそもそも皇位継承の安定をはかるためのものです。歴史上に女系天皇は存在しませんから、「論点整理」公開後も様々な批判がありました。

また身分の保持については、旧皇室典範の第四十四条に尊称保持の定めがあったことを例に、議論がなされました。その第四十四条は次の通りです。

「皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず但し特旨に依り仍内親王女王の称を有せしむることあるへし」

「仍」は「なお」です。ただしこれはその前にある第三十九条を前提としています。

「皇族の婚嫁は同族又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る」

つまりこの尊称保持は華族制度があつてのことです。日本国憲法の第十四条二項には「華族その他の貴族の制度は、これを認めない」とあります。したがって「論点整理」では、憲法との関係においても「疑義を生じかねない」（二二頁）と記しています。

いずれにしても「論点整理」の大きな二つのポイントは、まったく新たな制度をつくるもの、その観点から議論されたと思います。したがって歴史を尊重する立場からは、様々な反論が起きました。また皇位継承とは切り離してこれらを議論する、そういう前提でした。それで尊称保持などは、ヒアリングに参加した有識者では、条件付きの人も含め、賛同する人が少なくありませんでした。これらは平成二十四年二月二十日に公表された「皇室制度に関する有識者ヒアリングの実施について」の「議事録」に確認できます。

さてここで大事なことは、議論を皇位継承とは切り離す、その考え方です。「論点整理」では「皇室の御活動の維持が困難になる」ことへの対応策として、先にあげたポイントがテーマとされました。しかしGHQの占領下で皇室離脱をされた方々の復籍について、ほとんど議論はありませんでした。「論点整理」では触れているものの、「皇位継承に関わる極めて微妙な問題」あるいはかつての「皇室離脱のルール」をあげて、議論から排除したように思えます。

しかしこの「皇室離脱のルール」は、本当に正しく解釈されてきたのでしょうか。

#### （明治四十年と大正七年の「増補」）

最初の皇室典範はその後、明治四十年に「増補」されました。これが正式に皇室典範が公布された最初だろうと思います。これには将来における皇室経済への配慮から、臣籍降下に関する定めが記されています。永世皇族主義の部分修正といわれていますが、「増補」の「みことのり」のポイントは次の文章です。読みやすいように句読点を付け、ひらがなに直して読んでみます。

「祖宗の丕基（ひき）を永遠に鞏固（きょうこ）にする所以の良図を惟ひ、且憲章に由て皇族の分義を昭（あきら）かにせむことを欲し、皇室典範増補を裁定し」（伊藤博文『憲法義解』岩波文庫、一九七頁）

「丕基」は天皇が国を統治する大事業のもとい、ということですが。鞏固は強固です。そしてこの「増補」は「みことのり」にあるように、あくまで「丕基を永遠に鞏固」にするた

め裁定されました。

この「増補」は全八条ですが、第一条から第六条までが臣籍降下関連、第七条第八条は条文を引用すると「皇族と人民とに渉る事項」です(問1)。皇族と人民にトラブルが生じた場合の、皇族に適用される規程と人民のそれを定めたものです。トラブルがあれば人民は民法に依りますが、皇族に不利あるとき皇族は皇室典範の定めるところに依るとされたのです。

明治四十年の「増補」は「王」がその対象ですが、よく引用されるのは第六条です。

#### 第六条

「皇族の臣籍に入りたる者は皇族に復することを得ず」(前掲、同一九九頁)

また皇室典範は大正七年にも「増補」されました。

#### 大正七年の「増補」

「皇族女子は王族又は公族に嫁することを得」(前掲、同一〇一頁)

これは、梨本宮方子女王と李王世子との婚約が成立して、朝鮮王公族の法的地位を明確にする意味で必要な修正でした。なぜなら、朝鮮併合後における皇族女子と朝鮮の王公族との婚姻などは当初想定されていなかったからです。

#### (大正九年の「施行準則」)

皇室典範は大正九年に「皇族の降下に関する内規」が裁定されました。これは明治四十年「増補」の「施行準則」です。現実に進まない臣籍降下に対する内規とされました。大正九年三月十七日に枢密院での詳細説明があり、五月十九日に裁定されましたが、内規ですから公布はされていませんでした。現在では国立公文書館のサイトで確認が可能です。

まず、明治四十年の「増補」では「王」を対象に臣籍降下する場合の制度が定められました。

#### 皇室典範増補

「第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ」(岩波文庫

『憲法義解』、一九九頁)

そしてさらに「旧皇族」の方々の特例を定めたものがこの内規です。

#### 皇族ノ降下ニ関スル内規

「第一条 皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅定ノ皇室典範増補第一條及皇族身位令第二十五條ノ規定ニ依リ情願ヲ為サルトキハ長子孫ノ系統四世以内ヲ除クノ外、勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列ス」(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref:A03033116800、枢密院御下  
附案・大正九年(国立公文書館))

長くてわかりにくい条文です。整理しますと、天皇の子(皇子)を一世とすると、皇孫が二世、皇曾孫が三世、そして皇玄孫が四世です。この内容を、平成二十四年十月五日付けで首相官邸のホームページに公表された「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」から要約して引用します。

〔報告書〕「論点整理」の考え方・「旧皇族」の特例

前回お話しした、平成十七年「報告書」の参考資料にもありますが、平成二十四年の「論点整理」においても、大正九年の「皇族の降下に関する施行準則」について、「旧皇族の特例」を次のように解説しています。

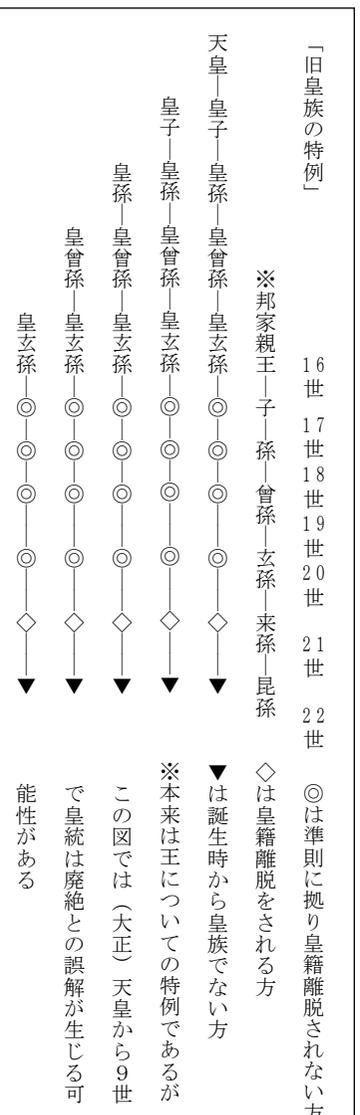
「旧皇族はすべて崇光天皇の16世孫である邦家親王(伏見宮)の子孫であったため施行準則をそのまま適用した場合には、全員が皇籍離脱することとなった。そこで、邦家親王の子(17世)を、特例として、5世王とみなして施行準則を準用することとされた」(問2)

この解説そのものは適切な解説です。先の大戦が終わって、我が国はGHQの占領するところとなりました。そしてその占領下において、いまだ旧皇族といわれている方々の皇籍離脱がありました。その旧皇族の方々の祖先は邦家親王という方で、遡れば崇光天皇、北朝第三代天皇に行きつきます。「旧皇族はすべて崇光天皇の十六世孫である邦家親王(伏見宮)の子孫」というのはその意味です。

崇光天皇の五世孫は貞敦親王という方で一四八八年生まれですから、この「施行準則」を適用すれば、いわゆる旧皇族の方々の祖先は「施行準則」の実施と同時に全員皇籍離脱となります。それでは現実性に欠けるので、「邦家親王の子(十七世)を、特例として、五世王」としたわけです。

さて「旧皇族」の特例」の説明です。

「すなわち、旧皇族については、十一の宮家それぞれについて長男の系統のみ十七世〜二十世までを皇族とし(◎)、それ以外の方は皇籍離脱することとされた(◇)。その結果、十七〜二十世であっても次男以下の系統はすべて皇籍離脱をする(◇)とされていた。また、長男の系統も二十一世は皇籍離脱をする(◇)こととされていたので二十二世以降は誕生したときから皇族ではない(▼)こととされていた」



この図は「論点整理」からそのポイントを簡略化したものです。

つまり旧皇族は邦家親王（十六世）を皇玄孫とみなし、ここから四世の二十世までの長男のみ皇族で、二十一世からはすべて臣籍という解釈です。この図はあくまで「王」を対象とするものですが、図の天皇を大正天皇とすると、畏れ多くも大正天皇の皇玄孫は悠仁親王ですから、その五代あとは臣籍降下、六代からは生まれながらにして臣籍という誤解が生まれる可能性が考えられます。添付されている参考図は、少なくとも適切ではないと思います。説明文をよく読まず、この図を見ただけでは、皇統は自然に廃絶と映ります。当然ながら天皇は代替わりとなりますから、少なくとも天皇の長子の系統はいつでも八世まで皇籍離脱はありません。この誤解を生む可能性のある図は、もう少し工夫が必要だったのではないかと思います。

### （律令の「格」と「式」）

ではこういった決めごとが、歴史の中でどのように運用されてきたか、そこを少し考えてみたいと思います。

我が国には律令というものがありません。現在では平安時代初期に撰上された『令義解』等によって、完全ではありませんが、養老令の内容を知ることが可能です。大宝令は七〇一年の施行、養老令は七一八年から撰述されて七五七年に施行されました。ですから奈良時代はまさしく律令時代だったわけですが、奈良時代後期からはその補助法令や施行細目が制定されました。これが「律令格式（きやくしき）」です。

「格式・きやくしき」とは「格」と「式」ですが、「格」は「律令」の補助法令であり「式」はその施行細則です。『類聚三代格』の叙に以下のような文章があります。現代語で要約します。

「格はその時を考慮して制を立てるものであり、式は法令の不足を補い、落ちているものを拾う、いわゆる「拾遺補闕」ということである」（『国史大系25』『類聚三代格』、一頁）

当然ですが、皇室典範は、新旧ともその第一章の名のとおり、「皇位継承」の法そのものです。皇統を存続させるための法であることは疑いようありません。ですから「増補」が皇位継承の法を覆すことは到底あり得ませんし、まして「施行準則」が皇室典範の本文を逸脱することはあり得ません。

皇室典範＜増補＜施行準則、これが原則です。

### （律令の運用と皇室典範）

実際に律令格式はどのように運用されていたのでしょうか。たとえば七五七年の勅令があります。『続日本紀』（新日本古典文学大系、岩波書店）から引用します。

文武天皇 慶雲三年（七〇六年）二月十六日

「令（りやう）に准（なずら）ふるに、諸（もろもろ）の長上官の遷り代らむは、皆六考を以て限とす。（中略）百官、選を得る限（かぎり）太（はなはだ）遠し。色別（しきごと）

に二考を減して、各（おのおの）選の限を定むべし」

「令」は大宝令のことです。長上官は一般に京官とか国司。六考とは六年間の人事考課という事です。この「みことのり」では人事考課の期間が六考で非常に長い期間なので、職種別に二年ずつ減ずるようという内容です。これは「令」の補助法令で「格」ということです。

これに対し、その五十一年後、新たな「みことのり」が発せられました。

孝謙天皇 天平宝字元年（七五七年）五月二十日

「頃年（としころ）、選人、格（きやく）に依りて階を結ぶ。人人、位（くらい）高くして、任官に便（たより）あらず。今より以後（のち）、新令（あたらしきりやう）に依るべし」

「格に依りて階を結ぶ」は、たとえば長上官については、文武天皇の「みことのり」にあるように、四考つまり四年間の人事考課で昇格するという事です。それで「任官に便あらず」は、実力の伴わない昇格となっているということです。「格」の弊害が出てきたのでしょう。それで今後は新令つまり養老令の六考に戻す、そういうことを指示された「みことのり」です。

選限（位階をあげる年限）を二年短くした七〇六年の「格（補助法令）」をやめ、新令で元通りに復活させた、そういう事です。新令といっても、大宝令と養老令はほぼ同じであると考えられています。

つまり「令」の範囲内であれば、「格」で時の事情に対応させていたという事実です。元の本文を変えない、そういうことですね。あくまで本文の考え方を有効にするための補助法令です。

### （皇籍復帰）

歴史の中では臣籍降下されたあと、もう一度皇籍に復帰したという例が数多くあります。なかでもよく知られているのが皇籍復帰して即位された宇多天皇と醍醐天皇です。ここでの時代の天皇だったのか、確認してみたいと思います。

神武天皇紀からはじまって、推古天皇が第三十三代、天武天皇が第四十代です。そして平安遷都の桓武天皇が第五十代で、『日本三代実録』の清和天皇・陽成天皇・光孝天皇がそれぞれ第五十六、五十七、五十八代の天皇です。宇多天皇は第五十九代、醍醐天皇は第六十代の天皇です。

宇多天皇は『日本三代実録』の最後に記載されている光孝天皇の第七皇子でした。光孝天皇は他の皇子とともにこの皇子も臣籍降下させ、源定省（みなもとのさだみ）を賜りました。しかし崩御の前日、光孝天皇は「寛仁孝悌」と定省を評し、臣姓を削り親王に列せ

しめると遺詔されました。そして実力者・藤原基経の支持もあって、光孝天皇崩御の日に定省は立太子、踐祚、その後即位されました。

醍醐天皇は宇多天皇の第一皇子です。ただ宇多天皇の即位は仁和三年（八八七年）、醍醐天皇は仁和元年（八八五年）に源維城（みなもとのこれざね）として生れました。源定省の子、つまり臣下として生れたというわけですが、父の即位に伴って皇籍復帰となり、その後、宇多天皇の譲位によって即位され醍醐天皇となりました。平安時代初期は唐風文化全盛でしたが、醍醐天皇は和歌の振興に尽力されて『古今和歌集』を勅撰したことで知られています。

### （「論点整理」の本末転倒）

さて、平成二十四年の「論点整理」に戻ります。有識者の中には明治四十年の「皇室典範増補」第六条「皇族の臣籍に入りたる者は皇族に復することを得ず」、あるいは大正九年の「内規」、それらの趣旨を理解せずに解釈し「配布資料」で主張された方もおられました。皇籍復帰の例が歴史上珍しくないことは、いま述べたとおりです。ですからこの第六条を金科玉条とすることは、我が国の「法」と歴史の事実に反する考え方と言わざるを得ないと思います。

繰り返しますが、明治四十年の「増補」は「祖宗の丕基を永遠に鞏固にする所以の良図を惟ひ」制定されました。これは「増補」公布の際の「みことのり」に示されています。皇室経済との関係、それにも増して安定的な皇位継承に不安のないことが前提で、臣籍降下が考えられました。

安定的な皇位継承のための法が、その補助法令である「増補」の、さらにその「施行準則」によって合法的に皇統廃絶の論理となる、そんなことがあってよいのでしょうか。本末転倒と言わざるを得ません。それでは「みことのり」がまったく意味をなさなくなり、何のための「増補」なのか分からなくなってしまいます。

### （皇位継承論議）

前回お話しましたが、養老令の「継嗣令」第一条の「註」の解釈です。平成十七年の「皇室典範有識者会議」「報告書」では「女帝子亦同」を「女帝の子も亦同じ」と解釈する誤りがありました。歴史の事実から検証すると、これは「女（ひめみこ）、ただし帝の子、も同じとする」という意味でした。

そして平成二十四年の「論点整理」では、有識者の配布資料中に旧皇室典範の「増補」と「施行準則」に関する曲解がありました。皇位継承を安定的にするための「増補」と「施行準則」であるにもかかわらず、皇統が自然に廃絶となるような誤解をさせるような図もありました。

様々な意見はあると思います。しかし皇位とはそもそも歴史的御位です。歴史の事実を無視しての議論は如何なものかと思いません。安定的な皇位継承のためには、旧皇族の方々

の皇籍復帰をも含めて検討される、これが歴史に学ぶ姿勢であると思います。

## 【質疑応答】

問1 明治四十年の「増補」の全文を示して下さい。

回答 伊藤博文『憲法義解』（岩波文庫、一九九頁）から引用します。

明治皇室典範増補（明治四十年二月二十一日）

第一條 王ハ勅旨又ハ請願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナリコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シ

タル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ複スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム皇族ト

人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別

段ノ條規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

問2 「論点整理」の「旧皇族の特例」はどこで閲覧できますか？

回答 内閣官房のインターネット・サイトで閲覧可能です。また、平成十七年「報告書」の

「参考資料」にも同じものが掲載されています。

「皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理」五七頁、平成二十四年十月五日、内閣官房

「皇室典範に関する有識者会議報告書」四五頁、平成十七年十一月二十四日、内閣官房

問3 歴史の中に清和源氏や桓武平氏がありました。臣籍降下の初めはどうだったのでしょうか。

回答 歴史上、臣籍降下で有名なのは橘諸兄（たちばなのもろえ）という人です。敏達天皇の子孫で、もとは葛城王といました。父は美努王ですが母は県犬養橘宿禰三千代（あがたいのいぬかいのたちばなのすくねみちよ）——長い名前ですが——でしたので、それを継ぐため臣籍降下を願い出て橘宿禰諸兄となりました。天平八年ですから西暦七三六年です。橘三千代という人は藤原不比等との間に藤原光明子も生んでいます。光明子は聖武天皇の皇后となり孝謙天皇の母となった人です。橘諸兄は正一位左大臣にまでなりました。

また皇室経済という点からの臣籍降下というと、嵯峨天皇の時代が知られています。嵯

嵯峨天皇は『本朝皇胤紹運録』によれば五十名の皇子女が確認できると言われています。嵯峨天皇は弘仁五年（八一四年）五月、皇子の臣籍降下に関して「みことのり」を発せられました。そして天長九年（八三二年）二月、嵯峨天皇の次の淳和天皇ですが、やはり臣籍降下についての「みことのり」を渙発されています。

「子弟を寵秩（ちようちつ）するに、相襲（そうしゅう）の規有り」と雖も、繁昌を抑損するは、固より亦経通の典なり」

「寵秩」は寵愛して官職を与えること。「相襲の規」は代々受け継ぐという制度。「抑損」は抑えて減らす。「経通の典」は道理に通じるお手本です。口語訳しますと「子弟を寵愛して官職を与える、そしてそれは代々継がれるものという制度はあるが、官職を与える人数を抑えて減らすことは、道理に通じるお手本となることである」というようなことかと思えます。

嵯峨天皇の第十二皇子である融は、臣籍降下して源融（みなもとのとおる）となりましたが生前に従一位左大臣になっています。橘諸兄同様、実力があれば、政府の高官にもなれたという例です。また皇室経済への配慮のほかに、別の意図があったのかも知れません。子弟を臣籍降下せしめた上で、その中の能力ある者を政府の高官に任用し、天皇を中心とする政治体制を固めた、そういう見方です。いわゆる皇親政治との批判を免れるための施策と見る考え方です。この辺りはいろいろ議論のあるところかと思えます。

またこれは文学の世界の話ですが、『源氏物語』の主人公・光源氏も臣籍降下した一人です。「光り輝く源氏の君」という意味ですが、先程の源融は主人公のモデルの一人ではないかと云われているようです。その第一帖「桐壺」に桐壺帝の次のような言葉があります。

「無品の親王の外戚の寄せなきにては漂はさじ。わが御世もいと定めなきを、ただ人にて朝廷の御後見をするなむ、行く先も頼もしげなめること」と思し定めて、いよいよ道々の才を習はさせたまふ」（『源氏物語 一』、新日本古典文学大系<sup>19</sup>、岩波書店、二二頁）

―無品（むほん）の親王で、頼りになる母方の後ろ盾もないという状態は忍びない。私の治世もいつまで続くか分からないのだから、臣籍降下して朝廷の補佐役になれば、彼の将来も開けてくるのではないか。帝はそう思い定めて、源氏の君にいつそう様々な学問を学ばせたのでした―

現代語訳しますと、以上のようなことですが、「ただ人にて」は臣籍降下して臣下となるということ。嵯峨天皇の皇子は源の姓を賜りましたが、のちには桓武天皇の皇子が平の姓を賜りました。

## 第一〇回 詔勅研究について

### (本居宣長と宣命研究)

「みことのり」は詔勅ともいいますが、実はこれを専門的に解説した本というのはそれほど多くはありません。むしろ少ないといつていいと思います。

現在私たちが図書館で読むことが出来るもの一つに、本居宣長『続紀歴朝詔詞解』があります。筑摩書房なら『本居宣長全集』の第七巻です。本居宣長は『古事記伝』など有名ですが、その『古事記伝』は寛政十年（一七九八年）に脱稿しました。起稿から三年（一七九九年）でした。宣長は享和元年（一八〇一年）九月二十五日に他界しましたから、その二年前ということです。

この『続紀歴朝詔詞解』は『続日本紀』―主に奈良時代を著した本ですが―にある六十二の宣命を解説したものです。第一詔は文武天皇即位の宣命で、最後の第六十二詔は桓武天皇の延暦八年、征東將軍らの敗軍の責を勘問しその処分を告げる宣命です。

宣命は、最初に申し上げましたように、国語の詔旨です。漢文の詔勅と相對しています。上古以来、これが我が国の詔勅の本体だったそうです。『続日本紀』にはこの宣命が多く残されています。『日本書紀』などは特に漢文による潤色があるとされていますが、『続日本紀』の宣命は当時の国語を知る上でたいへん貴重だと思えます。

この本居宣長の『続紀歴朝詔詞解』はその後、様々な学者によって引用されてきました。ただ宣命を含む詔勅の研究そのものはあまり見あたりません。一方、本居宣長は祝詞の研究も著しましたが、こちらの研究は幕末から明治時代、そして昭和戦前でも割合活発でした。ただ宣命あるいは広く詔勅が宣長以降あまり研究されなかったのはなぜなのか、その理由はわかりません。徳川幕府が禁止していたというような文章を読んだことがあります。その確実な根拠は提示されていませんでした。あるいは本居宣長『続紀歴朝詔詞解』の完成度が高いので、その後の学者は宣長を踏襲するにとどまり、自ら解釈することを選択しなかったのかもしれない。

### (詔勅の研究書)

この「宣命」を解説した著作として、主なものを挙げますと、久米幹文『続日本紀宣命略解』があります。明治二十六年です。その後は少し飛びますが、文部省社会教育局編『祝詞宣命』が昭和七年、御巫清男『宣命詳釈』は昭和十一年、金子武雄『続日本紀宣命講』は昭和十六年です。また歴代の主な「詔勅」を解説したものと、森清人らの『大日本詔勅謹解』全七冊があります。これが昭和九年です。その後、昭和十六年には森清人『大日本詔勅通解』そして三浦藤作『歴代詔勅全集』全八巻が昭和十五年から十八年にかけて出版されました。この間、教育勅語の解説本はたくさん出版されています。

主な詔勅の研究書は以上のとおりです。ですから歴代の詔勅を解説しようとしても、なかなか参考書がないのが実態です。そしてたとえば『歴代詔勅全集』ですが、よくよく検証してみますと、歴史の事実と反する解釈が少なくありません。

第三回で話題にした「現御神と」ですが、『歴代詔勅全集』に「現御神と」の解説はありません。「現御神」のみを解説して「現にこの世にまします神といふ意味。天皇のことを申し上げ奉るのである」（第一巻三三九頁）としています。詔勅解説にはこの解説よりも「現御神と」の解説がなければ誤読につながることは明白です。

さらに第二回の教育勅語です。「之を中外に施して悖らず」を「国内に於て行っても、国外に於て行っても、反してはゐない」といふこと（第六巻一六六頁）と解説しています。これも典型的な誤読です。

ただ残念ながら『大日本詔勅謹解』や『大日本詔勅通解』でもその解釈はほぼ同じです。むしろ出版年からして、森清人らを踏襲したのが三浦藤作の著作なのかもしれません。その事実は確認できませんが、少なくともこれらについて、三浦藤作が森清人らの解釈を批判した文章は見当たりません。

### （幻の『大日本詔勅 全表』）

いま、残念ながら、と申しました。私たちが歴代の詔勅を図書館等で読むことができるのは、森清人『みことのり』のお蔭です。これは皇太子殿下御成婚記念として平成七年に錦正社から発行されました。専門的には『大日本詔勅謹解』や『歴代詔勅全集』がありますが、図書館の所蔵で多いのはこの森清人『みことのり』ではないかと思えます。ただ『みことのり』には全文ルビが振られています。語義などの解説はありません。

森清人には『詔勅虔攷』全三巻があるとされています。このうち第一巻と第三巻は図書館や古書店でも見つけることは容易です。しかし第二巻はどこを探しても見当たりません。森清人本人の説明によれば、この第二巻は『大日本詔勅 全表』というもので、四千五百余の「みことのり」を解説したとされています。慶文堂書店から昭和十八年七月三十日の発行ということが、第二巻―これは同年六月二十日の発行ですが―に記されています。ただどの図書館や古書店にも見つけられません。まさに「幻の書」といしかありません。

いずれにしても、詔勅を研究するにあたって、もし森清人本がなければ大変な時間と労力が必要になると思えます。その意味で、詔勅研究者にとって、森清人氏は恩人であると思えます。本居宣長『続紀歴朝詔詞解』と森清人本で、あの難解な漢字の訓みと意味が分かるようになりました。

『大日本詔勅謹解』の序に、森清人はこう記しています。

「本稿執筆以来、斎戒沐浴、一切の訪客を辞し、兢兢として筆を進めしも、一個の管見、往々にして述べて悉（つ）くさざるものあるを懼（おそ）る。これ一に著者不学の致すところであるが、もし夫れ義に悖り解を過（あやま）るところあらば、悉くこれ一身の罪にして、読者幸いにこれを諒とせられよ。虔（つつし）んで大方の垂示と叱正とを乞ひ、将

来の研尋討覈を期す」

この一文に森清人という人の、詔勅解説にかける思いが込められていると思います。また、最後にある「将来の研尋討覈を期す」、これは研究者としてすばらしい言葉を残してくれたと思います。「研尋討覈」は「よく調べ考察して本質を明らかにすること」です。

#### （蟬丸上演自肅事件）

森清人という人は、これだけの著作を残した人ですが、様々な人名辞典には掲載されていません。第二回でお話ししたビッテル神父も同じです。キリスト教関係の事典類にはその名がありません。

森清人は明治二十七年（一八九四年）の生まれでした。大正十四年（一九二五年）には詔勅研究所を創立したようですが、そうすると三十一歳ということになります。早稲田大学に学び文学の研究をしていたようですが、かなり若い時分から詔勅の研究を志したのだと思います。

森清人の名で検索できる最も古い本は『良兵・良民常識講座』というものではないかと思えます。昭和四年の発行でした。全二十篇にわたる国民の心得のような本ですが、帝国在郷軍人会の会長などの序文がありますから、相当な後押しがあったと考えられます。

その後、森清人が世に出てくるのは日本精神協会です。昭和八年に菊池武夫を会長として創立されましたが、森清人は理事でした。その翌年、昭和九年―『大日本詔勅謹解』が出版された年です―「蟬丸上演自肅事件」というのがありました。「蟬丸」というのは謡曲の「蟬丸」です。謡曲は能のいわば脚本です。その「蟬丸」の内容が、皇室の尊厳を損なうとして森清人理事は文部省に対し「廢曲」とするよう陳情しました。結果として昭和十二年まで「蟬丸」は上演されなかったようですから、文部省はこの陳情に配慮したといつてよいと思います（注1）。

この「蟬丸」には盲目の第四皇子と逆髪（さかがみ）といわれるお姉さん、皇女が登場します。生まれつき不遇な蟬丸を山へ捨てるよう勅命を受けた廷臣は、嘆きながらも皇子を山において別れます。そしてそれを痛々しく思った人が蟬丸のためにわら小屋をつくります。その小屋から聞こえる琵琶の音に、逆髪が気付きます。逆髪は逆さまに生い立つ髪から狂人となって彷徨していましたが、二人は互いに手を取り、わびしい境遇を語り合いますが、やがて涙ながらに別れます。あらずじとしてはそんなところです。

この後、「大原御幸」という演目も「自肅」となりました。この経緯はよく分かりませんが、これらの件について、萩原朔太郎が「能の上演禁止について」という批判のコメントを残しています。昭和十五年に出版された『阿帯』（六五頁）という本です。

#### （天皇機関説排撃）

昭和十年二月十八日貴族院本会議において、菊池武夫議員―日本精神協会の会長です―が美濃部達吉議員の天皇機関説を「国体に背く」と批判しました。これに対し美濃部達吉は

同月二十五日、「一身上の弁明」として天皇機関説を説明しました。これで一旦收拾されたかに見えましたが、その後、政治問題となりました。

天皇機関説というのは、いわゆる国家法人説を基とするものです。伊藤博文は「君主は国家の上に位せず国家の中に位し君主は国家の統御者にあらずして国家の機関となれり」という旧独逸連邦の法律に高い関心を示しました。君主を専制君主とは反対の「国家の最高機関」とする表現にも注目しています。そして帝国憲法の解説書である『憲法義解』からして、この天皇機関説を否定することは無理だと思っています。

もともと、天皇機関説を排撃する方は「天皇機関説を承認せば警察官も或る意味に於て国家の機関である故に天皇と警察官とを同一視あるの嫌あるにあらずや」というような論調でした。いわば言い掛かりです。天皇を神、現人神ですね、そう祭り上げて自分たちが実権を握る、そういうことだったと思います。実際にこの天皇機関説排撃から国体明徴運動が起こりました。この国体明徴運動の延長線上で文部省『国体の本義』が出版されました。天皇を現御神とし、天皇親政を是とする思想です。第三回でお話ししましたように、天皇現御神論は宣命解釈の誤りが原因です。そして天皇親政論も―これを絶対主義的天皇制と同様に解釈しますと―これも帝国憲法には存在しません(問1)。

昭和戦前において、森清人の行った詔勅研究は特筆されるべき業績だと思っています。しかし昭和十年、菊池武夫と森清人は共著で『日本精神と天皇機関説―天皇機関説問題の意義』を著しました。要するに天皇機関説排撃をしたわけです。この天皇機関説排撃は森清人にとって大きな汚点だったと思います。菊池武夫は現在でも貴族院で美濃部達吉を論難した議員として語られます。しかし彼のブレーンとしての森清人は、あまり取り上げられることがありません。これを森清人の詔勅解釈という観点から分析すると、「現御神と」の誤解が重要なポイントとして浮かんできます。昭和戦前における重大事件が、この詔勅解釈に原因があったということは、そう驚くことでもありません。他にもこの種のことがあるからです。

昭和十八年、森清人は『教育勅語謹解』を著しました。しかしこの「之を中外に施して悖らず」も「中」は葦原「中つ国」、すなはち日本、「外」は外国で、斯の道は日本ばかりでなく、世界のいかなる国に施しても、悖るものでないことが示されてある」と解説しました。第二回で説明しましたように、これも曲解でした。森清人に限りませんが、この誤った解釈が、その後に与えた影響は甚大なものがあるということは間違いありません。

#### (森清人の「人間宣言」)

森清人が同じ昭和十八年に『詔勅虔攷』全三巻―第二巻は確認できませんが―を上梓してのち、昭和二十年に終戦、そしてGHQによる日本占領となりました。生年から終戦時は五十歳か五十一歳だったと推測できます。そして「昭和二十一年元旦の詔書」いわゆる「人間宣言」が渙発されました。森清人はこの詔書について、朝日新聞に投稿しました。そのポイントのみ紹介します(注2)。

「詔書民主化」

◇昭和二十一年の年頭に際して拝した詔書は、つぎの三点において、全く異例の詔書である。

まづ第一に、君民の關係について「天皇ヲ以テ現御神」とすることが「架空ナル觀念」として否定されてゐることである。そもそもこの現御神の話は、大宝令の公式詔書式に五事の別を定めて詔書の用語令を示し、その第一・第二・第三項に「明神」（後世、現御神の字を充つ）の用語令の明示されてゐるのに由来するものであつて、爾来一千二百余年間の永きに亘り、詔勅用語として使用され来つた語で特に続日本紀所載の宣命などには、その用例が多い。従つてその否定は、大宝令詔書式の否定といふべく、その影響するところはきはめて大きいと思はれるのである。（中略）

◇つぎに注意すべきは、このたびの詔書に初めて濁点及び句読点の用ひられてあることである。（中略）

◇最後に注意すべきは、このたびの詔書が従来のかかる場合の慣例を破つて、特に詔書の形式をもつて下されてゐることである。（中略）

以上の三点は、詔勅の沿革上全く異例に属するものであり、われ等も、この画期的新時代に対処する覚悟を新たにして、聖旨に応へ奉るところがなければならぬと思ふ。（東京・森清人Ⅱ詔勅講究所）

この第三点目はよくわかりません。本来ならば勅語であるべきが、詔書として渙発されたことが異例ということかもしれません。いずれにしても、森清人自身も他の論者同様に「現御神と」を正しく解釈しなかつたことが、この投稿になつたのだと思います。天皇Ⅱ現御神という誤解の上では、「天皇ヲ以テ現御神」とすることを否定されたこの詔書の真意は、やはり理解できないと思います。

### （東京ロビンソン漂流記）

時事新聞の昭和二十四年六月三日、森清人が紹介されました。「夢の島」に人がいた」「著述の傍ら理想郷建設」というタイトルでした。夢の島は東京都江東区の埋め立てによる人工島で、戦前は海軍航空隊の秘密基地でした。戦後は海水浴場になりましたが、ここで森清人はたった一人で住んでいました。その目的は「六国史」百九十巻の和文訳という五カ年計画だったそうですが、現在その和文訳がどうなつたかは知る由もありません。また、新聞記事によれば、「著述のかたわら平安朝の健兒（こんでい）制度（平和を目的とした健全な青年男女による自治政体で国民はすべて武器を捨て死刑を廃止このため三百五十年間泰平がつづいたという）の研究に力をそそいでいる」とあります。

### （紀元節復活運動）

昭和三十二年五月八日、森清人は国会の内閣委員会公聴会に公述人として招聘されます。紀元節復活、正式には「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」に関するヒアリ

ングでした。他の公述人は和歌森太郎、井上光貞、小野祖教という人たちでした。みな大学の教授・助教授で森清人は歴史研究家と紹介されています(注3)。

ここで森清人は明治以来の通説を批判します。つまり二月二十一日の建国には根拠がないということに対し、その通説も根拠がないのです。そして「神武東征」ということに関し、東を征伐した、征服したというのはどうかと思うとも言いました。征服なら「征東」となるのではないかということです。冒頭に申しました桓武天皇の「征東將軍」などがそうですね。そしてその証拠として淡海三船の『鑑真和尚東征伝』をあげました。「征」とは「行く」という意味だということです。その後、紆余曲折があつて、昭和四十二年から「建国記念の日」が適用されて今日に至っています。ちなみに、和歌森太郎・井上光貞は紀元節を祝日とすることに反対、森清人と小野祖教は賛成でした。

### 『日本新史』

昭和三十六年の暮れ、森清人は里見岸雄を訪ねています。里見岸雄は「八紘一字」を造語した田中智学の三男です。森清人の「日本紀年の研究」の原稿を読んだ里見は高く評価しました。森清人は出版の助力をお願いします。そして里見は中藤正三という人に相談します。『みことり』を出版した錦正社の初代社長です。中藤社長は快諾しました。

ところがその翌日、十二月六日の朝ですが、森清人は明治神宮の寮で亡くなりました。脳出血と新聞は伝えています。当時は詔勅講究所長で日大の講師もされていたようです。亡くなった翌三十七年、その原稿をもとに錦正社から『日本新史』が出版されました。昭和三十六年暮れの件は、『日本新史』に記された里見岸雄の「あとがき」から知りました。

### (森清人の功と罪)

森清人という人は間違いなく詔勅研究者にとつての恩人です。しかし教育勅語の「中外」と文武天皇即位の宣命にある「現御神止」を読み誤りました。これはむろん森清人一人ではありません。ただ詔勅研究の専門家が読み誤ったことは残念でなりません。もし森清人がこれらを正しく解釈していたら、菊池武夫の天皇機関説排撃はなかったかもしれません。また「昭和二十一年元旦の詔書」を「人間宣言」などと曲解した人たちが堂々と批判したかもしれません。

帝国憲法と教育勅語の起草には、井上毅が深く関与しています。したがって両者は順接で結ばれています。これらには「天皇Ⅱ現御神」も天皇親政ありません。そしていわば天皇機関説を否定する立場ではありません。しかし天皇機関説排撃からはじまる国体明徴運動から、「天皇Ⅱ現御神」であり天皇親政を基とする文部省『国体の本義』が発行されました。つまり天皇機関説排撃・国体明徴運動そして文部省『国体の本義』は帝国憲法や教育勅語と逆接の関係です。これらが古い詔勅や明治天皇の勅語を曲解した結果であることは、本書でお話しした通りです。この辺りをもう少し深く追究する研究者が現われないものかと思えます。戦前を一括するだけでは昭和史は説明されません。

(終りに)

昭和二十年八月、我が国はポツダム宣言を受諾し、同年九月二日には降伏文書に調印しました。当時における最大の課題は「国体の護持」でしたから、ポツダム宣言の「世界征服の挙に出る過誤」の「世界征服」が何であるか、誰一人検証しませんでした。少なくともこの件に関し、成果のある著作は見当たりません。また同年十二月の神道指令にある「日本の支配を他民族に及ぼす」あるいはGHQスタッフが教育勅語に読んだ *thought of world conquest* 「世界征服の思想」も解明されませんでした。この状況は今日に至るまで続いています。

昭和天皇の崩御にあたり、今上陛下は御誄（おんるい）——いわゆる弔辞です——を奏上されました。

「崩御あそばされてより、愛痛は尽きることなく、温容はまのあたりに在ってひとときも忘れることができません。櫛殿に、また殯宮におまつり申し上げ、靈前にぬかづいて涙すること四十余日、無常の時は流れて、はや斂葬の日を迎へ、輻車にしたがって、今ここにまゐりました」

「殯宮Ⅱもがりのみや・ヒンキユウ（天子の遺体を棺に納めて、本葬の時まで安置する仮の御殿）」は允恭天皇紀、「輻車Ⅱきくるま・ジシヤ（靈柩車）」は孝徳天皇紀に見られます。現代に生きる私たちが、古い時代の言葉によって胸を打たれました。

今回は特に、今日の問題と関係の深い詔勅を中心にお話ししました。歴史に学ぶ。古い詔勅を真摯に解読する。そのことが今日における問題解決の、その糸口になればと心から思います。

## 【質疑応答】

問1 森清人の詔勅研究と天皇機関説排撃とはどんな関係にあったのでしょうか。

回答 天皇機関説というのは、いわゆる国家法人説に基づくもので、君主は国家の外か内かという問題でもありました。帝国憲法はプロイセン憲法などの影響を強く受けていると言われています。伊藤博文の考え方を示す次の文章にもそれは明らかです。

尾佐竹猛『日本憲政史の研究』（一元社、昭和十八年、三二一頁）

『伊藤博文秘書類纂』「法制」の部に左の資料が採録せられて居る。それは「君主及国会ノ法律上ノ地位」と題する一篇である。これは、伊藤が欧羅巴で聴いた講義の一部だるか、またはロエスエルなどの意見であらう。

「現時の国法に於ては君主は国家の上に位せず国家の中に位し君主は国家の統御者にあらずして国家の機関となれり（一）君主は国家の機関にして国家の爲めに活動すべしとの思想は既にフリードリヒ大王の有名なる「君主は人民を支配する所の専制君主にあらず国家の最高機関たり」との語に於て発表せられたり而して君主は国家に於て卓越の地位を有し且つ国権を掌握せり凡そ君主の有

する権利は国有の特権なり又君主は万般の国権を一身に総攬す此原則は旧独逸連邦の法律に於て明言せられ又此法律に基きて起りたる独逸法の大部に於て之を明言せり」(原文はカタカナ表記)

(中略)

この説はどの程度迄伊藤の頭に這入ったかは疑問であるが、兎も角、機関説輸入の最も早き一人として伊藤を数ふることが出来る。」

帝国憲法の解説書である伊藤博文『憲法義解』には、機関という用語が少なくとも十回は用いられています。また帝国憲法第四条「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」をはじめとして、その考え方を天皇機関説と表現してなんら問題は無いと思います。

問1―a ではなぜ昭和戦前において天皇機関説排撃の動きが起こったのでしょうか。

回答 詳細な法学理論は別として、天皇機関説排撃から生じた歴史の事実からそこを検証すれば、その原因追究に近づけると思います。

昭和十年、貴族院における天皇機関説排撃

昭和十年、国体明徴に関する政府声明

昭和十一年、二・二六事件

昭和十二年、文部省「国体の本義」

この文部省「国体の本義」は、その本文にある通り、「天皇現御神論」であり「天皇親政論」でした。帝国憲法にこれらはありません。第三回の「文武天皇即位の宣命と「人間宣言」でお話ししたように、「天皇現御神論」は詔勅の誤解から生じたものと考えられます。また同様に「天皇親政論」も「しらす」で説明しましたが、帝国憲法にありません。

貴族院において天皇機関説排撃を行った最初の議員は菊池武夫男爵でした。日本精神協会の会長です。そしてそのブレインの一人が森清人でした。森清人は本文に示した通り天皇機関説排撃論者であり「天皇現御神論」者でした。正式の用語は現御神であるが一般的な用例としては現人神とした例もあると記し、「現人神とは、神は隠り身なるに、頭はに人の體を以て世に現はれたまひし神、即ち人にして人倫ならざる現し身の神の意」と語っています『詔勅虔敬』第一巻 詔勅宣命の研究、慶文堂書店、六五七頁)。当然ながら「現御神と」を解説した文書はひとつもなく、天皇Ⅱ現御神が森清人の基礎でした。この天皇Ⅱ現御神は天皇親政論にもつながります。

問1―b つまり天皇機関説排撃・国体明徴声明・二・二六事件・文部省「国体の本義」は同じゾーンにあるということですか。

回答 その通りです。岡田貞寛『父と私の二・二六事件』には二・二六事件で銃殺刑に処せられた磯部浅一の「行動記」が引用されています。

「行動記」

「渡邊は同志将校を弾圧したばかりでなく、三長官の一人として、吾人の行動に反対して

弾圧しさうな人物の筆頭だ。天皇機関説の軍部に於ける本尊だ」

天皇機関説を擁護した渡辺錠太郎・陸軍教育総監が二・二六事件で狙われた主たる原因がわかります。国体明徴声明は天皇機関説排撃ですし、これらの延長線上に文部省「国体の本義」が発行されました。逆に言えば、文部省「国体の本義」にこの一連の出来事の本質が記されているということです。

問1―c 先程のお話で「天皇現御神論」「天皇親政論」は帝国憲法にないということでした。そうすると「国体の本義」は帝国憲法に背いたものということになりますか・・・

回答 帝国憲法と教育勅語―ただし曲解されていない教育勅語ですが―これは順接の関係です。いずれも井上毅が深く関与しています。整理すると第四回で示したようになります。

従来は教育勅語の再論が「国体の本義」だとされてきました。しかし正しくは曲解された教育勅語の再論が文部省「国体の本義」であるとしなければ、それぞれの内容と整合性がありません。昭和史が複雑なのは、この関係が客観的に追究されてこなかったことに原因があると思います。つまりは古い詔勅、その解釈の検証がなされてこなかった、これが最も大きなことだったと思います。

帝国憲法を遵守された昭和天皇が天皇機関説を是とし、二・二六事件を鎮圧され、天皇現御神論を否定された事実は、右の整理を裏付けるものだといってよいと思います。また昭和天皇の加藤軍令部長や末次軍令部次長への批判『昭和天皇独白録』(二六頁)及び美濃部達吉『憲法撮要』からすると、統帥権干犯論も天皇機関説排撃のゾーンに入るのでしょう。昭和戦前は帝国憲法を蹂躪した時代だったといっても過言ではないと思います。

注1、蟬丸上演自粛事件

『能と狂言』第二号 能楽学会 二〇〇四年五月十五日

中村雅之「蟬丸・大原御幸事件」と謄本改訂

注2、東京朝日新聞 一九四六年一月九日 「声」欄

詔書民主化(全文)

◇昭和二十一年の年頭に際して拝した詔書は、つぎの三点において、全く異例の詔書である。

まづ第一に、君民の関係について「天皇ヲ以テ現御神」とすることが「架空ナル觀念」として否定されてあることである。そもそもこの現御神の話は、大宝令の公式詔書式に五事の別を定めて詔書の用語令を示し、その第一・第二・第三項に「明神」(後世、現御神の字を充つ)の用語令の明示されてあるのに由来するものであって、爾来一千二百余年間の永きに亘り、詔勅用語として使用され来つた語で特に続日本紀所載の宣命などには、その用例が多い。従つてその否定は、大宝令詔書式の否定といふべく、その影響するところはきはめて大きいと思はれるのである。

◇つぎに注意すべきは、このたびの詔書に初めて濁点及び句読点の用ひられてあることである。明治元年以降今日にいたる詔勅の総数は、凡そ一千一百余詔の多きに及ぶが、詔勅に正式に濁点及び句読点を附せられたのは、実に本詔を以て嚆矢とする。この意味においてもこのたびの詔書は、現代假名交り詔勅文創始以来八十年間の慣例を打破せられた歴史的詔書とも呼ぶべきものである。尤も濁点は、昭和十三年七月七日の勅語から同十五年九月二十七日の詔書に至る八詔勅（三詔書・五勅語）には之をみるが、右は濁点だけであつて句読点はなく、詔勅に正式に濁点、句読点の使用されたのは、全く今回が最初である。従来ややもすれば一般に硬くむつかしいと思はれてゐた詔勅文に、親しみと接近感とへる効果は大きいと思はれる。また詔勅文は元来、法文の規範となるものであるから近く改正を予想される憲法も、今後制定せらるべき法律も、おそらくその文章には濁点、句読点の使用されるに至るであらう。

◇最後に注意すべきは、このたびの詔書が従来のかかる場合の慣例を破つて、特に詔書の形式をもつて下されてゐることである。従来、政府の奏請等によらず、勅旨により臨時の小事に関して下される場合は、勅語の形式を以てせらるるのが普通である。けだし之は大寶の制、公式令詔書式に「臨時の大事を詔と爲し、尋常の小事を勅と爲す」とある趣旨によられしものと思はるが、このたびは従来のかかる場合の慣例を破り、特に御名を親署、御璽を鈐せられて、詔書の形式を以て下されてゐるのである。

以上の三点は、詔勅の沿革上全く異例に属するものであり、われ等も、この画期的新時代に対処する覚悟を新たに、聖旨に応へ奉るところがなければならぬと思ふ。（東京・森清人Ⅱ詔勅研究所）

## あとがき

戦前の我が国は教育勅語を曲解し、戦後はいわゆる「人間宣言」を曲解してきました。そのことの原因は詔勅研究の怠慢にあると考えられます。そしてこれらの誤解や曲解が今日の政教関係問題、徳育問題にも大きな影響を及ぼしています。

また奈良時代を語る著作においても、歴史の事実に対する記述がなされ、一向に詔勅を真摯に検証する姿勢が見られません。さらに、その事実に対する解釈を基に皇位継承問題等を論じている様は、ただただ啞然とするばかりです。

本居宣長は「師の説になづまざる事」として次のように語っています。

「これすなはちわが師の心にて、つねにをしえられしは、後によき考への出来たらんには、かならずしも師の説にたがふとて、なはばかりそとなむ、教へられし、こはいとたふときをしへにて、わが師の、よにすぐれ給へる一つ也」

次は『国家神道とは何だったのか』を著した葦津珍彦です。

「いつまでも研究の進まないのを遺憾として、あえて未熟の点あるを承知して、問題提起の試論を発刊することにした。神道同学の将来の修補改正を期待し、発刊にいたるまでの事情を誌した」

さらに森清人は本文でも紹介した通り、以下のように書き残しました。

「兢兢として筆を進めしも、一個の管見、往々にして述べて悉（つ）くさざるものあるを懼（おそ）る。これ一に著者不学の致すところであるが、もし夫れ義に悖り解を過（あやま）るところあらば、悉くこれ一身の罪にして、読者幸いにこれを諒とせられよ。虔（つ）つし）んで大方の垂示と叱正とを乞ひ、将来の研尋討覈を期す」

「師の説になづまざる事」

「将来の修補改正を期待」

「将来の研尋討覈を期す」

誤解がもとで詔勅は「効力を有さない」とされましたが、詔勅は日本国民が歴代天皇から賜った宝です。今回対象とした「みことのり」は、今日において最も重要だと考えたものを優先しました。膨大な量の詔勅について、まだまだ歴史の文脈を逸脱した解釈が平然と行われています。イデオロギーによる解釈云々というより、そもそも「みことのり」の渙発理由やその後の歴史から検証されていないのが、その原因ではないかと思えます。やはり詔勅を当時の語義そして歴史の文脈から解釈する、そういった新たな詔勅学が必要な時代ではないかと思つづく思います。

あの戦争の当事国であり、現在は同盟を結んでいる我が国と米国。少なくともあの戦争や占領政策の学術的な共同研究が行われ、「日米の錯誤」が解明されることを切に願うばか

りです。我が国には井上毅や木下道雄の後継者、そして米国にはグルーやドーマンの真の後継者が、必ずや、いると信じて。

(完)